フランスの裁判制度(2・完)

中村義孝*

目 次

序

フランスの裁判制度の特徴

- 1. 近代以降の裁判制度の変遷
- 2.権力分立と司法権
- 3.司法権と立法権
- 4.司法権と行政権
- 5.裁判機構の二元性
- 6. 二審制の原則
- 7. 民事裁判と刑事裁判の統一性の原則
- 8. 合議制の原則
- 9. 適合性の原則
- 10.事物管轄権と地域管轄権
- 11.司法官職の統一性(裁判官と検察官)
- 12. 裁判の無償原則

司法機構に属する民事の裁判機関

- 1.民事の第一審裁判機関
 - A . 普通法上の民事の第一審裁判機関
 - B . 民事の特別裁判機関
- 2. 民事の第二審裁判機関:控訴院(以上335号) 司法機構に属する刑事の裁判機関(以下本号)
- 1. 刑事の第一審裁判機関
 - A . 普通法上の刑事の第一審裁判機関
 - 1) 予審裁判機関
 - a) 予審裁判官
 - b) 予 審 部
 - 2) 判決裁判機関
 - a) 簡易裁判所
 - b) 違警罪裁判所

^{*} なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

- c) 軽罪裁判所
- d) 重 罪 院
- B. 刑事の特別裁判機関
 - 1) 未成年者裁判機関
 -) 少年事件担当裁判官
 -) 少年裁判所
 -) 未成年者重罪院
- 2) 政治的性質をもつ刑事裁判機関
- 3) 軍事的性質をもつ刑事裁判機関
- 刑事の第二審裁判機関:控訴院の軽罪部,重罪院 最高裁判機関:破棄院

行政機構に属する裁判機関

- 1.行政裁判所
- 2. 行政控訴院
- 3.コンセイユ・デタ
- 4. 会計検査院
- 5. 州会計検査委員会 権限裁判所

憲法上の裁判機関

- 1. 憲法院
- 2. 高等法院
- 3 . 共和国司法院
- 4.司法官職高等評議会

資料 フランス憲法

||| . 司法機構に属する刑事の裁判機関

1. 刑事の第一審裁判機関

刑事の第一審裁判機関にも,民事の裁判機関と同様,普通法上の裁判機関と特別裁判機関がある。普通法上の裁判機関としては,予審裁判機関と 判決裁判機関があり後者には簡易裁判所,違警罪裁判所,軽罪裁判所および重罪院がある。特別裁判機関としては,未成年者裁判機関(少年事件担当裁判官,少年裁判所,未成年者重罪院),政治的な性格をもった裁判機関(高等法院,共和国司法院),軍事的な性格をもった裁判機関(軍事裁判所,戦時本土軍事裁判所,戦時本土外軍事裁判所,軍事高等裁判所,憲兵裁判所)があ る。

A . 普诵法 Lの刑事の第一審裁判機関

フランスでは,犯罪はその重さに従って重罪(crime),軽罪(délit)および違警罪(contravention)の3種類に分類されていて(刑法典111-1条)¹⁾,それぞれの犯罪について専属管轄権をもった裁判所が設置されている。

普通法上の刑事の第一審裁判機関としては,簡易裁判所,小審裁判所の特別組織である違警罪裁判所,大審裁判所の特別組織である軽罪裁判所, および重罪院がある。

刑事事件については,判決裁判機関での審理の前に,予審裁判機関における事前の審査(=予審)が行われる(刑事訴訟法典79条)²⁾。予審の結果有罪の嫌疑があるときは,事件は判決裁判機関において裁判されることになる。

- 1) 刑法典111-2条1項:「法律が,重罪と軽罪を定め,その犯人に適用される刑を定める。」
 - 2項:「命令が、法律の設けている限度内で且つ法律の設けている区別に従って、違警 罪を定め、違反者に適用される刑を定める。」
 - 刑法典111-3条1項:「重罪または軽罪についてはその要件が法律により定められていない限り,また違警罪についてはその要件が命令により定められていない限り,何人も刑を科せられることはない。」
 - 2項:「犯罪が重罪または軽罪である場合は法律により予め定められていない刑を科せられることはなく、また犯罪が違警罪である場合は命令により予め定められていない刑を科せられることはない。」
- 2) 刑事訴訟法典79条:「重罪に関しては,特別な規定がない限り,予審が義務的である。 軽罪に関しては,予審は任意的である。違警罪に関しても,大審裁判所検事正が,44 条を適用して予審を請求したときは,予審を行うことができる。」

1) 予審裁判機関 (juridiction d'instruction)

予審裁判機関の役割は,訴追を受けた者が有罪か無罪かを判断することではなく,証拠を集め,被告人を判決裁判機関に出頭させるのに被告人にとって不利な証拠が十分であるかどうかを評価することである¹⁾。

予審裁判機関は,2段階で構成されている。第1段階は予審裁判官 (juge d'instruction)²⁾による予審,第2段階は控訴院の特別組織である予審部 (chambre de l'instruction) による予審である。

a) 予審裁判官 (juge d'instruction)

予審裁判官は,大審裁判所の裁判官であり³⁾,所属する大審裁判所の管轄地域を担当する⁴⁾。予審裁判官は,大審裁判所検事正(procureur de la République)の請求がなければ,予審を行うことはできない⁵⁾。

予審裁判官の任務は,証拠調べを行うことであり,予審裁判官の資格でかかわった刑事事件の判決には参加することはできない(刑事訴訟法典49条)。

予審裁判官は,真実の発見にとって自らが有用だと判断するすべての予審行為を行うのであり,有罪の証拠だけでなく無罪の証拠についても予審を行う(刑事訴訟法典81条1項)。予審裁判官は,予審行為を成し遂げるために様々な捜査手段を用いることができる。事情聴取,対質,現場検証⁶⁾,押収,鑑定などである。予審裁判官は,これらの行為を自ら行うが,自らすべての予審行為を行うことができないときは,司法警察官に裁判事務委託(commission rogatoire)をすることができる(刑事訴訟法典81条4項)。

これらの予審行為の効果を補強するために,予審裁判官は,場合に応じて,捜索状(mandat de recherche),召喚状(mandat de comparution),勾引状(mandat d'amener),勾引勾留状(mandat d'arrêt)を発することができる(刑事訴訟法典122条1項)。

捜索状は⁷⁾, 犯罪を犯しまたは犯すことを試みたことを疑うのに十分な理由がある者に対して発せられる(刑事訴訟法典122条2項)。

召喚状は、それが発せられた者をその令状に指示された日時に予審裁判官のもとに出頭させることを目的とする(刑事訴訟法典122条4項)。

勾引状は,それが発せられた者を直ちに予審裁判官のもとに連行するよ

う秩序維持機関 (force publique) に与えられる命令である (刑事訴訟法典 122条 5 項)。

勾引勾留状は,それが発せられた者を捜索して予審裁判官のもとに連行するよう秩序維持機関に与えられる命令であって,連行後,必要があるときは,その者は令状に指示された拘置所に連行され,そこで身柄を受理され留置される(刑事訴訟法典122条6項)。

予審裁判官の活動は、証拠調べだけにとどまらず、訴訟を解決するために実質的な裁判権も行使する。そのために、予審裁判官は、決定(ordonnance)を下すことができる。勾留されている者の釈放を許可する決定、予審終結(ordonnance de cloture)の決定、有罪の証拠が十分でない場合の免訴の決定(ordonnance de non-lieu)、有罪の証拠が十分である場合には権限ある裁判所への移送決定(ordonnance de renvoi)である。

- 1) 刑事訴訟法典137条:「予審開始が決定された者は,無罪を推定され,拘束されないままである。但し,予審の必要を理由としてまたは保安処分として,その者に対しては,一つまたは複数の裁判所監督の義務を強制することができる。この強制がその目的から不十分であることが明らかになったときは,その者は,例外として,勾留される。」刑事訴訟法典137-1条1項:「勾留は,釈放権および勾留権をもった裁判官(juge des libertés et de la détention)により,命じられまたは延長される。」
 - 2項:「釈放権および勾留権をもった裁判官は,裁判所所長,第1副所長,または副所長の地位にある裁判官である。その裁判官は,大審裁判所所長により任命される。任命された釈放権および勾留権をもった裁判官に差し支えがある場合,および所長,第1副所長に差し支えがある場合は,釈放権および勾留権をもった裁判官は大審裁判所所長により任命された最も地位の高い最古参の裁判官により交替される。その裁判官が,対審の審理の後に決定を下すときは,書記により補佐される。そのときは,その裁判官は93条の規定を適用することができる。」
 - 3項:「釈放権および勾留権をもった裁判官は,自らが裁判した刑事事件の判決に関与することはできない。違反したときは無効とする。」
 - 4項:「137-4条2項が定める場合を除いて、釈放権および勾留権をもった裁判官は、 予審裁判官の理由を付した命令により事件を付託される。予審裁判官は、大審裁判所 検事正の請求とともに一件書類を釈放権および勾留権をもった裁判官に引き渡す。釈 放権および勾留権をもった裁判官が145条を適用して裁判しなければならないときは、 予審裁判官は、145条6項に定められたいずれかの理由で審理の公開を避けなければ

- ならないかどうかをその命令で指示することができる。」
- 2) 刑事訴訟法典50条1項:「予審裁判官は,裁判所の裁判官の中から選ばれ,裁判官の任命について定められた要式により任命される。」
 - 2項:「必要な場合には,同一の要式により,別の裁判官が,一時的に,第1項で定められたとおり任命された裁判官と共同して予審裁判官の任務を担当する。」
 - 3項:「裁判所所長がその裁判所の裁判官の1人に委任したときは,同一の条件で,命令により,その裁判官に予審を担当させることができる。」
 - 4項:「予審裁判官が不在,病気またはその他の差し支えがあるときは,大審裁判所は, 大審裁判所裁判官の中の1人を予審裁判官の代理として任命することができる。」
- 3) 予審裁判官は,共和国大統領のデクレによりこの職務を与えられた大審裁判所の裁判官である。cf. Roger Perrot: op. cit., p. 147.
- 4) 重要な大審裁判所には,多くの予審裁判官が任命されている。2004年現在,パリでは64 人,リヨンでは15人,リールでは11人である。cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 99.
- 5) 刑事訴訟法典80条 1項:「予審裁判官は,大審裁判所検事正の請求によらなければ,証拠調べを行うことはできない。」
 - 2項:「予審請求は,氏名の判っている者または氏名不詳者に対してなすことができる。」
 - 3項:「予審請求の対象となっていない事実が予審裁判官に知らされたときは,予審裁判官は,告訴または事実を証明する調書を,直ちに大審裁判所検事正に伝達しなければならない。その場合,大審裁判所検事正は,追加的請求により,予審裁判官が新たな事実について証拠調べを行うことを請求するか,別の証拠調べの開始を請求するか,判決裁判所に付託するか,捜査を命じるか,直ちに不起訴処分を決定しもしくは41-1条から41-3条に定められた措置のいずれかを行うか,または告訴もしくは調書を地域管轄権のある大審裁判所検事正に引き渡すことができる。大審裁判所検事正が別の証拠調べの開始を請求するときは,83条1項に定められた条件で任命された予審裁判官にその証拠調べを委任することができる。」
 - 4項:「付帯私訴の申し立てを伴った告訴の場合は,86条が定めるとおり行われる。但 し,証拠調べの最中に,付帯私訴当事者が予審裁判官に新たな事実を告発したときは, 3項の規定が適用される。」
 - 同条 1項:「重罪に関して,共同提訴が請求されたときは,予審の拠点がない大 審裁判所の検事正は,43条を適用してその権限に属する犯罪について地域管轄権を もった拠点の司法官に,関係のある者に対する急速審理手続きも含めて,証拠調べの 開始を請求する権限を有する。」
 - 2項:「前項に定められた場合においては、そこに拠点がある大審裁判所の検事正は、同様に、予審開始請求をすることができ、そのために、その検事正は、司法警察官の請求を指導し監督することも含めて拠点のある管轄範囲全体について地域管轄権を有する。」
 - 3項:「大審裁判所の検事正は,前数項に定められた証拠調べの展開をその解決まで行う権限だけを有する。」

- 4項:「判決裁判所へ移送する場合は,事件は,場合に応じて,最初に管轄権をもった 簡易裁判所,違警罪裁判所,軽罪裁判所,少年事件裁判所または重罪院に移送され る。」
- 同条 :「そこに犯罪の拠点がある大審裁判所の検事正が, の2項を適用した証拠 調べの開始のために,ある者に対する急速審理を認めたときおよび拠点の権限に属す るいかなる証拠調べも開始されるべきでないと認めたときは,その検事正は,一件書 類を地域管轄権を有する大審裁判所検事正に引き渡す前に,その者を司法統制処分に 付すことまたは394条3項から396条に定められた方式に従って勾留することを請求で きる。その者が勾留されたときは,その者は平日の3日以内に地域管轄権を有する検 事正のもとに出頭しなければならない。そうでない場合は,その者は職権により釈放 される。」
- 6) 刑事訴訟法典93条:「予審裁判官は,証拠調べにおいて必要があるときは,所属する大審裁判所検事正に意見を述べた後,あらゆる予審行為を行うために,検証先を管轄区域とする大審裁判所の検事正にそのことを通知して,書記とともに,国土の全範囲で現場検証をすることができる。予審裁判官は,現場検証の理由を調書に記載する。」
- 7) 刑事訴訟法典70条1項:「3年以上の拘禁刑が科せられる重罪または軽罪の現行犯について捜査の必要があるときは,大審裁判所検事正は,73条の適用を除いて,犯罪を犯しもしくは試みたことを疑うことが是認される一つもしくは複数の理由があるすべての者に対して捜索状を発することができる。」
 - 2項:「捜索状の執行については、134条の規定が適用される。捜索状によって発見された者は、発見場所の司法警察官により警察留置される。司法警察官は、43条の適用および捜査官が自ら捜査するために現場に赴くことを既に付託されている可能性を除いて、必要な場合には18条により与えられている権限の特権を受けた後に、事情聴取を行うことができる。捜索状を発行する大審裁判所検事正は、その措置の最初からそのことを通知される。検事正は、警察留置の期間に、事実を付託された捜査当局にその者が連行されることを命じることができる。」
 - 3項:「捜索状の対象となっている者が捜査期間中に発見されないときおよび大審裁判 所検事正が指名されていない者に対する証拠調べの開始を請求するときは,予審裁判 官によって伝えられた場合を除き,捜索状は,証拠調べの進展中は有効とする。」

b) 予審部(chambre de l'instruction)

控訴院の予審部は,2000年6月15日の法律第2000-516号¹⁾による改革で, 従来の弾劾部 (chambre d'accusation) に代えて設置された。

それまでの弾劾部は,控訴裁判機関でもありまた予審裁判機関でもあるという二重の権限をもっていた。弾劾部は,予審裁判官の決定に対して申し立てられた控訴を第2段階として義務的に裁判していたし,重罪につい

ては予審裁判官が行った予審の再審理を第2段階として行っていた。

2000年の改革以来,控訴院の特別組織である予審部は,予審裁判官の決定に対して申し立てられた控訴および勾留について釈放権と勾留権をもった裁判官の決定に対する控訴を第2段階として扱うことになった。

控訴院には少なくとも一つの予審部がおかれ,もっぱらその任務を遂行する部長と2人の裁判官で構成される(刑事訴訟法典191条1項,2項)。予審部の部長は,司法官職高等評議会の意見を聴いてデクレにより任命される(刑事訴訟法典191条3項)。予審部のその他の裁判官は,毎年,控訴院の総会によって任命される(刑事訴訟法典191条4項)。

予審部の検察官の職務は、控訴院の検事長 (procureur général) または 検事 (substitut)が務め、書記の職務は控訴院の書記が務める(刑事訴訟 法典192条)

予審部の部長は,控訴院の管轄範囲にある予審業務の円滑な運営を確実 にし,勾留の監督を行う²⁾。

- 1) 2000年6月15日の法律の殆どは、現行の刑事訴訟法典の中に組み入れられている。
- 2) 刑事訴訟法典220条:「予審部の部長は,控訴院の管轄範囲にある予審業務の円滑な運営 を確実にし,勾留の監督を行う。部長は,必要だと判断したときおよび毎年1回は, 意見を書面にして,控訴院院長,控訴院検事長ならびに大審裁判所所長および大審裁 判所検事正に送る。」

2) 判決裁判機関 (juridiction de jugement)

犯罪の3分類に応じて,それぞれ専属管轄権をもった裁判機関が設置されている。重罪は重罪院の専属管轄に属し,軽罪は軽罪裁判所の管轄に属し,違警罪は違警罪裁判所と簡易裁判所の管轄である。

刑法典によれば,違警罪は第1級から第5級に分類されている1)。

第 1 級から第 4 級の違警罪としては,人に対する違警罪 2),財産に対する違警罪 3),国家または公共の平穏に対する違警罪 4),その他の違警罪 (たとえば動物虐待:同 R. 654-1条) などがある。

第5級の違警罪としては,人に対する第5級違警罪⁵⁾,財産に対する第5級違警罪⁶⁾,国家または公共の平穏に対する第5級違警罪⁷⁾,その他の第5級違警罪(たとえば不必要な動物殺害:同R.655-1条)などがある。

第1級から第4級までの違警罪は簡易裁判所の管轄であり,第5級の違 警罪は違警罪裁判所の管轄に属する(刑事訴訟法典521条1項,2項)。しか し,第1級から第4級の違警罪が第5級の違警罪に付随するときは,違警 罪裁判所が管轄権をもつ(刑事訴訟法典521条4項)。

- 1) 刑法典131-13条 1 項:「法律が,3,000ユーロを超えない罰金で処罰する犯罪は,違警罪とする。」
 - 2項:「罰金の額は次のとおりとする。
 - 1. 第1級の違警罪については38ユーロ以下。
 - 2. 第2級の違警罪については150ユーロ以下。
 - 3.第3級の違警罪については450ユーロ以下。
 - 4. 第4級の違警罪については750ユーロ以下。
 - 5.第5級の違警罪については1,500ユーロ以下。再犯の場合には規則が定めるときはその額は3,000ユーロに達することができる。但し、法律が、違警罪の再犯が軽罪となることを定めている場合は除く。」
- 2) 人に対する第1級から第4級の違警罪としては,たとえば非公然の名誉毀損(刑法典R.621-1条),労働不能にいたらない故意によらない傷害(同R.622-1条),暴行の脅迫(同R.623-1条),軽微な暴行(同R.624-1条)などがある。
- 3) 財産に対する第1級から第4級の違警罪としては,たとえば軽微な破壊等の脅迫(同 R. 631-1条),汚物等の放置(同 R. 632-1条),動産取引の受領証の不提示(同 R. 633-1条),人に対する危険のない破壊(同 R. 634-1条)などがある。
- 4) 国家または公共の平穏に対する第1級から第4級の違警罪としては,たとえば武器の放置(同 R. 641-1条),司法機関または行政機関の要請に対する拒否(同 R. 642-1条),公前交通の妨害(同 R. 644-2条)などがある。
- 5) 人に対する第5級違警罪としては,たとえば軽傷害(同 R.625-1条),非公然の差別の 唆し(同 R.625-7条)がある。
- 6) 財産に対する第5級違警罪としては,たとえば同意によらない通信販売(同 R.635-2 条),車両内の遺失物,汚物等の放置(同 R.635-8条)がある。
- 7) 国家または公共の平穏に対する第5級違警罪としては,たとえば捨て子の放置(同 R. 645-5条),裁判上の書類の不正取得(同 R. 645-7条)がある。
 - a) 簡易裁判所 (juridiction de proximité)

簡易裁判所は,民事および刑事に関して第一審として裁判する(司法組

織法典 L. 231-1 条)。控訴院の管轄範囲に少なくとも一つの簡易裁判所がおかれる(司法組織法典 L. 231-2 条)。

簡易裁判所は,刑事事件については違警罪の中でも第1級から第4級の軽い違警罪について専属管轄権をもつ(刑事訴訟法典521条2項)¹⁾。刑事に関する簡易裁判所の権限,組織および機能については,刑事訴訟法典および未成年者に関しては1945年2月2日のオルドナンス第45-174号が定めている(司法組織法典 L. 231-6条)。

簡易裁判所は、単独制で裁判する(司法組織法典 L. 232-1条)。簡易裁判所裁判官がいないときもしくは差し支えがあるときまたは簡易裁判所の裁判官の数が不十分であるときは、その職務は、そのために大審裁判所所長が任命した小審裁判所の裁判官が行使し、簡易裁判所裁判官が簡易裁判所に配置されていないときは、小審裁判所の裁判官がその資格で、当然に、簡易裁判所裁判官の職務を執行する(司法組織法典 L. 232-2条1項, 2項)。簡易裁判所における検察官の職務は、大審裁判所検事正または刑事訴訟法典45条から48条が定める場合と条件においては警視(commissaire de police)が務める(司法組織法典 L. 232-3条)。

簡易裁判所は、予審裁判機関からの移送により、または当事者の任意の 出頭により、違警罪の被告人(prévenu)および犯罪について民事上の責 任を負う者に対する召喚状によって、管轄権をもつ犯罪について提訴され る(刑事訴訟法典531条)。

簡易裁判所の地域管轄権は,違警罪裁判所について刑事訴訟法典522条が定めているのと同じであり(刑事訴訟法典522-1条),違警罪の発生場所または確認場所,被告人の住所地の裁判所である。

簡易裁判所が,事実が違警罪にあたると判断したときは,刑を言い渡し,必要がある場合には付帯私訴について裁判する(刑事訴訟法典539条1項,2項)。事実が重罪または軽罪にあたると判断したときは,無権限を表明し,事件を検察官に移送する(刑事訴訟法典540条)。簡易裁判所が,事実が刑法上のいかなる犯罪にもあたらないとき,または事実が立証されなかったと

き,被告人に責任を負わすべきではないと判断したときは,被告人を放免する(刑事訴訟法典541条)。違警罪の被告人が法的な刑の免除事由の恩恵を受けるときは,簡易裁判所は,有罪であるが刑の免除を宣告し,必要な場合は,539条に定められたとおり付帯私訴について決定する(刑事訴訟法典542条)。

1) 2008年には,簡易裁判所は390,399件の判決をした。cf. Les chiffres-clés de la Justice, 2009 (Ministère de la Justice et des Libertés)

b) 違警罪裁判所 (tribunal de police)

小審裁判所は,民事裁判と刑事裁判の統一制の原則により,法令によって付与されている民事および刑事事件を第一審として裁判し,小審裁判所が刑事事件を裁判するときは違警罪裁判所という名称をもつ(司法組織法典 L. 221-1条)。小審裁判所は,控訴院の管轄範囲に少なくとも一つ設置される(司法組織法典 L. 221-2条)。小審裁判所は305設置されているから,違警罪裁判所の設置数も305である。

違警罪裁判所は,少年事件担当裁判官(juge des enfants: 後述 B-1)- i) 参照)の管轄権を除き且つ刑事訴訟法典が他の裁判機関に付与している管轄権を除いて,第5級の違警罪を裁判する(司法組織法典 L. 221-10条,刑事訴訟法典521条1項)。違警罪裁判所における検察官の職務は,大審裁判所検事正または刑事訴訟法典45条から48条が定める場合と条件においては警視が務める(司法組織法典 L. 222-3条)。

かつては小さな裁判所においては同一の裁判官が民事の法廷(audience civile)でも刑事の法廷(audience pénale)でも裁判を行っていたが、1958年の司法改革以来,殆どの小審裁判には複数の裁判官が配置されその中の1人の裁判官が恒常的に刑事裁判を行っている¹⁾。

地域管轄権をもっている違警罪裁判所は,違警罪が行われた場所もしく は確認された場所,または被告人の居住地の裁判所である²⁾(刑事訴訟法典 522条1項)。積み荷に関するまたは車両の装備に関する規則,陸上輸送に 関する規則に対する違警罪の場合は,車両を所持している企業の設置場所 の違警罪裁判所が管轄権をもつ(刑事訴訟法典522条2項)。

違警罪裁判所が,事実が違警罪にあたると判断したときは,刑を言い渡し,必要がある場合には付帯私訴について裁判する(刑事訴訟法典539条1項,2項)。事実が重罪または軽罪にあたると判断したときは,無権限を表明し,事件を検察官に移送する(刑事訴訟法典540条)。違警罪裁判所が,事実が刑法上のいかなる犯罪にもあたらないとき,または事実が立証されなかったとき,被告人に責任を負わすべきではないと判断したときは,被告人を放免する(刑事訴訟法典541条)。違警罪の被告人が法的な刑の免除自由の恩恵を受けるときは,違警罪裁判所は,有罪であるが刑の免除を宣告し,必要な場合は,539条に定められたとおり付帯私訴について決定する(刑事訴訟法典542条)。

- 1) 2008年には、連警罪裁判所は70,654件の判決をした。cf. ¿Les chiffres-clés de la Justice, 2009 (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 156. 非常に大きな都市(パリ,リヨン,マルセイユ)では,違警罪裁判所は,独自に,その 地域管轄が都市全体に及ぶ裁判機関を設けている。例えばパリでは,区(arrondissement)ごとに一つの小審裁判所があるが,管轄範囲がパリの20区全体に及ぶ違警罪裁判 所が設けられている。cf. Roger Perrot; ibid.
 - c) 軽罪裁判所 (tribunal correctionnel)

大審裁判所は,刑事裁判と民事裁判の統一性の原則により,民事および刑事に関して第一審として裁判し,大審裁判所が刑事に関して裁判するときは軽罪裁判所と称する(司法組織法典 L. 211-1条)。控訴院の管轄範囲に,少なくとも一つの大審裁判所が設置される(司法組織法典 L. 211-2条)、従って大審裁判所の特別組織である軽罪裁判所も,控訴院の管轄範囲に一つは設置されていることになる。大審裁判所は158設置されているから,軽罪裁判所の設置数も158である。設置場所も地域管轄の範囲も大審裁判所と同一である。

軽罪裁判所は,軽罪を裁判する(刑事訴訟法典381条1項,司法組織法典 L. 211-9条)¹⁾。

軽罪(délit)とは法律が拘禁刑(peine d'emprisonnement)または3,750ユーロ以上の罰金(peine d'amende)を科す犯罪である(刑事訴訟法典381条2項)と規定しているが,刑法典131-3条は自然人に科せられる軽罪刑として次のものを定めている。拘禁刑²⁾,罰金,日数罰金(jouramende)³⁾,市民権研修(stage de citoyenneté)⁴⁾,公益労働(travail d'intérêt général)⁵⁾,131-6条が定める権利剥奪または権利制限,131-10条が定める補充刑,強制賠償(sanction-réparation)⁶⁾である。

軽罪裁判所の審理は合議制でなされ、従って軽罪裁判所は裁判長と2人の陪席裁判官で構成される(刑事訴訟法典398条1項)。訴訟が長くかかる性質のものであると思われるときは、大審裁判所所長は、1人または複数の予備裁判官を審理に参加させることを決定できる。この場合、軽罪裁判所を構成する1人または複数の裁判官が判決の言い渡しにいたるまで審理に参加することができないときは、予備裁判官は大審裁判所への任命の順で正規の裁判官と交代する(刑事訴訟法典398条2項)。しかし、刑事訴訟法典398条3項は、刑事訴訟法典398-1条が定める軽罪すなわち小切手、支払いカード、道路法典が定める犯罪、家族遺棄、通常の窃盗、隠匿、詐欺、露出症、脅迫、侮辱、動産質の横領などに関する軽罪については、単独裁判官による審理が可能であると定めている。但し、刑事訴訟法典398条3項に定められた構成で開廷される軽罪裁判所は、5年を超える拘禁刑を言い渡すことはできない(刑事訴訟法典398-2条4項)。

小さな大審裁判所では,同じ裁判官が民事事件も刑事事件も裁判するが, 重要な裁判所においては軽罪部(chambre correctionnelle)と呼ばれる特別な部が設置されていて,そこでは副所長が裁判長を務める⁷⁾。

管轄権をもつ裁判所は,犯罪が行われた場所,被告人の居住地,被告人が逮捕または勾留された場所の軽罪裁判所である(刑事訴訟法典382条)。被告人に対する管轄権は,共同正犯および共犯にも及ぶ(刑事訴訟法典383条)。

- 1) 軽罪裁判所は,2008年には584,549件の判決をした。 cf. Les chiffres-clés de la Justice, 2009 (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) 拘禁刑は最長10年,最短2カ月で,8段階に分けられている(刑法典131-4条)。
- 3) 日数罰金とは,軽罪が拘禁刑で処罰される場合に,一定の日数について拘禁刑に代えて 裁判官が決定することができる1日当たりの罰金の総額である。日数罰金の総額は1,000 ユーロを超えることはできず,その日数は360日を超えることはできない(刑法典131-5 条).
- 4) 市民権研修とは、軽罪が拘禁刑で処罰される場合に、拘禁刑に代えて裁判所が命じることができる研修である。その方法、期間および内容はコンセイユ・デタのデクレによって定められる。その目的は、社会の基礎である人間の尊厳についての寛容さと敬意という共和国の価値基準を想起させることである(刑法典131-5-1条)。
- 5) 公益奉仕労働とは、拘禁刑に代えて裁判所が命じることができるものであり、20時間から210時間の範囲で、公役務の使命をもった私法上の法人または公益労働を実施する資格のある団体のために行う無償の労働奉仕である。但し、有罪を言い渡された者がそれを拒否しまたは公判に出席しなかったときは、言い渡すことができない。裁判長は、被告人に対して、判決の言い渡し前に、それを拒否する権利が有ることを告げ被告人の返答を得なければならない(刑法典131-8条)。
- 6) 強制賠償とは,軽罪が拘禁刑で処罰される場合に,拘禁刑に代えてまたは拘禁刑ととも に言い渡される,被害者に対する損害賠償であり,その方法および期間は裁判所が定める (刑法典138-8-1条)。
- 7) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 156 et 157. 2004年には,パリの軽罪裁判所には14の軽罪部が設置されていたし,さらに二つの複合部(chambre mixte)があった。cf. Roger Perrot; ibid.

d) 重罪院(cour d'assises)

重罪院は,革命期に創設された重罪裁判所(tribunal criminel)を引き継いで,1811年に名称を今日の重罪院とした。

重罪院は,最も重い犯罪である重罪の専属管轄権をもっている1)。

自然人に対して科せられる最も重い重罪刑は,終身懲役(réclusion criminelle à perpétuité)または終身禁錮(détention criminelle à perpétuité)であり,最も軽くても10年の懲役または禁錮である(刑法典131-1条)²⁾。

重罪院は、予審裁判官の訴追決定によって重罪院へ送られた者を、今日では、第一審としてまたは控訴審として裁判する完全な権限をもつ(刑事訴訟法典231条1項)。重罪院は、それ以外のいかなる訴追も裁判することはできない(刑事訴訟法典231条2項)。

重罪院は、厳密な意味での院(cour proprement dite)と陪審(jury)で構成される(刑事訴訟法典240条)。厳密な意味での院は、裁判長と陪席裁判官である(刑事訴訟法典243条)。裁判長を務めるのは、控訴院の部長または控訴院の裁判官である(刑事訴訟法典244条)。陪席裁判官の数は2人であり(刑事訴訟法典248条1項)、控訴院の裁判官の中からまたは重罪院が開廷される大審裁判所の所長、副所長もしくは裁判官の中から選任される(刑事訴訟法典249条)。

重罪院における検察官の職務は控訴院検事長が務め、ほかに書記も在廷 するが、どちらも最終決定には参加しない。

フランス革命の直後1791年1月20日=2月25日の各県に設置すべき裁判所に関するデクレが,県に一つの重罪裁判所(tribunal criminel)を設置した。1791年9月3日の憲法第編章9条は,重罪に関して陪審制を定めていた³⁾。しかし実際に陪審制度が導入されたのは1791年9月16日=29日の治安警察,重罪裁判および陪審員の設置に関するデクレによってである。この時点での陪審制度は,起訴陪審(jury d'accusation)と判決陪審(jury de jugement)の二重の陪審制度であった。起訴陪審は事件を起訴するか否かを決定し,判決陪審は事実が有罪か否かを決定していた。

フランスにおける1791年段階の陪審制度は,事実の認定だけを判決陪審に委ねる制度であった。その後陪審制度は幾たびか改正されている。

1808年のナポレオン刑事訴訟法典⁴⁾は、それまで起訴陪審と判決陪審の二重の陪審制を改正して判決陪審だけとした。判決陪審は事実についてだけ評決(verdict)を下し、その後は裁判官だけで構成される厳密な意味での重罪院が適用すべき法と法律が定める刑の適用についての任務を負っていた。

陪審は、有罪の評決に対して重罪院がどのような刑を宣告するか判らなかったのであって、あまりにも重い刑が科せられることを危惧して事実が

明白であるにもかかわらず有罪の評決をしないことを選ぶことがあった 5 。

そのような不都合を解消するために,1941年11月25日の法律により,事実の判断と法律の適用および刑の量定について厳密な意味での重罪院と陪審が一緒になって決定する現在の方法が採用されることになった。

日本の用語法によれば,今のフランスの制度は陪審制ではなく参審制だということになるが,フランスでは革命以来の用語の伝統として陪審 (jury)といわれている。

予審裁判官は,予審を行った結果,事実が重罪にあたると判断したときは,重罪院への訴追を命じる(刑事訴訟法典181条1項)。その後,事件は重罪院に係属することになる。

かつては,二審制の原則にもかかわらず,重罪院だけは重罪についての 一審且つ終審の裁判機関であった。同じ刑事裁判でも,重罪よりも軽い軽 罪と違警罪については,軽罪裁判所および違警罪裁判所の判決に対しては 控訴院への控訴が可能であり,最も重い重罪の判決に対しては控訴ができ ないという不合理があった。

この不合理に対して,これまでに2度改革が検討されたが,実現しなかった⁶⁾。最初は,1982年で,第一審は県に設置されている重罪院において,そして控訴審はより多くの陪審員で構成される州の重罪院において裁判するという改革案が提案されたが実現しなかった。さらに,1996年には新たな改革案が国会で審議されたが,1997年の国民議会の解散により,この改革案も最終的に成立しなかった。

フランスが1988年に批准したヨーロッパ人権条約(Convention européenne de sauvegarde des droits de l'homme)第7議定書2条1項は、「ある裁判所により有罪の言い渡しを受けた者は、その有罪の宣告または刑の言い渡しについて、上級の裁判機関により再審理してもらう権利を有する」と規定している。この規定を受けて、2000年6月15日の無罪の推定の保護およ

び被害者の権利の保護を強化する法律第2000-516号により,重罪裁判にも二審制が導入された⁷⁾。この法律の殆どの条文は,刑事訴訟法典の中に編入されている。重罪陪審裁判への二審制の導入に際して,陪審への上訴が共和国の基本的な制度の一つであることが確認され⁸⁾,控訴は第一審の重罪院と同格の別の重罪院で再審理されることになった。第一審の重罪院が下した有罪判決は,破棄院刑事部が指定した第一審とは別の重罪院に控訴の申し立てを行う(刑事訴訟法典380-1条)。第一審の重罪院と控訴審の重罪院は,同一の重罪院ではないが,同格の重罪院で裁判が行われるので循環控訴(appel circulaire)と呼ばれる。控訴を裁判する重罪院は,ヨーロッパ人権条約が定めている上級の裁判機関ではないが,審理を慎重に行うために陪審員の数は,第一審では9人であるが,控訴審では12人に増やされる。裁判官の数は,第一審のときも控訴審のときも3人(裁判長と2人の陪席裁判官)である(刑事訴訟法典242条,248条1項)。

日本の裁判員制度は第一審の地方裁判所だけで採用され,控訴審には裁 判員が加わらないのとは大きな違いである。

重罪院はパリと各県に設置されている(刑事訴訟法典232条)。従って重罪院は、それが設置されている県の名を冠して、例えばパリ重罪院(cour d'assises de Paris)、セーヌ県重罪院(cour d'assises de la Seine)、カルバドス県重罪院(cour d'assises du Calvados)と呼ばれる。控訴院が設置されている県においては、重罪院は控訴院の所在地におかれ(刑事訴訟法典234条)、3カ月ごとに開廷される(刑事訴訟法典236条1項)。ただ控訴院の院長は、控訴院検事長の意見を聴いて、3カ月ごとの開廷期の間に、1または複数の補充開廷期(session supplémentaire)決定することができる(刑事訴訟法典236条2項)。

組織化された犯罪行為に属する重罪の裁判については,2004年3月9日の犯罪の進展に対して司法の適応を定める法律第2004-204号が,ある重罪

院の管轄が複数の控訴院の管轄範囲に及び得ること,従って複数の県に及ぶことを決定した。その目的は,組織化された集団により犯された重罪の判決について特別な重罪院を創設することであった。その法律の規定の多くは刑法典および刑事訴訟法典の中には編入されている。特別な重罪院で裁判される組織化された集団による重罪とは,刑事訴訟法典706-73条によれば,刑法典221-4条8号が定める組織化された集団において多くの者により犯された故殺(終身懲役刑)など15の犯罪類型に該当する重罪である。

重罪院が第一審として裁判するときは陪審は9人の陪審員で,控訴審として裁判するときは12人の陪審員で構成されるが,陪審員に差し支えがあるときに交替するために別に1人または複数の補充陪審員が任命される(刑事訴訟法典296条)。実際には2人の補充陪審員が任命されている。

陪審員の職務を行うことができるのは,フランス語の読み書き能力があり,政治的権利,民法上の権利および家族的権利を享有する23歳以上の男女の市民であるが,陪審無能力者や陪審員との兼職禁止の職に就いている人は除かれる(刑事訴訟法典255条)。陪審無能力者は,重罪により刑の言い渡しを受けた者または軽罪により6カ月以上の拘禁刑の言い渡しを受けた者,訴追を受けている者,勾留状や収監状の執行を受けている者,罷免された公務員などである(刑事訴訟法典256条)。陪審員の職務を兼職できないのは,大臣,国会議員,憲法院の裁判官,司法官職高等評議会の構成員,紹済社会評議会の構成員,コンセイユ・デタの裁判官,会計検査院の裁判官,司法裁判所の司法官,行政裁判所の裁判官,商事裁判所の裁判官,部事訴訟法典257条)。70歳以上の者は本人の請求により陪審員の職務を免除されるし(刑事訴訟法典258条),5年以内に陪審員の職務を果たした者は陪審員の年度名簿から除かれる(刑事訴訟法典258-1条1項)。

毎年,重罪院の管轄区域ごとに重罪陪審名簿(liste du jury criminel)が作成される(刑事訴訟法典259条)。この名簿は,毎年更新されるので,年度名簿(liste annuelle)とも呼ばれる。

陪審名簿作成の第1段階は,年度名簿の準備名簿(liste préparatoire de la liste annuelle)である。準備名簿を作成するために,各コミューンの長(日本の市長,町長,村長にあたる:序の注1)参照)は,公開の場で,選挙人名簿から,県知事が定めた数の3倍の人数をくじで選ぶ(刑事訴訟法典261条1項)。パリにおいては,コミューンの長が任命した身分吏(officier d'état civil)が区(arrondissement)ごとにくじを引く(刑事訴訟法典261条3項)。準備名簿は2通の原本が作成され,1通はコミューンの長が保管し,もう1通は重罪院が開廷される裁判所の書記課に7月15日までに提出される(刑事訴訟法典261-1条1項)。

準備名簿にもとづいて重罪院の設置場所ごとに年度名簿が作成されるが,そのための委員会が構成される。この委員会の構成は,控訴院が設置されている場所では控訴院の院長またはその代理,重罪院が開廷される場所の大審裁判所所長またはその代理,および重罪院が開廷される裁判所の総会で毎年任命される3人の裁判官であるが,場合によっては1人の検察官,重罪院開廷場所の弁護士会会長,さらに5人の県議会議員(conseiller général)が含まれる(刑事訴訟法典262条)。この委員会は,9月中に開催され,すぐ上で述べた刑事訴訟法典255条から258-1条に定められている陪審無能力者や陪審員との兼職禁止の職に就いている人などを除いてくじによって年度名簿に登載される陪審員と特別名簿(liste speciale)に登載される補充陪審員を確定する(刑事訴訟法典263条,264条)。確定した年度名簿は,重罪院が設置される裁判所の書記課に保管される(刑事訴訟法典263条,264条)。確定した年度名簿は,重罪院が設置される裁判所の書記課に保管される(刑事訴訟法典263条5項)。この年度名簿には,パリの重罪院については1,800人の陪審員が,その他の重罪院については住民1,300人につき1人の陪審員が含まれるが,その数は200人を下回ってはならない(刑事訴訟法典260条1項)。

開廷期名簿(liste de session)は,重罪院の開廷より少なくとも30日前

に、控訴院の院長もしくはその代理または重罪院が設置される大審裁判所の所長もしくはその代理が、公開の法廷で、年度名簿の中からくじを引いて40人の陪審員で構成される(刑事訴訟法典266条1項)。さらに、特別名簿の中から、12人の補充陪審員をくじで決めて補充陪審員名簿(liste des jurés suppléants)を確定する(同条)。

フランスでは陪審員の選定は公開の場で行われるが,日本の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は,裁判員等の選任手続は公開しない(同法律33条1項)としているのとは著しい違いである。

開廷日の少なくとも2週間前に,重罪院の書記が,陪審員および補充陪審員に郵便で通知する(刑事訴訟法典267条1項)。このようにして決定された開廷期名簿は,審理開始の前日までに被告人に通知されるが,その名簿には,住所または居所を除いて,陪審員を識別できる表示が含まれていなければならない(刑事訴訟法典282条)。

重罪院は、開廷期に定められた場所で、定められた日時に開廷されるが、その冒頭で刑事訴訟法典266条に従って確定された名簿に登録されている陪審員の点呼を書記が行う(刑事訴訟法典288条1項,2項)。正当な事由なしに召集に応じない陪審員に対しては、重罪院は3,750ユーロの罰金を言い渡す(刑事訴訟法典288条4項)。

重罪院は、出席した陪審員の中に255条,256条および257条によって陪審員になることができない者がいるときは、その者の氏名を名簿から削除し、また名簿に登載された後に死亡した陪審員の氏名も同様に削除することを命じる(刑事訴訟法典289条1項)。さらに、重罪院の構成員および名簿に登載されている陪審員の配偶者、叔父と甥を含めた親等の血族および姻族も名簿から削除される(刑事訴訟法典289条3項)。その結果、開廷期名簿に残っている陪審員が、第一審の場合は23人未満に、控訴審の場合は26人未満になったときは、不足した人数は、名簿登載の順に、補充陪審員の中から補充される(刑事訴訟法典289-1条1項)。

書記が,削除されなかった陪審員の点呼を行って,その氏名が書かれた

カードを投票箱に入れる(刑事訴訟法典295条)。その投票箱から,書記が無作為に第一審の場合は9枚の,控訴審の場合は12枚のカードを氏名を読み上げながら取り出す。その際に,先ず被告人またはその弁護人が,次いで検察官が陪審員を忌避するが,両者とも忌避理由を述べることはできない(刑事訴訟法典297条1項,2項)。忌避できる数は,第一審の場合は,被告人は5人まで検察官は4人まで,控訴審の場合は,被告人は6人まで検察官は5人までである(刑事訴訟法典298条)。このようにして,判決陪審は公開の法廷で形成される(刑事訴訟法典293条2)。

忌避されなかった陪審員が,第一審では9人,控訴審では12人と補充陪審員が揃ったところで,判決陪審(jury de jegement)が形成される(刑事訴訟法典297条3項)。

陪審員は、くじで指名された順に、配置が可能であれば裁判官の横に、そうでない場合は傍聴人、付帯私訴当事者および証人と離れた場所に、被告人と向かい合った席に着く(刑事訴訟法典303条)。

陪審員が指定された席に着いたら、裁判長は、陪審員に対して次のように言う。「あなた方は、某(被告人の氏名)に対する証拠を最も細心の注意を払って吟味すること、被告人の利益も、被告人を非難する社会の利益も、また被害者の利益も害しないこと、あなた方の評決がなされるまでは誰とも連絡をとらないこと、憎悪や悪意にもまた恐怖や愛情にも耳を傾けないこと、被告人は無実を推定されており、疑わしいことは被告人の利益にならなければならないこと、あなた方の良心と内心の確信に従って、誠実で自由な人間にふさわしい公平さと確固さをもって、証拠と防御方法により判断すること、あなた方の任務が終わった後も協議の秘密を守ることを、誓い且つ約束して下さい」(刑事訴訟法典304条1項)。それから、陪審員は1人ずつ裁判長に呼ばれて、「私は誓います」と手を挙げて答える(刑事訴訟法典304条2項)。そして、裁判長は、陪審が確定的に形成されたことを宣言する(刑事訴訟法典305条)。

重罪院での審理は公開で行われるが、公序良俗にとって危険があるときは、重罪院は、公開の法廷における決定により、非公開を宣言する(刑事訴訟法典306条1項)。そのほか、強姦や性的攻撃を伴う拷問、野蛮行為の審理の場合、被害者である付帯私訴当事者の請求にもとづいて当然に非公開とされる(刑事訴訟法典306条3項)。

審理は,重罪院の判決によって事件が終結するまで,中断されることなく継続して行われなければならない(刑事訴訟法典307条1項)。しかし,裁判官,付帯私訴当事者および被告人の休息にとって必要な時間は,審理を中断することができる(刑事訴訟法典307条2項)。

裁判長が被告人を尋問し、その供述を受け取る(刑事訴訟法典328条)。

筆者は,1993年6月から7月にかけて3週間オートガロンヌ県重罪院(cour d'assises de la Haute-Garonne)の法廷を傍聴する機会に恵まれた。その際,裁判長は被告人を「Xさん(Monsieur X)」と読んでいたのを聴いて日本の場合との違いに驚いたことを思い出す。

裁判長が被告人を尋問するときに,陪席裁判官,陪審員は,裁判長に発言することを求めて,被告人,証人に質問することはできるが,自らの意見を表明してはならない(刑事訴訟法典311条)。

公判廷における審理が終わると,付帯私訴当事者またはその弁護人の意見が聴かれ,検察官が論告を行い,被告人およびその弁護人が防御を提出する。付帯私訴当事者および検察官は,それに対する応答が認められ,被告人またはその弁護人は,常に,最後に発言することが認められる(刑事訴訟法典346条)。その後で,裁判長が審理の終了を宣告するが,裁判長は訴追および防御の方法を要約することはできない(刑事訴訟法典347条1項,2項)。

裁判長は,重罪院および陪審が答えるべき質問を朗読する(刑事訴訟法 典348条)。主たる質問は,「被告人は,以上の事実を犯したことで有罪で すか」という形で提示され,また質問は,起訴状に明示されたそれぞれの 事実について提示されるが,加重事由および減軽事由は別個の質問の対象 である(刑事訴訟法典349条)。

重罪院が退廷する前に,裁判長は,以下の指示を朗読する。「法律は,裁判官に自らが確信した方法について説明を求めておらず,裁判官に証拠の完全さと十分さの判断について従わなければならないことを命じてはいない。法律は,裁判官に静かに沈思して自問すること,被告人に対して提出された証拠と被告人の防御方法が自らの理性にどのような強い印象を与えたかを良心に忠実に考えること命じている。法律は,裁判官の義務のあらゆる範囲を含んでいるただ一つの質問をするだけである。それは,あなた方は心の底から確信をもったかという質問である」。この指示は,大きな文字で書かれ,審議室(chambre des délibérations)の最も見やすい場所に掲示される。(刑事訴訟法典353条)。

裁判長は,それから,被告人を退廷させ,法廷の中断を宣言する(刑事訴訟法典354条)。

重罪院の裁判官および陪審員は,審議室へ退き,判決を下すまで審議室を出ることはできない(刑事訴訟法典355条)。裁判官と陪審員が一緒に審議して,最初に主たる質問につき,次いで加重事由や刑の減免事由につき,投票用紙に記入して投票する(刑事訴訟法典356条)。そのために,裁判官と陪審員は,重罪院の印章が記され,「私の名誉と良心に従って,私の宣告は,……」と記入されている投票用紙を開いたままで受け取る(刑事訴訟法典357条1項)。裁判官と陪審員は,誰も投票用紙への記入を見ることができないように配置された机で,秘密に「肯定」(oui)または「否定」(non)と記入し,投票用紙を閉じて裁判長に渡し,裁判長が用意された投票箱に入れる(刑事訴訟法典357条2項)。裁判長は,裁判官と陪審員が投票用紙を確認できるようにその面前で開票し,直ちに,投票結果を質問用紙の余白に記入する(刑事訴訟法典358条1項)。白票または多数により無効と宣告された投票は,被告人に有利なものとして数えられる(刑事訴訟法典358条2項)。投票用紙の開票が終わったら,用紙は直ちに焼却される

(刑事訴訟法典358条3項)。被告人に不利な決定はすべて,重罪院が第一審のときは8票以上の多数で,控訴審のときは10票以上の多数で決められる(刑事訴訟法典359条)。

有罪判決のためには,第一審では裁判官3人と陪審員9人の合計12人中8人(67%)以上,控訴審では裁判官3人と陪審員12人の合計15人中10人(67%)以上の多数が必要とされる。

日本の裁判員法によれば、合議体は裁判官3人、裁判員6人の合計9人で構成され(裁判員法2条2項)、評決は9人中の過半数と定められているから(裁判員法67条1項)、被告人に不利な決定をするためには、フランスの方が厳しい条件を要求している。

陪審の審議の結果,罪状が肯定されたときは,裁判長は,刑法典132-18 条および132-24条の規定⁹⁾を陪審員に読み上げ,重罪院は審議室を離れないで,刑の適用について審議し,秘密投票により投票を行う(刑事訴訟法典362条1項)。刑の決定は,投票の絶対多数で決められるが,自由刑の最高限は,重罪院が第一審として裁判するときは8票以上の多数,控訴審として裁判するときは10票以上の多数でなければ言い渡すことはできず,刑の最高限がこの多数票を得られないときは,定められた刑が終身懲役のときは30年以上の懲役を言い渡すことはできず,また定められた刑が30年以上の懲役のときは20年以上の懲役を言い渡すことはできないし,また禁錮についても同一の原則が適用される(刑事訴訟法典362条2項)。2回目の投票後もいずれの刑も投票の多数を得られなかったときは,前回の投票に際して最も重かった刑を除いて,3回目の投票が行われ,それ以後も刑が言い渡されるまで同様の手続きが行われる(刑事訴訟法典362条3項)。

それから重罪院は法廷に戻り、裁判長は、被告人を出廷させ、それぞれの質問に対してなされた答えを読み上げ、有罪(condamnation)、刑の免除(absolution)、無罪(acquittement)と記入された判決(arrêt)を言い渡す(刑事訴訟法典366条1項)。裁判長は、適用された法律の条文を法廷で読み上げる(刑事訴訟法典366条2項)。有罪および刑の免除の場合には、裁

判拘束 (contrainte jidiciaire) について判決が下される (刑事訴訟法典366条 2項)。

第一審の重罪院で下された有罪判決は、刑事訴訟法典第 章(第一審重罪院で下された判決の控訴についてという表題)に定められた条件で控訴の対象となり得る(刑事訴訟法典380-1条1項)。この控訴は、破棄院の刑事部が指定した別の重罪院に届けられそこで事件の再審理がなされる(刑事訴訟法典380-1条2項)。控訴審としての重罪院は、重罪に付随した軽罪だけで重罪院に移送された被告人が控訴人であるとき、軽罪について有罪または無罪の判決に対して検察官の控訴が重罪に付随する軽罪に関するときは、陪審なしに裁判する(刑事訴訟法典380-1条3項)。

控訴権者は、被告人、検察官、民事上の利益に関する場合は民事上責任を負う者、検察官が控訴したときは公訴権を行使した官吏であり、また無罪判決の場合は検事長も控訴することができる(刑事訴訟法典380-2条)。

控訴審としての重罪院は、被告人の刑を加重することはできない(刑事訴訟法典380-3条)。控訴期間は、判決の言い渡しから10日以内とされている(刑事訴訟法典380-9条)。

予審部の決定,および終審として下された重罪,軽罪,違警罪についての判決は,破棄院刑事部に対してなされた破棄申し立て(pourvoi en cassation)にもとづいて,法律違反の場合には無効とされる(刑事訴訟法典567条)。

重罪院が下した無罪判決は,法律の利益においてのみ破棄申し立てできるが,無罪を言い渡された者の利益を害することはできない(刑事訴訟法典572条)。

- 1) 重罪院は,2008年に2,695件の判決をした。そのうち381件は控訴審としての重罪院の判決である。cf. 〈Les chiffres-clés de la Justice, 2009〉(Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) 自然人に科せられる重罪刑は,次の4種類である(刑法典131-1条)。 終身懲役または終身禁錮,30年以下の懲役または禁錮,20年以下の懲役または禁錮,15 年以下の懲役または禁錮。有期懲役または有期禁固の期間は10年以上である。

フランスにおいては、死刑は1981年10月9日の法律第81-909号により廃止されている。

- 3) 1791年憲法第 編 章 9 条 1 項:「重罪事件においては,陪審員によって受理された訴追または訴追をなす権限が立法府に属する場合には立法府によって決定された訴追にもとづかなければ,いかなる市民も裁判を受けることはない。」
 - 2項:「訴追が認められた後,事実は陪審員によって承認され且つ宣告される。」
 - 3項:「被告人は,理由を述べずに20人まで陪審員を忌避することができる。」
 - 4項:「事実を宣告する陪審員は12人を下ってはならない。」
 - 5項:「法律の適用は裁判官によってなされる。」
 - 6項:「審理は公開され且つ被告人に対して弁護人の援助を拒むことはできない。」
 - 7項:「適法な陪審によって無罪を宣告された者は,同一事実により再び逮捕されることも訴追を受けることもない。」中村編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社,2003年)34頁参照
- 4) 1808年のナポレオン刑事訴訟法は,正式には治罪法典(Code d'instruction criminelle) という名称であり,1808年11月27日から12月26日まで9回に分けて公布され,1809年12月 17日のデクレによりその施行は1811年1月1日まで延期された。中村編訳,『ナポレオン 刑事法典史料集成』(法律文化社,2006年)44頁以下および139頁参照。
- 5) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 160.
- 6) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 162.
- 7) 刑事訴訟法典380-1条1項:「重罪院が第一審として下した有罪判決は,本章が定める 条件で,控訴の対象となり得る。」
 - 2項:「前項の控訴は、破棄院刑事部が指定した重罪院に申し立てられ、その重罪院は 本編第 章から 章に定められた方法と条件に従って再審理する。」
 - 3項:「重罪院は、次の場合、陪審の参加なしに裁判する。
 - 1. 重罪に付随する軽罪のみを理由として重罪院に移送された被告人が控訴人であるとき。
 - 2. 有罪または無罪の判決についての検察官の控訴が重罪に付随する軽罪に関するときで日つ重罪の有罪判決に対して控訴が申し立てられなかったとき。」
- 8) Henri Angevin: La pratique de la Cour d'assises (Litec, 3 édition) p. 11 et 12.
- 9) 刑法典132-18条1項:「犯罪が終身懲役または終身禁錮で処罰されるときは,裁判機関は有期懲役もしくは有期禁固,または2年以上の拘禁刑を言い渡すことができる。」
 - 2項:「犯罪が有期懲役または有期禁固で処罰されるときは,裁判機関は定められた刑より短い期間の懲役もしくは禁錮,または1年以上の拘禁刑を言い渡すことができる。」
 - 刑法典132-24条 1 項:「裁判機関は,法律により定められた範囲内で,犯罪の情状および行為者の特性に応じて,刑を言い渡し且つその制度を決定する。裁判機関は,罰金刑を言い渡すときは,同様に,行為者の資産および負担を考慮して,その額を決定する。」
 - 2項:「言い渡された刑の性質,量および制度は,社会に有効な保護,刑を言い渡され た者の処罰および被害者の利益と刑を言い渡された者の社会同化または社会復帰を促

進する必要および新たな犯罪の実行を予防する必要を両立させるように決定される。」

B. 刑事の特別裁判機関 (juridictions pénales spécialisées)

普通法上の刑事裁判機関のほかに,犯罪の性質および誰が犯人であるかということにかかわって,一定の事件を裁判する権限をもった刑事の特別裁判機関が設けられている。刑事の特別裁判機関として未成年者裁判機関(少年事件担当裁判官,少年裁判所,未成年者重罪院),政治的な性質を持った裁判機関(高等法院,共和国司法院)および軍事的な性質をもった裁判機関(軍事裁判所,戦時本土軍事裁判所,戦時本土軍事裁判所)がある。

1) 未成年者裁判機関(juridictions pénales des mineurs)

犯罪を犯した未成年者(18歳未満の者)は,普通法上の刑事裁判機関によって裁判されるのではなく,心身の発育状況を考慮して特別裁判機関により裁判される。従って,犯罪を犯した未成年者は,普通法を適用されるのではなく,特別な規範に服する¹⁾。

未成年者が犯した犯罪を扱う裁判機関としては,予審裁判機関と判決裁判機関がある。未成年者が犯した重罪および軽罪については,必ず予審を行わなければならない(1945年2月2日のオルドナンス5条1項)。そこでは,少年事件担当裁判官により,社会的な観点(家族的な状況)と医学的な観点からの人格調査(enquête de personnalité)が行われる。

判決裁判機関としては,少年事件担当裁判官,少年裁判所および未成年 者重罪院がある。

訴追された未成年者は,弁護人によって援助されなければならず,未成年者またはその法定代理人が弁護人を選任しないときは,大審裁判所検事正,少年事件担当裁判官または予審裁判官は,弁護士会会長によって国選弁護人を選任させる(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号2条)。

1) 刑法典122-8条1項:「分別のつく有罪の未成年者は,その対象となり得る保護措置, 支援措置,監督措置および教育措置を定めている特別法により定められた条件で,有 罪と認められた重罪,軽罪または違警罪について責任を負う。」

- 2項:「前項の特別法は,同様に,その年齢に応じて享受する責任の軽減を考慮して, 18歳未満の未成年者に言い渡される教育的な措置ならびに13歳から18歳までの未成年 者に言い渡される刑を定める。」
- 1945年2月2日の未成年犯罪者に関するオルドナンス第45-174号1条:「重罪または軽罪の性質をもった犯罪の責任を問われる未成年者は,普通法上の刑事裁判機関に提訴されるのではなく,少年裁判所または未成年者重罪院においてのみ裁判される。」
- 同オルドナンス2条1項:「少年裁判所および未成年者重罪院は,場合に応じて,適当だと思われる保護措置,支援措置,監督措置および教育措置を言い渡すものとする。」
- 2項:「但し,少年裁判所および未成年者重罪院は,未成年者の状況および人格からみて必要な場合には,15-1条に従って,10歳から18歳までの未成年者に対して教育的な措置を言い渡すことができ,または20-2条から20-9条に従って,13歳から18歳までの未成年者に対して,刑事責任の減軽を考慮して刑を言い渡すことができる。」
- 3項:「少年裁判所は,執行猶予付きのまたは執行猶予なしの拘禁刑を言い渡すことができるが,その刑を選択した理由を特別に正当化した後でなければならない。」

i) 少年事件担当裁判官 (juge des enfants)

少年裁判所の所在地には少なくとも 1 人の少年事件担当裁判官が在籍していて(司法組織法典 L. 252-1条), 教育的援助について権限を有している(司法組織法典 L. 252-2条)。

少年事件担当裁判官は,単独で裁判し,多くの権限をもっているが¹⁾, 刑事に関する権限として,1945年2月2日のオルドナンス第45-174号が定めている条件で,未成年者が犯した軽罪および第5級の違警罪を裁判する(司法組織法典 L. 252-5条)。

少年事件担当裁判官は,真実の発見と未成年者の状況および人格を明らかにするために役立つあらゆる手続きおよび調査を行わなければならない(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号8条1項)。そのために,少年事件担当裁判官は,非公式にあるいは刑事訴訟法典第 部 編 章に定められた手続きで捜査を行う(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号8条2項)。

少年事件担当裁判官は,本案について宣告する前に,未成年者を一定の期間保護観察に付することを命じることができ,その期間は少年事件担当裁判官が決定する(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号8条8項)。少年事件担当裁判官は,その後,決定により,継続して保護観察を行わないこ

とを宣告し、刑事訴訟法典177条が定めるように手続きをして、未成年者を少年裁判所へ移送しまたは予審裁判官の前に移送することができる(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号8条9項)。また少年事件担当裁判官は、未成年者に訓戒を与えたり(1945年2月2日のオルドナンス8条10項3号)、未成年者を、両親、後見人、未成年者を保護していた者や信頼に値する者に委ねることができるし(1945年2月2日のオルドナンス8条10項4号)、必要な場合は未成年者が成年になるまで保護観察に付すこともできる(1945年2月2日のオルドナンス8条10項12号)。

実際の実務においては,少年事件担当裁判官が,再教育の措置で十分だと判断したときは単独で裁判し,逆に再教育だけでは十分ではなく刑を宣告するのが適当だと判断したときは少年裁判所として陪席裁判官とともに合議制によって裁判する²⁾。

- 1) 民法典375条1項:「裁判機関は,親権から解かれていない未成年者の健康,安全または 品行が危険にさらされているとき,またはその教育の条件がひどく損なわれるような ときは,父母共同のもしくはそのいずれかの,または未成年が託されている公共機関 の,後見人の,未成年者本人のもしくは検察官の請求により,教育的援助の措置を命 じることができる。裁判官は,特別に,職権によりそのことを検討することができる。」
 - 2項:「前項のことは,同一親権に服する複数の未成年者のために,同時に命じられる。」
 - 3項:「本条の決定は,当該措置の期間を定める。但し,公共機関または私立の教育機関が教育的措置を行うときは,その期間は2年を超えることはできない。その措置は,理由を付した決定により,更新され得る。」
 - 司法組織法典 L. 252-3条:「少年事件担当裁判官は,親権を解かれた未成年または21歳 以下の成年に対して,司法保護訴権の組織または延長について権限を有する。」
 - 同 L. 252-4条:「少年事件担当裁判官は,後見裁判官の権限を除いて,社会保障給付に対する後見監督を裁判する。」
 - 1945年2月2日のオルドナンス第45-174号8条3項:「少年事件担当裁判官は,適切な あらゆる令状を発行することができまたは10-2条および11条を除いて普通法の規定 に従って司法統制処分を命じることができる。」
 - 4項:「少年事件担当裁判官は,社会的調査により,家族の物質的また精神的状況,未成年者の性格および前歴,通学状況および学校での態度,未成年者の生活条件または 生育条件に関する情報を収集しなければならない。
 - (*社会的調査とは,家族の経済的状況,精神的状況,未成年者の生活および生育条

- 件、未成年者の利益にとって必要な措置を調べるための情報の収集である。)
- 5項:「少年事件担当裁判官は,医学的調査を命じなければならず,また必要な場合には,医療心理学的調査を命じなければならない。万一の場合には,収容センターまたは観察センターへの収容を決定しなければならず,または16条の3が定める条件で1日の活動措置を命じなければならない。」
- 2) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 165.
- ii) 少年裁判所 (tribunal pour enfants)

少年裁判所は,1人の少年事件担当裁判官と複数の陪席裁判官で構成され,少年事件担当裁判官が裁判長となる(司法組織法典 L. 251-3条)。陪席裁判官は,私人であって,年齢30歳以上でフランス国籍をもつ,少年問題について関心のある専門家の中から,4年任期で司法大臣によって任命される(司法組織法典 L. 251-4条)。

少年裁判所は,控訴院の管轄区域に少なくとも一つ設置される(司法組織法典 L. 251-2条)。

この裁判所は,少年犯罪者に関する1945年2月2日のオルドナンス第45-174号が定める条件で,18歳未満の未成年者が犯した軽罪および第5級の違警罪ならびに16歳未満の未成年者が犯した重罪を裁判する(司法組織法典 L, 251-1条)¹⁾。

この裁判所は,成人の共犯または共同正犯を裁判する権限はなく,手続きの分離が行われる²⁾。成人の犯罪者は普通法上の裁判所で裁判される。

少年裁判所は,未成年者に対して,教育的措置および監督的措置などのほかに,一定の場合には刑を言い渡すことができる³⁾。

地域管轄権を有する少年裁判所は,犯罪場所,未成年者または両親もしくは後見人の居住地,未成年者が発見された場所,一時的または確定的に施設に入れられていた場所の裁判所である(1945年2月2日のオルドナンス第45-174号3条)。

- 1) 少年事件担当裁判官および少年裁判所は,2008年に76,778件の判決を行った。cf. 〈Les hiffres-clés de la Justice, 2009〉(Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) 1945年2月2日のオルドナンス第45-174号9条3項:「未成年者に成年の共同正犯または共犯がいるときは,成年の共犯は違警罪の訴追の場合は普通法に従って権限のある

裁判機関に移送されるべきものとする。未成年者に関する訴訟は,本オルドナンスの規定に従って判決するために分離される。重罪の性質をもった犯罪の訴追の場合は,審査されたすべての者について,刑事訴訟法典181条の規定に従って手続きがなされる。予審裁判官は,16歳以上のすべての被告人を未成年者重罪院へ移送することができ,または成年についての訴追を分離して成年を普通法上の重罪院へ移送することができる。16歳未満の未成年者は少年裁判所へ移送されなければならない。命令は,普通法上の手続きで作成される。」

- 3) 1945年2月2日のオルドナンス第45-174号2条1項:「少年裁判所および未成年者重罪院は,場合に応じて,適当と思われる保護措置,支援措置,監督措置および教育的措置を言い渡すものとする。」
 - 2項:「但し,少年裁判所および未成年者重罪院は,状況および未成年者の人格から必要とされる場合は,15-1条に従って10歳から18歳の未成年者に教育的な措置を言い渡すことができ,または20-2条から20-9条に従って13歳から18歳の未成年者に,刑事責任の減軽を考慮して,刑罰を言い渡すことができる。」

iii) 未成年者重罪院 (cour d'assises des mineurs)

16歳以上の未成年者が犯した重罪については少年裁判所にも少年事件担当裁判官にも管轄権はない。16歳から18歳の未成年者が犯した重罪は未成年者重罪院と呼ばれる特別な裁判機関が管轄する。未成年者重罪院での審理は非公開であるが,行為のときに未成年であった者が審理開始の日に成年となったときはその者の請求により審理は公開される(刑事訴訟法典306条6項)。

未成年者重罪院は,裁判長,2人の陪席裁判官および9人の重罪陪審で構成され,重罪の被告人である16歳以上の未成年者を裁判する(1945年2月2日のオルドナンス20条1項)。

未成年者重罪院の設置場所は重罪院の所在地であって,重罪院の法廷で開廷され,裁判長は刑事訴訟法典244条から247条によって重罪院の裁判長について定められた条件で任命され,また2人の陪席裁判官は刑事訴訟法典248条から252条の手続きで控訴院の管轄区域にある少年事件担当裁判官の中から選ばれる(1945年2月2日のオルドナンス20条2項)。未成年者重罪院の検察官の職務は,特別に未成年者事件を担当する控訴院検事長または検事が行う(1945年2月2日のオルドナンス20条3項)。未成年者重罪院の書

記の職務は,重罪院の書記が担当する(1945年2月2日のオルドナンス20条4項)。

- 2) 政治的性質をもつ刑事裁判機関 (juridictions pénales de nature politique) 共和国大統領および政府構成員は,普通法上の裁判機関では裁判されない。一定の場合に大統領を裁判する機関として高等法院が設置され,政府構成員の犯罪を裁判する機関として共和国司法院が設置されている。高等法院および共和国司法院については,後出 -2,3で述べる。
- 3) 軍事的性質をもつ刑事裁判機関 (juridictions pénles de nature militaire) フランスには軍隊が存在し,軍人に対する特別な裁判機関が設置されており,2007年に改正された軍事裁判法典 (Code de justice militaire)が軍事裁判機関について規定している。

軍事裁判は,破棄院の統制のもとで,フランス人民の名において行われる(軍事裁判法典 L. 1条)。

平時と戦時で異なった軍事裁判機関が裁判する。

平時における裁判機関としては軍事裁判所 (tribunal aux armées) (軍事裁判法典 L. 1条 1号) があり, 戦時においては戦時本土軍事裁判所 (tribunal territorial des forces armées) と戦時本土外軍事裁判所 (tribunal militaire aux armées) (軍事裁判法典 L. 1条 2号), さらに戦時において将官, 佐官などを裁判するために共和国領土全体に一つの軍事高等裁判所 (haut tribunal des forces armées) がある。さらに, 軍事裁判法典が定める条件で設置される憲兵裁判所 (tribunal prévôtal) がある (軍事裁判法典 L. 1条 3号)。

平時において,軍人が共和国領土内において任務外で犯した犯罪は普通法上の裁判機関の管轄に属し,任務で犯したときは軍事に関する特別な裁判機関の管轄に属する(軍事裁判法典 L.2条)。

平時において,軍人が共和国領土外で犯したあらゆる性質の犯罪は,軍

事裁判所によって裁判される(軍事裁判法典 L, 121-1条)。

平時における軍事裁判所の権限に属する犯罪は,軍事裁判法典に定められた特別な規定を除いて,刑事訴訟法典の規定に従って裁判される(軍事裁判法典 L.3条1項)。刑事訴訟法典が予審裁判官,大審裁判所検事正,裁判所長および重罪院院長に付与している権限は,それぞれ軍事裁判所の予審裁判官,軍事裁判所検事正および軍事裁判所の裁判長によって行使される(軍事裁判法典 L.3条2項)。

軍事裁判所の裁判長,部長,陪席裁判官などの職務は,司法官団に属していて毎年任命される裁判官によって行使される(軍事裁判法典 L. 111-4条 1項)。従って,軍事裁判所の特別な裁判官がいるわけではない。控訴院の部長または裁判官が,軍事裁判所の裁判長の職務を務める(軍事裁判法典 L. 111-5条)。検事の役割を務めるのは大審裁判所検事正である(軍事裁判法典 L. 111-7条)。

軍事裁判所は,一つ設置されその設置場所はコンセイユ・デタのデクレによって定められ(軍事裁判法典 L. 111-1条),裁判所は部に分けられるがその数もコンセイユ・デタのデクレによって決められる(軍事裁判法典 L. 111-2条 1 項)。

違警罪の裁判については,軍事裁判所は裁判長または裁判長により委任された裁判官で構成される(軍事裁判法典 L. 111-3条1項)。

軽罪の裁判については,軍事裁判所は裁判長と2人の陪席裁判官で構成されるかまたは刑事訴訟法典398-1条に定められた場合にはこの裁判官の中の1人が裁判長に付与された権限を行使する(軍事裁判法典 L. 111-3条2項).

重罪の裁判については,軍事裁判所は,軍事裁判法典が定める場合を除き,刑事訴訟法典698-6条および698-7条に従って構成される(軍事裁判法典 L. 111-3条3項)。

戦時において,戦時本土軍事裁判所および戦時本土外軍事裁判所の管轄

権に属する犯罪は,軍事裁判法典の規定に従って訴追され,予審され,判決される(軍事裁判法典L.3条4項)。

戦時においては,共和国領土に予審部と判決部を含む戦時本土軍事裁判所が設置され,その管轄範囲はすべての軍管区 (région militaire)または一つもしくは複数の軍管区,一つまたは複数の海外にある軍管区 (circonscription militaire)である (軍事裁判法典 L. 112-1 条)。戦時本土軍事裁判所は,年齢満25歳以上のフランス国籍をもった5人で構成される (軍事裁判法典 L. 112-5 条)。5人の内訳は,司法官団に属する裁判長と1人の陪席裁判官,3人の軍人裁判官である (軍事裁判法典 L. 112-5 条)。裁判長の職務は,控訴院の裁判官が務める (軍事裁判法典 L. 112-6 条)。

戦時においては,将官,佐官などを裁判するために共和国領土全体に一つの軍事高等裁判所(haut tribunal des forces armées)が設置される(軍事裁判法典 L. 112-3 条)。

戦時においては,そのほかに予審部と判決部を含んだ戦時本土外軍事裁判所が設置される(軍事裁判法典 L. 112-27条)。この裁判所は,年齢満25歳以上のフランス国籍をもった5人で構成され,その内訳は裁判長と4人の軍人の陪席裁判官である(軍事裁判法典 L. 112-30条)。裁判長は軍務のために動員された司法官団に属する裁判官であり,部長とともに防衛大臣(ministre de la défense)の決定によって任命される(軍事裁判法典 L. 112-31条)。

平時において軍事裁判所が終審として下した判決および戦時において軍事裁判機関が終審として下した判決は、破棄院への破棄申し立ての対象となる(軍事裁判法典 L. 231-1 条および L. 231-2 条)

憲兵隊 (gendarmerie) によって構成される憲兵裁判所は,戦時には共和国領土に,平時には軍の大隊,部隊または分遣隊が駐屯しまたは行動する場合は共和国領土外に設置され,防衛大臣がその組織および設置条件を決定する(軍事裁判法典 L. 411-1 条)。

憲兵裁判所は,司法官団に属する裁判官と軍事裁判機関の書記で構成さ

れる(軍事裁判法典 L. 421-1条)。この裁判所は,軍事裁判機関の管轄に属する者が犯した第5級の違警罪以外の違警罪を裁判する(軍事裁判法典 L. 421-2条)。

2. 刑事の第二審裁判機関

二審制の原則にもとづく刑事の第二審裁判機関としては,控訴院の軽罪 控訴部と控訴審としての重罪院がある。

A . 控訴院の軽罪控訴部 (chambre des appels correctionnels)

第二審の裁判機関である控訴院については民事の第二審裁判機関のところで述べたので(-2参照),ここでは刑事の第二審裁判機関としての控訴院について述べる。

控訴院は第二審の裁判機関であって、民事部、商事部、社会部および軽 罪部に分かれている。控訴院の軽罪控訴部は、違警罪および軽罪について の第二審裁判機関である。重罪についての第二審裁判機関は重罪院である。

控訴院の管轄地域に設置されている違警罪裁判所および軽罪裁判所の判決に対する控訴は,すべて軽罪控訴部に申し立てられる(刑事訴訟法典496条,547条)。

軽罪控訴部は,部長と2人の裁判官(conseiller)で構成され(合議制), 検察官の職務は検事長(procureur général)または検事(avocat général) もしくはその補佐により執行され,書記課の職務は控訴院書記により執行 される(刑事訴訟法典510条)。

軽罪部の公判廷の数および日程は,毎司法年度(1月1日から12月31日まで)の終わりに,次の司法年度について,控訴院の総会の意見を聴いた後,院長と検事長が合同で定める(刑事訴訟法典511条1項)。必要がある場合は,この決定は,年度中に同一の条件で変更できる(刑事訴訟法典511条2項)。院長と検事長が合同の決定にいたらないときは,院長だけで公判廷の数および日程を決定する(刑事訴訟法典511条3項)。

控訴は,裁判官の口頭の報告にもとづいて判決される(刑事訴訟法典513条)¹⁾。

控訴院は,控訴が控訴期限を過ぎてまたは不法になされたと判断したと きはその控訴の不受理を宣告し,控訴は受理できるが根拠がないと判断し たときは控訴の対象である判決を確認する(刑事訴訟法典514条)。

控訴院は,検察官の控訴にもとづいて,原判決を追認しまたは被告人に有利にも不利にも原判決の全部または一部を取り消すことができる(刑事訴訟法典515条1項)。

控訴院は、被告人、民事上責任を負う者、付帯私訴当事者またはそれらの者の保険者の控訴だけにもとづいては、控訴人の境遇を悪化させることはできない(刑事訴訟法典515条2項)。

控訴院は,重罪も,軽罪もまた違警罪も存在しないし,事実が証明されていない,または被告人に責めを帰すべきでないと判断して,原判決を取り消したときは,被告人を無罪とする(刑事訴訟法典516条1項)。

控訴院は、被告人に刑の法定免除事由(cause légale d'exemption de peine)があると判断したときは、468条の規定に従って、被告人に有罪ではあるが刑の免除を言い渡す(刑事訴訟法典517条)。事実が違警罪にしかあたらないときは、刑が言い渡され、必要な場合には付帯私訴について裁判される(刑事訴訟法典518条)。事実が重罪刑を科せられる性質のものであるために原判決が取り消されたときは、控訴院は、無権限を表明し、訴追のために事実を検察官に移送する(刑事訴訟法典519条)。

- 1) 刑事訴訟法典513条1項:「控訴は,1人の裁判官の口頭の報告にもとづいて,法廷で判決される。被告人は,尋問される。」
 - 2項:「被告人が呼び出した証人は,435条から457条に定められた規則に従って尋問される。検察官は,その証人がすでに裁判所で尋問されていたときは,その証人尋問に 反対することができる。控訴院は,あらゆる本案の審理前に,それを決裁する。」
 - 3項:「控訴人またはその代理人が控訴の理由を簡潔に説明した後,訴訟当事者は460条に定められた順に発言する。」
 - 4項:「被告人またはその弁護士は,常に,最後に発言できる。」。

B. 重 罪 院 (cour d'aasises)

重罪院は,重罪の専属管轄権をもつ第一審裁判機関であるとともに,重罪に関する控訴審の裁判機関でもある。第一審としての重罪院については既にみたとおりである(-1-A-2)-d)参照)。

フランスの裁判制度は原則として二審制が採用されている。刑事事件についていうと、最も軽い犯罪である違警罪やその次の段階にある軽罪の第一審判決に対しては控訴院軽罪部への控訴が可能である。しかし重罪について専属管轄権をもつ重罪院は、2000年までは一審且つ終審の裁判機関であった。同じ刑事裁判でも、重罪より軽い違警罪と軽罪の判決に対しては控訴が可能で、最も重い犯罪である重罪の判決に対しては控訴ができないという不合理があった。

2000年6月15日の無罪の推定の保護および被害者の権利保護を強化する 法律第2000-516号によって,フランスで初めて重罪裁判にも二審制が採用 された。

第一審としての重罪院によって下された有罪判決(arrêt de condamnation)は、刑事訴訟法典が定める条件で控訴の対象となる(刑事訴訟法典380-1条1項)

控訴審としての重罪院も、厳密な意味での院と陪審で構成される(刑事訴訟法典240条)。陪審員の数は、第一審のときは9人であるが、控訴審として裁判するときは12人である(刑事訴訟法典296条1項)。裁判官の数は、第一審のときと同じで3人(裁判長と2人の陪席裁判官)であり、控訴審の審理手続きは第一審のときと同様である。しかし、重罪に付随する軽罪についてだけ重罪院に移送された被告人が控訴人であるとき、および有罪または無罪の判決に対する検察官の控訴が重罪に付随する軽罪に関するものであり重罪についての有罪判決に対して控訴が申し立てられていないときは、重罪院は陪審の参加なしに裁判する(刑事訴訟法典380-1条2項)。

第一審の重罪院判決に対する控訴は破棄院刑事部が指定した第一審とは 別の重罪院に届けられ,そこで,刑事訴訟法典が定める要式と条件に従っ て,事件が再審理される(刑事訴訟法典380-1条2項)。

控訴をすることができるのは,被告人,検察官,民事上責任を負う者, 付帯私訴人である(刑事訴訟法典380-2条1項)。無罪判決の場合は,検事長 も控訴をすることができる(刑事訴訟法典380-2条2項)。

控訴の意思表示は,第一審の判決を下した重罪院の書記課にしなけければならない(刑事訴訟法典380-12条1項)。控訴人が勾留されているときは,刑事施設の長に控訴の意思表示をすることができる(刑事訴訟法典380-13条1項)。控訴期間は,第一審判決の送達から10日である(刑事訴訟法典380-9条)が,ある1人の控訴の場合には別の控訴権者については5日の追加期間が認められる(刑事訴訟法典380-10条)。

控訴が重罪院の登録簿に登録されたら,検察官は,直ちに,破棄院刑事部にそれを届けなければならない(刑事訴訟法典380-14条1項)。その後,破棄院刑事部は,控訴を審理する重罪院を指定する(刑事訴訟法典380-14条2項)。

破棄院刑事部が指定した重罪院における控訴は,刑事訴訟法典第 部第編2章から7章が定める方法と条件で,事件の再審理が行われる(刑事訴訟法典380-1条2項)¹⁾。

1) 刑事訴訟法典第 部第 編2章から7章は,第一審の重罪院における手続きを定めているから,控訴審の審理も第一審の時と同様の手続きで行われることになる。

IV.最高裁判機関:破棄院(Cour de cassation)1)

絶対王政期には国王の多くの仕事を補佐する機関としているんな種類の国王顧問会議 (Conseil du roi)が作られていた。その中に内輪の顧問会議 (Conseil d'État privé)または当事者顧問会議 (Conseil des parties)と呼ばれたものがあって,移審の手段と破棄の手段によってパルルマンの判決に対する上訴を審理していた²⁾。この顧問会議が破棄院の遠い起源であるといわれる³⁾。

フランス革命により古い裁判制度が廃止され、1790年にかつての当事者顧問会議に代わって破棄裁判所(tribunal de cassation)が設置された。破棄裁判所の設置およびその構成、組織、権限に関する1790年11月27日-12月1日のデクレが、立法府に付置された破棄裁判所の設置を定めていた(同デクレ1条)。この破棄裁判所の権限は、終審として下された判決に対する破棄申し立て(demande en cassation)、公正を疑わせる理由によりある裁判所から別の裁判所への移送請求、裁判管轄権の争い、およびすべての裁判所に対する裁判官相手取り訴訟の請求を裁判することであった(同デクレ2条)。このデクレの規定は1791年憲法の中に引き継がれている⁴)。

革命期に制定された1791年9月3日の憲法(編章19条から23条,27条),1793年6月24日の憲法(98条から100条),1795年8月22日の憲法(254条から264条),1799年12月13日の憲法(65条から67条)はいずれも破棄裁判所について規定していた。さらに、1800年3月18日の裁判組織に関する法律章(58条から91条)も破棄裁判所について定めている⁵⁾。

破棄裁判所という名称が現在の破棄院という名称に変更されたのは1804 年 5 月18日の組織的元老院決議 (Sénatus-consulte organique) 136条によってである。

その後も幾たびか変遷を経た後、今日の破棄院の姿となった。

共和国全体について一つの破棄院が設置される(司法組織法典 L. 411-1条)。破棄院はパリに設置されていて(司法組織法典 R. 121-1条),Palais de Justice と呼ばれる広大な建物の中にあり,そこには司法機構に属する異なった審級の裁判機関も入っている。

司法機構の頂点に位置する破棄院は、下級裁判機関による法規範の遵守を監視する役割をもっており、法の番人(gardienne du droit)であるといわれている。破棄院は事実審ではなく、その役割は法規範の解釈を統一することである。だからといって、フランスは先例拘束の原則を採用しているのではない。事実審裁判機関は、自由に裁判することがで、破棄院の法

解釈に異議を唱えることができる。

破棄院は複数の民事部と1刑事部で構成され(司法組織法典 L. 421-1条)⁶⁾, 民事部には5部ある(司法組織法典 R. 121-3条)。各部は部長,裁判官 (conseiller),調査裁判官(conseiller référéndaire),1人または複数の検 事(avocat général)および1人の部の書記で構成される(司法組織法典 R. 121-4条)。

それぞれの部は一応主として次の事件を取り扱うが,民事部の権限は検事長の意見を聴いて院長の決定によって決められる(司法組織法典 R. 121-5条)。

第1民事部は,個人の権利,契約,保険,国際法を。

第2民事部は,離婚,不法行為を。

第3民事部は,動産,所有権,都市計画を。

第4部(商事および金融部)は、取引法を。

第5部(社会部)は,社会立法に関するあらゆる問題(労働法,社会保障 法など)を。以上が民事部である。

刑事部は,刑事事件に関して終審として下された判決に対する破棄申し立てを刑事訴訟法典が定める条件で裁判する(司法組織法典 L. 421-2条,刑事訴訟法典567条以下)⁷。

破棄院は,単独の部によって,または合同部(chambre mixte)もしくは大法廷(assemblée plénière)によって裁判する(司法組織法典 L. 421-3条)。

破棄院は,控訴院や第一審裁判機関が終審として下した判決の法的正確 さを確認する裁判機関である。破棄院は,訴訟を裁判するのではなく,判 決を裁判するのである⁸⁾。

判決は,奇数の裁判官によって下されるのが原則である(司法組織法典 L. 121-2条)が,破棄院にはこの規定は適用されない(司法組織法典 L. 421-6条)。

破棄院は、事件の本案を審理しないから、第三審の裁判機関ではない。司法組織法典411-2条は、破棄院は司法機構に属する裁判機関が終審として下した判決に対する破棄申し立て(pourvoi en cassation)について裁判し、法律が反対の定めをしていない限り事件の本案を裁判しないと規定している。本案についての最終審は控訴院であり、控訴がなされた場合、控訴院においては事実についても法律についても審理がやり直される。

控訴院における訴訟で敗訴した者または第一審裁判機関が終審として行った訴訟で敗訴した者は、破棄院への破棄申し立てを行うことができる。破棄申し立て期間は、民事事件では、反対の規定がある場合を除き、原則として2カ月である(民事訴訟法典612条)。刑事事件では、判決の言い渡しから5日である(刑事訴訟法典568条1項)。

刑事事件に関しては、破棄申し立ては、原審裁判機関の書記課になされなければならず、その申し立ては書記課の登録簿に登録される(刑事訴訟法典576条)。書記は、訴訟記録を検察官に渡し、検察官はそれを直ちに破棄院検事長に届け、検事長が刑事部の書記課に伝達する(刑事訴訟法典587条)。

予審部の決定,重罪,軽罪および違警罪について終審として下された判決は,法律違反の場合には,検察官または当事者の破棄申し立てにもとづいて破棄され得る(刑事訴訟法典567条1項)。破棄院刑事部の部長が,破棄申し立てを受け入れることができないと確認したときは,破棄申し立てを認めない決定を下す。この決定に対しては上訴は認められない(刑事訴訟法典567-1条)。刑事事件においては,破棄院の判決まで原判決の執行は停止される(刑事訴訟法典569条1項)。但し,勾留状または収監状は,破棄申し立てがあっても,その効力は維持される(刑事訴訟法典456条4項)。

民事事件に関しては、破棄申し立ては、破棄院の書記課への申し立てによってなされる(民事訴訟法典974条)。当事者は、コンセイユ・デタおよび破棄院弁護士(avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation)を指定しなければならない(民事訴訟法典973条1項)。破棄申し立ては、民事事件に

おいては,原判決の執行を停止しない(1967年7月3日の破棄院に関する法律 第67-523号19条1項)。

破棄申し立てが複数の部にまたがる問題に関するときまたは部によって 異なった解決の可能性があるときは、破棄院の合同部(chambre mixte) への移送が命じられる(司法組織法典 L. 431-5条)。

合同部または大法廷への移送は,審理の開始前に,院長の理由を付さない命令または破棄申し立てを受けた部の理由を付さない判決によって決定される(司法組織法典 L. 431-7条)。

合同部は,少なくとも三つの部に所属する裁判官で構成される(司法組織法典 L. 421-4条 1 項)。合同部には,さらに,合同部を構成する部の部長または部の最古参裁判官および合同部を構成する部の 2 人の裁判官が含まれる(司法組織法典 L. 421-4条 3 項)。合同部は,院長が裁判長となり,院長に差し支えがるときは最古参の部長が裁判長となる(司法組織法典 L. 421-4条 2 項)。

破棄院の権限は、事件を新たに裁判することではなく、破棄申し立ての対象となった判決を下した裁判機関が法規範を正しく解釈して間違いなく適用しているかを点検することである。

点検の結果,破棄申し立ての対象となった判決に法解釈と法律の適用に誤りがないときは,破棄院は破棄申し立てを移送を伴わないで棄却(破棄)(cassation sans renvoi) U^{9} , そこで事件は終結する。

点検の結果,事実審裁判機関が法規範の解釈と適用を誤っていると判断したときは,異議を申し立てられた判決を移送を伴って破棄(cassation avec renvoi)し,異議申し立ての対象となった判決を下したのと同種同格の別の裁判機関へ移送するする¹⁰。

破棄院の判決書には、初めに判決理由が記され、最後に判決主文が書かれている。主文が破棄申し立てを棄却(破棄)する場合は、《rejet》、 《cassation》、《cassation sans renvoi》(いずれも棄却という意味)という語が用 いられ、破棄申し立てを破棄し移送する場合は、例えば crejet et renvoi devant la cour d'assises de Paris> (破棄、パリ重罪院へ移送)と書かれている。 移送された裁判機関は、事実についても法律についても全く自由に裁判をやり直すことができる。

移送された裁判機関が破棄院と同じ判決をしたときは,破棄申し立てを 行った者は改めて破棄の申し立てを行うことはできず,事件は終結する。

逆に,移送された裁判機関が破棄院の法解釈に従わなかったとき,すなわち破棄院が第1回目の破棄申し立てを認めて原判決を破棄移送したけれど移送裁判機関において訴訟当事者が再び敗訴したときは,再度破棄申し立てを行うことができる。

この第2回目の破棄申し立ては、1967年まではすべての部が集まった連合部(chambres réunies)が裁判していたが、1967年7月3日の法律第67-523号による改革で連合部は廃止され、大法廷(assemblée plénière)で裁判されることになった。大法廷によって再び破棄移送が命じられたときは、移送裁判機関は、大法廷が裁判した法律の解釈と適用について、大法廷の決定に従わなければならない(司法組織法典 L. 431-4条2項)。

大法廷は、破棄院院長が裁判長となり、院長に差し支えがあるときは最古参の部長が裁判長となる(司法組織法典 L. 421-5条1項)。大法廷には、さらに、すべての部の部長および最古参裁判官(doyen)、すべての部から1人の裁判官が出席する(司法組織法典 L. 421-5条2項)。従って、大法廷は19人で構成される。

破棄院大法廷の判決に対しては異議申し立てはできない(民事訴訟法典 622条)。

破棄院の特別な任務として破棄院見解請求 (saisine pour avis de la cour de cassation) がある¹¹⁾。これは,新たな難しい法律問題について破棄院の見解を求める制度である。破棄院は,見解請求から3カ月以内に裁定を下す(民事訴訟法典1031-3条)。その間は,事実審裁判機関は裁判を中断しなければならない。しかし,破棄院によって示された見解は,見解を請求

した裁判機関を拘束するものではない(司法組織法典 L. 441-3条)。この制度は1991年5月15日の法律第91-491号により採用され,2001年6月25日の組織法律第2001-539号以降は刑事裁判機関からの見解請求も認められるようになった¹²)。

破棄院は,またきわめてまれにしか行使しない特別な任務をもっている。それは再審請求(recour en révision)であり,再審請求権者は限定されている 13 。再審請求は,重罪または軽罪についての有罪の確定判決に際する誤りを修復することを目的として四つの場合に限定して認められる(刑事訴訟法典622条) 14 。

再審請求は,請求事件の予審を担当する再審委員会(commission de révision)に提出される(刑事訴訟法典623条2項)。この委員会は,刑事部の裁判官が委員長となり,そのほか4人の破棄院裁判官で構成される。その役割は,既判力をもった判決を再び訴訟することができる新たな事実の真実を調べることである。

破棄院は,再審請求が十分に根拠づけられていないと判断したときは請求を棄却する。逆に,請求が十分根拠づけられていると判断したときは,取り消された判決を下した裁判機関とは別の,同種,同一審級の裁判機関へ被告人を移送し(刑事訴訟法典625条2項),または一定の場合には破棄院自らが再審院(cour de révision)¹⁵⁾として本案を裁判する(刑事訴訟法典625条3項)¹⁶⁾。

破棄院は、非常に特殊な問題を取り扱うために別の司法的任務をもっている。勾留補償全国委員会(commission nationale de réparation des détentions)がその任務を担当する。この委員会の任務は、免訴または無罪の確定判決の対象となった者に対する不当な勾留による損害の補償を裁判することである。

この委員会については,司法組織法典 L. 451-1条¹⁷⁾ および2000年6月15日の法律第2000-516号(無罪の推定および被害者の権利の保護を強化する法律)により改正された刑事訴訟法典149条以下が定めている¹⁸⁾。

立命館法学 2011年2号(336号)

破棄院の行政組織として破棄院理事部(bureau)がある。理事部は、院長(premier président),部長(président de chambre),破棄院検事長(procureur général),主席検事(premier avocat général),主席書記(greffier en chef)で構成される。理事部は、法廷の数および期間、的確な司法行政に必要な報告を定める(司法組織法典 R. 131-1条2項)。

- 1) 破棄院のインターネット・サイトは , http://www.courdecassation.fr である。
- cf. Roger Perrot, op. cit., p. 174.
 cf. Jean-Marie Carbasse, (Histoire du droit pénal et de la justice criminelle), (P. U. F. 2000.) p. 143.
- 3) cf. Roger Perrot, ibid.
- 4) 1791年9月3日の憲法第 編第 章19条1項:「王国全体に,立法府に付置された一つ の破棄裁判所をおく。破棄裁判所は,次のことを裁判するすることを任務とする。」
 - 2項:「裁判所により最終審として下された判決に対する破棄申し立て。」
 - 3項:「正当な嫌疑のある判決を理由として,ある裁判所から別の裁判所への移送請求。」
 - 4項:「管轄指定および裁判所全体に対する裁判官相手取り訴訟。」
 - 20条:「破棄事件において,破棄裁判所は事件の本案を裁判することはできない。但し, 形式違反の手続きによってなされた判決または明白な法律違反を含む判決を破棄した 後,破棄裁判所は,事件の本案を,それを審理すべき裁判所に移送する。」
 - 21条:「2回の破棄の後,3回目の裁判所の判決が最初の2回の判決と同様の理由によって異議申し立てられたときは,破棄裁判所において審理することはできない。その場合,立法府は,破棄裁判所が従わなければならない法律の確認的決定を行う。」
 - 22条:「破棄裁判所は,その構成員の中から8人の代表団を毎年立法府に送らなければならない。代表団は,下された判決の状況ならびにそれに加えて事件を要約した報告および判決を下した法律の条文を立法府に提示するものとする。」
 - 27条 1 項:「司法大臣は,国王委員を通じて且つ利害関係人の権利を妨げることなく, 裁判官の越権行為を破棄裁判所に告発する。」
 - 2項:「破棄裁判所は,その越権行為を取り消す。その行為が瀆職罪になるときは,事 実は立法府に告発されるものとし,必要があるときは立法府は起訴決定を行い且つ被 告人を国民高等法院に告訴する。」中村編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社, 2003年)35頁以下参照。
- 5) 1800年3月18日の裁判組織に関する法律58条1項:「破棄裁判所は,政府が定める場所でパリに設置されるべきものとする。」
 - 2項:「破棄裁判所は,48人の裁判官で構成される。」
 - 60条1項:「破棄裁判所は3部に分けられ,各部は16人の裁判官で構成される。」
 - 2項:「第1部は,破棄または裁判官相手取り訴訟の請求の認容もしくは棄却について 裁判し,管轄指定またはある裁判所から別の裁判所への移送請求について終局として

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

裁判する。」

- 3項:「第2部は,前項の請求が認容されたときに,破棄または裁判官相手取り訴訟の 請求について終局として裁判する。」
- 4項:「第3部は,重罪事件,軽罪事件および違警罪事件の破棄申し立てについて裁判する。その場合には,認容の事前判決は必要としない。」中村編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』(法律文化社,2006年)24頁以下参照。
- 6) 破棄院は,2008年に,民事では18,932件,刑事では8,149件の判決を行った。cf. 〈Les chiffres-clés de la Justice, 2009〉 (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 7) 刑事訴訟法典567条1項:「予審部の決定および重罪,軽罪および違警罪について終審として下された判決は,法律違反の場合には,以下に定められる区別に従って,検察官または非難の対象となった当事者による破棄申し立てにより棄却され得る。」
 - 2項:「破棄申し立ては,破棄院刑事部に届けられる。」
- 8) 民事訴訟法典605条:「破棄申し立ては,終審として下された判決の統制のためでなけれ ば認められない。」
- 9) 司法組織法典411-3条および民事訴訟法典627条。
 - 司法組織法典411-3条1項:「破棄院は,本案について新たに裁判することがないときは,移送を伴わずに棄却することができる。」
 - 2項:「破棄院は、本案についての裁判官により確認され且つ評価された事実につき適切な法規範の適用を認めるときは、移送を伴わずに棄却し、訴訟を終結させることができる。」
 - 3項:「前2項の場合,破棄院は,本案についての裁判官のもとにおける民事裁判に関する訴訟費用の負担について言い渡す。」
 - 4 項:「判決は強制執行される。」
 - 5項:「本条の適用方式は,コンセイユ・デタのデクレにより定められる。」
 - 民事訴訟法典627条は,上記の司法組織法典411-3条の規定と同じである。
- 10) 司法組織法典431-4条および民事訴訟法典626条。
 - 司法組織法典431-4条1項:「破棄の場合,L.411-3条の規定を条件として,事件は,破棄された判決を下したのと同種の別の裁判機関または別の裁判官で構成される同一の裁判機関に移送される。」
 - 2項:「大法廷によって移送が命じられたときは,移送を受けた裁判機関は,大法廷が 判決した法律の問題点について大法廷の決定に従わなければならない。」
 - 民事訴訟法典626条は,上記の司法組織法典431-4条1項と同じ規定である。
- 11) 司法組織法典 L. 441-1条:「司法裁判機関は,非常に難解な且つ多くの紛争において生じている新たな法律問題について判決する前に,上訴できない決定により,破棄院の見解を求めることができる。」
 - 司法組織法典 L.441-2条:「破棄院見解請求について宣告する組織は,院長,または院 長に差し支えがあるときは最古参の部長が主宰する。」
 - 民事訴訟法典1031-1条1項:「裁判官は,司法組織法典 L.441-1条を適用して破棄院の 見解の請求を考えるときは,そのことを訴訟当事者および検察官に通知しなければな

- らない。裁判官は,まだ結論を出していない限り,場合によっては,当事者および検察官の書面による意見を定められた期間内に収集する。」
- 2項:「意見を受け取ったときまたは期間が過ぎたときは,裁判官は,上訴できない決定により,自己に委ねられた法律に関する質問書を作成して,破棄院の見解を請求することができる。裁判官は,破棄院の見解を受け取るまでまたは1031-3条が定める期間(3カ月)が満了するまで,判決を延期する。」
- 12) 刑事訴訟法典706-64条:「刑事裁判機関は,予審裁判機関および重罪院を除いて,司法組織法典 L. 441-1条を適用して,破棄院の見解を求めることができる。但し,事件が勾留中の者または司法統制中の者に関するときは,いかなる見解請求も提出することはできない。」
- 13) 刑事訴訟法典623条1項:「次の者が再審請求をすることができる。
 - 1. 司法大臣。
 - 2. 有罪判決を受けた者または無能力者の場合は法定代理人。
 - 3. 死亡または有罪判決を受けた者の不在宣告の後は、その配偶者、子、両親、包括 受贈者または有罪判決を受けた者から再審請求について明確な使命を託された者。」
 - 2項:「再審請求は,破棄院の総会により任命された5人の破棄院裁判官で構成される 委員会に届けられる。5人の裁判官のうち1人は,刑事部に所属する者の中から選ばれ,委員長を務める。5人の委員は同一の手続きで任命される。検察官の職務は,破棄院検事長により行使される。」
 - 3項:「前項の委員会は,直接にまたは裁判事務委託により,すべての調査,聞き取り,対質および有用な確認を実施した後,および再審請求者またはその弁護人および司法大臣の書面によるまたは口頭の意見を聴取した後,受理できると判断した請求を刑事部に付託し,刑事部は再審院として裁判する。委員会は,理由を付した決定により裁定を下す。この決定はいかなる上訴にも服さない。請求者またはその弁護人の請求についての決定は,公開の法廷で言い渡される。」
 - 4項:「この委員会は,再審請求が622条4号にもとづく場合は,早期に却下された請求がよりどころとした新たな事実または知られていなかった要素の全体を考慮する。」
- 14) 刑事訴訟法典622条:「刑事の確定判決に対する再審請求は,次の場合,重罪または軽罪 により有罪とされたすべての者に認められる。
 - 1.殺人罪の有罪判決後に,殺人の被害者といわれている者が現存することについて十分な状況証拠を現出させる確かな証拠が提出されたとき。
 - 2. 重罪または軽罪の有罪判決後に,新たな判決が同一事実について別の被告人の有罪を言い渡し,二つの判決が両立し得ず,その矛盾が有罪を言い渡されたいずれかの者の無罪の証拠であるとき。
 - 3. 尋問された証人のうちの1人が,有罪判決後に,被告人に対する偽証罪で訴追され有罪の言い渡しを受けたとき。新たな審理においては,有罪を言い渡された証人を尋問することはできない。
 - 4. 有罪判決後に,訴訟の際に裁判機関が知らなかった新たな事実または要素で,有 罪を言い渡された者の有罪姓を疑わせる事実または要素が現れもしくは明らかに

なったとき。」

- 15) 司法組織法典 L. 451-2条:「再審委員会の制度,権限,組織および機能に関する規範は, 刑事訴訟法典により定められる。」
- 16) 刑事訴訟法典625条 2 項:「事件が正常な状態であるときは、破棄院は、本案を審理し、 理由を付した上訴できない判決によって、公開の法廷を開いて請求者またはその弁護 人の口頭のもしくは書面による意見を聴取し、検察官の意見を聴取し、ならびに付帯 私訴当事者が審理に介入するときは、そのことを正式に知らされた後に、再審が請求 された訴訟の付帯当事者またはその弁護人の意見を聴取し、裁定を下す。破棄院は、 請求が十分に根拠づけられていないと判断したときは、請求を棄却する。逆に、十分 に根拠づけられていると判断したときは、宣告されていた刑の言い渡しを取り消す。 破棄院は、新たな対審による審理が可能かどうかを判断する。可能であるときは、破 棄院は、取り消された判決を下した裁判機関とは別の、同種、同一審級の裁判機関へ 被告人を移送する。」
 - 3項:「新たな審理を開始することができない場合,特に大赦,1人または複数の有罪を言い渡された者の死亡,心神喪失,欠席もしくは不出頭,刑事免責もしくは宥恕の場合,公訴時効もしくは刑の時効の場合,再審院は,そのことをはっきりと確認した後,付帯私訴当事者および再審院により任命された補佐人の出席のもとに,本案について裁判する。この場合,再審院は,正当化されず且つ証明されないと判断される有罪判決を取り消す。」
- 17) 司法組織法典 L. 451-1条:「勾留補償全国委員会,刑事判決再審委員会,ヨーロッパ人権裁判所の判決言い渡しの結果から生じた刑事判決の再審査委員会および司法警察官の懲戒に関する不服申し立て審査委員会の制度,権限,組織および機能に関する規範は,刑事訴訟法典により定められる。」
- 18) 刑事訴訟法典149条1項:「司法組織法典 L. 781-1条2項および3項の規定の適用を除いて,手続き期間中勾留の対象となっていた者は,確定した免訴,無罪の確定判決によって,その者の請求により,勾留から受けた精神的および物質的な損害につき完全な補償を受ける権利を有する。但し,その判決が,刑法典122-1条の意味における免訴,勾留が後の大赦またはその釈放後に発生した公訴権の時効を理由とする場合,その者が同時に別の理由で勾留されていた場合,またはその者が勝手に且つ任意に被告人となりもしくは別の事実の訴追を免れるために起訴されたままでいた場合は,いかなる補償も支払われない。利害関係人の請求により,損害は,156条以下の条件で実施された対審による鑑定によって評価される。」
 - 2項:「免訴,無罪の判決がその者に通知されるときは,その者は,補償請求の権利ならびに149-1条から149-3条の規定について通知される。」
 - 刑事訴訟法典149-1条:「前条に定められた補償は,免訴,無罪の判決が言い渡された 裁判機関を管轄する控訴院の院長の決定により支給される。」
 - 刑事訴訟法典149-2条1項:「免訴,無罪判決から6カ月以内に請求を受けた控訴院の院長は,理由を付した決定により裁定を下す。」
 - 2項:「審理は公開の法廷で行われる。但し,請求者に異議があるときはこの限りでな

い。請求により、請求者は自らまたは弁護人を介して尋問される。」

刑事訴訟法典149-3条1項:「控訴院の院長が下した決定は,その通知から10日以内に, 勾留補償全国委員会へ上訴することができる。破棄院に設置されるこの委員会は,絶 対の権限をもって裁定し,その決定については,いかなる性質のものであっても,上 訴することはできない。

2項:「破棄院理事部は,勾留補償全国委員会が複数の組織を含むことを決定できる。」

3項:「勾留補償全国委員会または必要な場合には委員会の各組織の構成は,主宰者である破棄院院長またはその代理,部長の階級をもった2人の破棄院裁判官,毎年理事部により任命される破棄院裁判官または調査裁判官とする。理事部は,2人の裁判官のほかに,同一条件で3人の補充者を任命する。」

4項:「検察官の職務は,破棄院検事長が務める。」

5項:「149-2条の規定は,勾留補償全国委員会が下す決定に適用される。」

Ⅴ.行政機構に属する裁判機関

フランス革命以来の伝統により、司法権は行政権に介入できないことに ついては既にみたとおりである(前出 - 4参照)。司法権は行政権に介入 できないから、行政権は司法権から独立している。

司法機構に属する裁判機関は、犯罪(刑事訴訟)および個人間の争い(民事訴訟)を裁判する。行政機関と国民または住民との争いには、司法裁判機関はかかわることができない。それについては、行政裁判機関が管轄する。行政裁判権は、行政権に属しており、司法裁判機関から独立した別の裁判機関がもっている。

しかし,フランス革命の初期から行政裁判機関が設立されていたわけではない。

現在は,行政裁判機関の頂点に唯一のコンセイユ・デタが設置されており,その下に行政控訴院,さらにその下に行政裁判所がおかれているし, 特別の行政裁判機関も設置されている。

行政裁判は,公共団体と住民の間での対立する問題である公法に関する 訴訟上の異議,たとえば租税行政と納税者の間の紛争,公事業に関する紛 争,違法な行政庁の決定や命令に対する取り消し訴訟,欠陥のある公務の 運営によってもたらされた損害の賠償請求を解決することを任務としている。

行政裁判について規定している行政裁判法典(Code de justice administrative)は、コンセイユ・デタ、行政控訴院および行政裁判所に適用され(行政裁判法典 L. 1条)、判決はフランス人民の名において下される(行政裁判法典 L. 2条)。判決は合議制で下され(行政裁判法典 L. 3条)、審理は公開される(行政裁判法典 L. 6条)が、裁判官の合議は非公開である(行政裁判法典 L. 8条)。

1. 行政裁判所 (tribunal administratif)

行政裁判所は、コンセイユ・デタに付与されている権限を除いて、行政訴訟についての普通法上の第一審裁判機関である(行政裁判法典 L. 211-1条)。行政裁判所はまた、会計検査院、州会計検査委員会、銀行委員会(Commission bancaire)、社会扶助中央委員会(Commission centrale d'aide sociale)、や国民公教育高等評議会(Consel supérieur de l'éducation nationale)や医師会などの職業団体の地方または国家段階の評議会などの特別な裁判機関に権限が付与されている事件については裁判権はない。

行政裁判所の起源は,フランス国土の区分および行政に関する共和暦年プリュヴィオーズ(pluviôse)28日(1800年2月17日)の法律により各県に設置された県参事会(conseil de préfecture)である。県参事会は,県のための諮問機関であるとともに行政裁判機関でもあった。その後,行政訴訟の改革を定める1953年9月30日のデクレ第53-934号により,県参事会は行政裁判所という名称に変えられ,現在の形の行政裁判所となった。

本土には28の行政裁判所があり、また海外県および海外領土には9の行政裁判所が設置されており、各裁判所は1県(パリ行政裁判所はパリ市だけ)から最高6県(トゥルーズ: Toulouse 行政裁判所)を管轄している(行政裁判法典R.221-3条)。行政裁判所は設置されている都市の名付けて呼ば

れるが、ヌメア(Nouméa)の行政裁判所はニュー・カレドニア(Nouvelle-Calédonie)行政裁判所と、またパペエテ(Papeete)の行政裁判所はフランス領ポリネシア(Plynésie française)行政裁判所と呼ばれる(行政裁判法典 R. 211-1条)

小さな行政裁判所には2部しか置かれていないが,重要な行政裁判所には複数の部が設置されている(行政裁判法典R.221-4条)¹⁾。5部以上で構成されている行政裁判所²⁾は第6級の位にある者が所長となり,4部以下で構成される行政裁判所は第5級の位にある者が所長となる(行政裁判法典R.221-5条)。パリ行政裁判所は,17部で構成され,部はさらに課に分けられていて,この裁判所は第7級の位にある者が所長となる(行政裁判法典R.221-6条)。

単独裁判官が裁判する場合を除いて,行政裁判所の判決は3人の裁判官の合議制によって下される(行政裁判法典 R. 222-18条)³⁾。

行政裁判所所長は,急速審理裁判官でもある(行政裁判法典 L. 511-2条)。急速審理裁判官は,本案を裁判するのではなく,仮の性質をもった措置により裁判する(行政裁判法典 L. 511-1条)。急速審理裁判官は,行政庁の決定が取り消しまたは変更の申請の対象であり且つ緊急の必要がある場合,その決定の執行停止を命じることができる(行政裁判法典 L. 522-1条)。

- 1) 本土の28行政裁判所のうち2部だけで構成されているのは8行政裁判所で,最も多く の部がおかれているのはヴェルサイユ Versailles 行政裁判所で9部ある(行政裁判法典 R. 221-4条)
- 2) 5 部以上で構成されている行政裁判所は 13 ある(行政裁判法典 R. 221-4条)
- 3) 行政裁判法典 R. 222-20条 1 項:「各行政裁判所は,例外として,全員総会を開廷することができる。法廷に出席する裁判官の数が偶数のときは,着任順で最後の裁判官は法廷に出席しない。」
 - 2項:「パリの行政裁判所を除き,3部以上で構成される裁判所については,事件の報告裁判官が所属していて且つ裁判所の副所長が加わった部で構成される組織で判決を下すことができる。この組織は,裁判所所長が裁判長となる。法廷に出席の裁判官の数が偶数のときは,着任順で選ばれた裁判官が1人加わる。」

2. 行政控訴院 (cour administrative d'appel)

コンセイユ・デタの下位の行政裁判機関である行政控訴院は,行政訴訟の改革を定める1987年12月31日の法律第87-1127号によって設置された。それまでは,行政裁判所の判決に対する控訴は直接にコンセイユ・デタに届けられていたから,コンセイユ・デタの機能が麻痺してしまっていた。それを解消するために,行政機構の第二審裁判機関として行政控訴院が設置された。

1987年の法律¹⁾によれば,行政控訴院は,合法性の判断についての上訴,地方議会議員の選挙に関する争訟,行政立法行為に対する権限踰越についての上訴を除いて,行政裁判所の判決に対する控訴を裁判する権限を有すると定められていた(同法律1条1項)。この規定は現在の行政裁判法典に引き継がれている。行政控訴院の設置場所とその数および部の数は,コンセイユ・デタのデクレにより定められることになっていた(同法律2条)。

現在フランス本土に8行政控訴院が設置されていて²⁾,各行政控訴院は2から5の国内行政裁判所を管轄しているが,ボルドー(Bordeaux)とパリの行政控訴院は海外県および海外領土の行政裁判所も管轄している(行政裁判法典R.221-7条)。行政控訴院は設置されている都市の名を付けて呼ばる(行政裁判法典R.211-1条)。

行政控訴院は,普通法上の第二審裁判機関であって,控訴裁判官の資格で,コンセイユ・デタに付与されている権限および法律が別に定めている権限を除いて,その管轄地域に設置されている行政裁判所が下した判決に対する控訴について裁判する(行政裁判法典 L. 211-2 条,R. 321-1 条)。また,行政控訴院は,フランスの主権の下にある海外領土,保護領土および信託統治の下におかれた財産を奪われたフランス人の補償に関する争訟委員会(commission du contentieux de l'indemnisation des Français)の判決に対する控訴についても裁判する(行政裁判法典 L. 211-3 条)。

行政控訴院には,院長と複数の裁判官が配置される(行政裁判法典 L. 221-1条)。行政控訴院の裁判官は一定の経験を積んだ行政裁判所裁判官の中から募集される。各行政控訴院を構成する裁判官の数は行政控訴院の重要性に応じて異なる。

行政控訴院の院長は,コンセイユ・デタの常任裁判官が務める(行政裁判法典 L. 222-3条)。院長の配属は,コンセイユ・デタ争訟部の部長との協議にもとづいて,コンセイユ・デタ副院長の提案によってデクレにより言い渡される(行政裁判法典 L. 222-4条)。

行政控訴院の院長は,行政的な権限,行政控訴院の適正な運営に注意する権限をもっていると同時に急速審理裁判官でもある(行政裁判法典 L. 511-2条)。

院長は,また行政裁判所所長と同様に,毎年2月1日以前に,既決事件および審理中の事件に関する統計を添えて年次報告書をコンセイユ・デタの副院長に提出する義務を負っている(行政裁判法典 R. 222-10条)。

行政控訴院には部 (chambre) が設置される (行政裁判法典 L. 221-3 条)。 行政控訴院の部の数は,行政裁判法典によって定められている³⁾。

裁判は,原則として合議制で行われる(行政裁判法典 L. 222-1条)。

裁判は、部によってまたは大法廷(formation plénière)によって行われ、裁判官の数は奇数である(行政裁判法典 R. 222-25条)。大法廷は、行政控訴院の院長が、院長に差し支えがあるときは最古参の部長が、裁判長となり、そのほかに部長、報告裁判官、必要な場合にはさらに1人の裁判官を加えて構成される(行政裁判法典 R. 222-30条)。

裁判官の合議は非公開であるが(行政裁判法典 L.8条),判決は公開で行われ,判決には判決を下した裁判官の名前が記載される(行政裁判法典 L.9条)

行政控訴院は,行政裁判所と同様に,裁判権のほかにたとえば法的な問題に関して知事に意見を述べる権限などの,諮問的権限ももっている(行政裁判法典 L. 212-1 条)。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

- 1) この法律の多くの条文は、現行の行政裁判法典に編入されている。
- 2) 1987年12月31日の法律第87-1127号 1 条にもとづいて,コンセイユ・デタは 5 行政控訴院(パリ Paris,ボルドー Bordeaux,リヨン Lyon,ナンシー Nancy,ナント Nante)を創設した。その後1997年 9 月 1 日マルセイユ Marseille,1999年 5 月28日ドゥエ Douaiに新たな行政控訴院が創設され,2004年 6 月22日にはパリ行政控訴院の機能麻痺を解消するためにヴェルサイユ Versailles 行政控訴院が創設された。

2004年6月22日のデクレ第2004-585号1条:「ヴェルサイユを設置場所とする行政控訴院を創設する。」

3) 行政裁判法典 R. 221-8 条:「行政控訴院の部の数は,次のとおり定められる。 リヨン行政控訴院,マルセイユ行政控訴院は6部, ボルドー行政控訴院,パリ行政控訴院は5部, ナンシー行政控訴院,ナント行政控訴院はは4部, ヴェルサイユ行政控訴院,ドゥエ行政控訴院は3部。」

3. コンセイユ・デタ (Conseil d'État)¹⁾

コンセイユ・デタの起源は、13世紀末における国王顧問会議(Conseil du roi)である。この顧問会議は、国王の裁判権を留保して、行政や司法の問題について国王に意見を述べることを任務としていた。

コンセイユ・デタを最初に設置したのは,フランス革命期の1799年憲法であったが,この時点ではまだ行政裁判機関としては位置づけられていなかった 2)。1870年の元老院決議にも同様の規定がある 3)。

コンセイユ・デタが政府の諮問機関であるとともに初めて行政裁判機関として位置づけられたのは1872年5月24日=31日のコンセイユ・デタの改組を定める法律によってである⁴⁾。当時のコンセイユ・デタは,22人の常任裁判官(conseiller d'État en service ordinaire),15人の特任裁判官(conseiller d'État en service extraordinaire)で構成され,そのほかに24人の調査官(maître des requêtes)と30人の傍聴官(auditeur)がいた(1872年5月24日=31日の法律1条)。

コンセイユ・デタは,最高の行政裁判機関であって,司法機構の最高裁 判機関である破棄院と同様の地位にあるとともに,政府の諮問機関でもあ る。

コンセイユ・デタは,各種の行政裁判機関が終審として下した判決に対する破棄申し立てについておよび第一審または終審裁判官の資格において申し立てられた異議について最高裁判機関として裁判する(行政裁判法典 L. 111-1条)。

コンセイユ・デタは,また,首相が付託した,政府提出法案およびオルドナンスの作成に協力し,要求された条文を準備しまた作成する(行政裁判法典 L. 112-1条)。

コンセイユ・デタは,パリのパレ・ロワイヤル(Palais Royal)に設置されており,独特の人員と組織を備えている。

現在のコンセイユ・デタには300人ほどの人数がおり,その内の200人はコンセイユ・デタ内部の活動に携わっており,100人ほどは外部の活動についている⁵⁾。

コンセイユ・デタを構成する人々は,副院長(vice-président),部長 (président de section),常任裁判官,特任裁判官,調査官,第1級傍聴官 (auditeur de 1re classe),第2級傍聴官 (auditeur de 2e classe)である(行政裁判法典 L. 121-2条)。副院長は実質的には院長であるが,形式的には首相または司法大臣が院長である⁶)。

特任裁判官は、公務の異なる領域における有資格者から選ばれ、司法大臣の提案によって閣議の決定により任命され、総会に出席しまた行政部の会議に出席するが、争訟部には配属されない(行政裁判法典 L. 121-4条)、特任裁判官の任期は4年であり、2年の期間経過後でなければ任期は更新されない(行政裁判法典 L. 121-5条)。

傍聴官は,国立行政学院(École Nationale d'Administration)を卒業した人々であり,合議制の裁判組織のために事件の調査を行う。調査官の任務も傍聴官の任務と同じである。

コンセイユ・デタの裁判官は,終身身分保障を受ける司法機構の裁判官 と違って,デクレにより解任されまた罷免されるが,制度の威信を考慮し て,事実上は身分保障を享受している⁷⁾。

コンセイユ・デタは,最高の行政裁判機関であると同時に政府の諮問機関でもあり,そのために一つの争訟部(section du contentieux)と複数の行政部(section administrative)によって構成されている(行政裁判法典 L. 121-3条》。

行政部としては⁸⁾, 内務部 (section de l'intérieur), 財務部 (section des finances), 公事業部 (section des travaux publics), 社会部 (section sociale), 管理部 (section de l'administration), 調査報告部 (section du rapport et des études)の6部があり(行政裁判法典R. 123-2条), それぞれの部は専門化されていて,部長,常任裁判官,特任裁判官(争訟部を除く),調査官および傍聴官で構成されている(行政裁判法典R. 123-6条)。コンセイユ・デタの裁判官は,共和国大統領により任命される(憲法13条3項)。

特任裁判官は行政部にしか属することはできないが、1963年の改革以来 その他の構成員は二重の所属の原則 (principe de double appartenance) に服する。すなわち、二つの任務を果たすために、行政部と争訟部の双方に属しなければならない⁹⁾。

諮問機関としてのコンセイユ・デタに関しては,政府提出の法案 (projet de loi)¹⁰⁾,オルドナンスおよびデクレは,決定の前,必要的にまたは任意的にコンセイユ・デタに諮問される(憲法37条,38条2項,39条2項)。

憲法は,一定の法令の条文は,コンセイユ・デタの答申の後でなければ 決定され得ないと定めている。憲法が定める三つの必要的諮問は,すべて の政府提出法案,オルドナンスおよび一定のデクレについてである。

諮問に対する答申は、管轄権のある部が行うが、複数の部にかかわる問題については合同部 (sections réunies) において検討される。

政府提出法案やオルドナンスなどの特に重要な問題は,特別な組織で検討される。特別な組織は行政に関するコンセイユ・デタ総会(Assemblée

générale du Conseil d'État en matière administrative)と呼ばれ,それには 二つのものがる。大総会(Assemblée générale en formation plénière)と 小総会(Assemblée générale ordinaire)である。大総会は,議決権をもっ たコンセイユ・デタの副院長,部長,裁判官と議決権をもたない調査官お よび傍聴官で構成される(行政裁判法典 R. 123-13条)。小総会は,コンセイ ユ・デタの副院長および部長,必要な場合には争訟部の副部長,毎年院長 が任命する裁判官と管理部の裁判官,各部で任命される2人の補充者,そ れに議決権をもたないコンセイユ・デタの構成員で構成される(行政裁判 法典 R. 123-14条)。

さらに、関係大臣が要求し首相が確認した特に緊急を要する場合に政府提出法案とオルドナンスを検討する任務を負った常設委員会(Commission permanante)がある(行政裁判法典 R. 123-22条)¹¹⁾。

裁判機関としてのコンセイユ・デタの役割は,争訟部と争訟課(soussection de la section contentieux)が担っている(行政裁判法典 R. 122-1条1項)¹²⁾。

争訟部は部長および3人の部長補佐,常任裁判官,調査官,傍聴官で構成される(行政裁判法典 R. 122-2条)。裁判の対象となる事件数の増加により,1980年以来争訟部はさらに10課に分かれ,各課については,1人の常任裁判官が裁判長となり,陪席裁判官の役割りを果たす2人の常任裁判官で構成される(行政裁判法典 R. 122-2条)。

争訟に対するコンセイユ・デタの判決は,争訟部大法廷(assemblée du contentieux),争訟部(section du contentieux),通常法廷(sous-sections réunies),または判決組織として開廷される課によって下される(行政裁判法典 L. 122-1条)。判決組織としての争訟部には,部長,3人の部長補佐,課長および傍聴官が含まれる(行政裁判法典 L. 122-18条)。

争訟部大法廷は,コンセイユ・デタ副院長,7人の部長,3人の争訟部部長補佐,事件にかかわる課の課長,事件にかかわらない課から古参の順

で4人の課長,傍聴官で構成され(行政裁判法典 L. 122-20条),行政組織と 争訟組織の混合構成であってコンセイユ・デタの中でも最も高い位にある。

コンセイユ・デタは,あらゆる行政裁判機関が終審として下した判決に対する破棄申し立てについて裁判する最高の権限をもっている(行政裁判法典 L. 331-1条)。コンセイユ・デタは,破棄院と同様に,事実審ではなく法律審である。

コンセイユ・デタは,原則的には最高の行政裁判機関であって破棄院と 同様に破棄裁判機関であるが,例外として,特定の訴訟については第一審 裁判機関としてまた控訴審裁判機関として裁判する。

コンセイユ・デタが第一審且つ終審として裁判する対象は次のものである。大統領のオルドナンス,デクレ,大臣の行政立法行為に対する不服申し立て,大統領が任命する公務員の個別的な地位に関する紛争,国家的な権限をもった組織の行政的な決定に対する不服申し立てなどである(行政裁判法典 R. 311-1条)。国家的な権限をもった組織の行政的な決定とは,陪審,職業団体,独立行政機関あるいはスポーツ連盟のよう合議制の組織の決定を指す。国家的な権限をもった合議制の組織とは,たとえば,テレビやラジオなどに関する視聴覚高等評議会(Conseil supérieur de l'audiovisuel: SCAと略される),技術の発展に対して自由やプライバシー保護の性質をもった法規を政府に提案するなど独立した行政活動を行うことを任務とする情報および自由に関する国家委員会(Commission nationale de l'information et des libertés: CNILと略される)などである。

コンセイユ・デタは,一定の類型の紛争に関しては,控訴裁判機関としての権限をもっている。それは,市町村議会議員選挙(élection municipale) および県議会議員選挙(élection cantonale) についての争訟などである(行政裁判法典 R. 321-1条)¹³⁾。

コンセイユ・デタは行政控訴院が下した判決に対する破棄申し立てについての破棄裁判機関であり、また会計検査院(Cour des comptes)などの特別行政裁判機関の決定に対する破棄申し立てについての破棄裁判機関で

もある(行政裁判法典 L. 821-1条)。

コンセイユ・デタは,これらの行政裁判機関が終審として裁判した判決を無効と宣告する場合,裁判機関の性質からくる不可能な場合を除いて,同一裁判機関または同じ性質の別の裁判機関に事件を移送することができ,あるいは裁判の的確な運営のために事件を自ら解決することができる(行政裁判法典 L. 821-2条1項)。事件が2回目の破棄申し立ての対象であるときは,コンセイユ・デタが事件を裁判する(行政裁判法典 L. 821-2条2項)。

破棄申し立ては、申し立て認容の事前手続き (procédure préalable d'admission) に付されるが、申し立てを受理できないときまたは申し立てがいかなる根拠のある理由にももとづいていないときは申し立ての認容を裁判によって拒否する (行政裁判法典 L. 822-1条)。

コンセイユ・デタに提出された破棄申し立ては,行政裁判法典 R. 611-20条¹⁴⁾に定められた条件で課に振り分けられる(行政裁判法典 R. 822-1条)。

争訟部部長および特別に任命された裁判官は,コンセイユ・デタの権限に属する紛争についての急速審理裁判官である(行政裁判法典 L. 511-2条2項)。急速審理裁判官は,仮の性質をもった措置によって判決し,訴訟の本質部分については権限をもたず,最短期間に宣告を下す(行政裁判法典 L. 511-1条)。また急速審理裁判官は,行政庁の決定が取り消しまたは変更申請の対象であるときは,その決定の執行停止を命じることができる(行政裁判法典 L. 521-1条1項)。

- 1) コンセイユ・デタのインターネット・サイトは , http://www.conseil-etat.fr である。
- 2) 1799年12月13日(共和暦8年フリメール22日)のフランス共和国憲法52条:「コンセイユ・デタは,統領の指揮のもとに,法律案および行政規則を起草しなければならず,また行政上の問題について起こった障碍を解決しなければならない。」中村編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社,2003年)91頁参照。
- 3) 1870年5月21日の帝国憲法を定める元老院決議37条:「コンセイユ・デタは,皇帝の指揮のもとに,法案および行政規則を起草し,行政に関して起こった問題を解決する任務を負う。」中村編訳,前掲書164頁参照。
- 4) 1872年5月24=31日のコンセイユ・デタの改組を定める法律9条:「コンセイユ・デタ

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

- は、行政訴訟における不服申し立ておよび各種の行政機関の行為に対して申し立てられた越権を理由とする無効の申し立てを終審として裁判する。」
- 5) cf. http://www.conseil-etat.fr
- 6) 行政裁判法典 (Code de justice administrative) L. 121-1 条 1 項:「コンセイユ・デタは, 副院長により主宰される。」
 - 2項:「コンセイユ・デタの総会は,首相により主宰され,首相が欠席のときは司法大臣が主宰する。」
- 7) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 147.
- 8) コンセイユ・デタの行政部は、2009年に(括弧内は2008年の数値),次の件数の答申を行った。内務部:421(450),財務部:222(299),公事業部:242(170),社会部:146(166),管理部:182(2008年までは管理部は設置されていない),常設委員会:7(12),以上の合計:1213(1166)でその内36件(48)は総会が扱った。cf. http://www.conseiletat.fr.(guelques données chiffrées sur l'activité du Conseil d'État),
- 9) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 211
- 10) 政府提出法案は projet de loi といわれ,議員提出法案である proposition de loi と表現上も区別されている。
- 11) 行政裁判法典 R. 123-22条 1 項:「常設委員会は,次の者により構成される。
 - 1. コンセイユ・デタの副院長。
 - 2.副院長ならびに、必要な場合には、関係する一つまたは複数の部の部長の推薦の後、司法大臣の提案にもとづいて首相の決定により任命されたいずれかの行政部の部長。
 - 3.部ごとに2人の裁判官および2人の裁判官代理の割合で,副院長の決定により任命されたコンセイユ・デタの12人の裁判官および12人の裁判官代理。常設委員会は,付託された事件の性質に応じて,事件が緊急を要するか否か審査する権限をもった部長の提案にもとづいて,副院長が任命する1人または2人の裁判官を補充することができる。
 - 4.前号と同一の条件で任命された調査官および傍聴官。」
 - 2項:「副院長は,さらに,コンセイユ・デタのあらゆる構成員を一定の事件の報告の ために特別に任命することができる。」
- 12) 行政裁判法典 R. 122-1条 1項:「争訟部は, R. 122-17条の規定を除いて, コンセイユ・デタの裁判権に属するあらゆる問題を裁判する。」
 - 2項:「争訟部は10課に分けられる。課は,本編に定められた条件で問題の予審および 裁判に関与する。」
- 13) 行政裁判法典 R. 321-1条:「コンセイユ・デタは,司法権の移送にもとづいた不服申し立ておよび市町村議会議員選挙,県議会議員選挙に関する争訟について下された行政裁判所の判決に対する控訴を裁判する権限を有する。」
- 14) 行政裁判法典 R. 611-20条 1 項:「争訟部の部長は,事件を課に振り分ける。部長は,事件の予審を争訟部に付託することができる。この場合,部長は,報告者を任命し,本法典によって予審を担当する課に属する権限を執行する。」

立命館法学 2011 年 2 号 (336号)

- 2項:「部長は,事件を課に振り分ける前に,事件を整理するために必要な予審行為を 実行することができる。」
- 3項:「課は,付託された事件の予審を行わなければならない。課長は,事件について の報告者を任命する。」
- 4項:「課長が L.122-1条1項に定められた合議制の組織に第 編を適用して提出され た申請の判決を移送することを決定したときは,争訟部の部長は,事件を課に付託し ない限り,必要な予審行為を実行し,報告者および政府委員を任命する。」

4. 会計検査院 (Cour des comptes)

行政裁判機関としてはコンセイユ・デタ,行政控訴院および行政裁判所のほかに,特別行政裁判機関(juridictions administratives à compétence spéciale)と呼ばれる限定された領域で管轄権をもっているものがある。会計検査院,州会計検査委員会(chambre régionale des comptes),予算・財政統制院(cour de discipline budgétaire et financière),銀行の監督をする銀行委員会(commission bancaire),国民教育高等評議会(conseil supérieur de l'éducation nationale)などである。

会計検査院のもとをたどれば絶対王政期まで遡るが,現在の組織はナポレオン・ボナパルトが皇帝であったときに会計検査院の組織の関する1807年9月16日の法律によって設置された¹⁾。

会計検査院は財政裁判法典(code des juridictions financières)の適用を受ける。財政裁判法典は、ごく最近だけをみても、2008年10月28日の法律第2008-1091号、2008年12月19日のデクレ第2008-1397号、2008年12月19日のデクレ第2008-1398号、2009年12月10日の組織法律第2009-1523号、2009年12月24日の法律第2009-1646号、2009年12月30日の法律第2009-1674号、2010年12月1日のデクレ第2010-1463号、2010年12月20日の法律第2010-1594号および2011年2月3日の法律第2011-140号によりかなり頻繁に改正されている。

会計検査院は二つの機能を果たす。公金の検査報告という裁判的な機能 (財政裁判法典 L. 111-1条)²⁾と財政法律 (loi de finances) の執行について政 府と国会を補佐する機能(憲法憲法47-2条1項,財政裁判法典 L. 111-2条)³⁾ である。

会計検査院は、院長(premier président)、部長(président de chambre)、主任裁判官(conseiller maître)⁴⁾、調査裁判官(conseiller référéndaire)、および傍聴官(auditeur)で構成される(財政裁判法典 L. 112-1条)。調査裁判官および傍聴官には、それぞれ第 1 級と第 2 級がある(財政裁判法典 R. 112-1条)。会計検査院の裁判官は、司法官の資格を有し、終身身分保障を受ける(財政裁判法典 L. 120-1条)。部長は、少なくとも 3 年の勤続年数のある主任裁判官の中から選任される(財政裁判法典 L. 122-1条)。

会計検査院には7部あり,各部は部長,主任裁判官,調査裁判官および 傍聴官で構成されており,各部への裁判官の配属は院長により決定される (財政裁判法典 R. 112-19条)。

会計検査院には、そこで検察官の役割を果たし、州会計検査委員会に共通の組織に従事する検事長 (procureur général) がおかれている (財政裁判法典 L. 112-2条)。

2006年7月1日の法律第2006-769号により会計検査院高等評議会 (Conseil supérieur de la Cour des comptes) が創設された。その法律の第2条は、財政裁判法典 L. 112-8条となっている。

会計検査院高等評議会の構成は,会計検査院の院長,検事長,財政裁判機関の監督に服する領域における3人の適格者,4人の古参部長,代表として選ばれた9人の検査院裁判官である(財政裁判法典 L.112-8条1項)。

会計検査院高等評議会は、会計検査院の権限、組織および機能に関するあらゆる問題、裁判官に適用される身分規程の修正、検査院の裁判官の職務執行に関する倫理上のあらゆる問題について院長により諮問を受ける(財政裁判法典 L. 112-8条2項)。また高等評議会は、部長の任命に関する提案を除いて、検査院の裁判官の地位および昇進に関する個別的な措置について意見を述べるなどの任務をもっている(財政裁判法典 L. 112-8

条3項)

- 1) 1807年9月16日の法律1条:「国民会計の任務は会計検査院によって執行される。」
 - 2条:「会計検査院は,院長,3人の部長,18人の主任会計官,政府が定める数の検査 官,1人の検事長および主任書記で構成される。」
 - 3条:「会計検査院は3部で組織される。各部は部長,6人の主任会計官で構成され, 部長が各部を主宰する。」
 - 5条:「部は、少なくとも5人の構成員でなければ裁判することはできない。」
 - 6条:「会計検査院の構成員は,皇帝により終身として任命される。」
 - 7条:「会計検査院は、破棄院の直後の位に位置し、破棄院と同様の特権を享受する。」
- 2) 財政裁判法典 L. 111-1条 1項:「会計検査院は,本法典の規定が第一審として州および 領土会計検査委員会に付与している権限を除いて,公の会計検査報告を裁判する。」
 - 2項:「会計検査院は、州および領土会計検査委員会が下した裁判上の決定(décision juridictionnelle)に対する控訴を裁判する。」
 - 財政裁判法典 L. 131-1条:「会計検査院の裁判権に服する公的な会計官は,コンセイユ・デタが定めた期限内に,その会計報告を会計検査院に提出しなければならない。」
 - 財政裁判法典 L. 131-2条1項:「会計検査院は,正規の収入役の資格なしに国や公共団体の資産運用に介在する者と検査院が宣告した者が渡した会計報告を裁判する。会計検査院は,支払い命令官に対しては裁判権をもたない。但し,正規の収入役の資格なしに国や公共団体の資産運用に介在する支払い命令官についてはこの限りでない。」
 - 2項:「会計検査院が権限ある収入役の資格がないと宣告した者は,検査院が与えた期限内に,検査院に会計報告を提出しなければならない。」
 - 3項:「権限ある収入役の資格がない者による違法な公金の処理の確認訴訟は,会計検 査院が提訴された日の10年以上前に犯された違法な公金の処理の設定行為につき時効 にかかる。」
- 3) 財政裁判法典 L. 111-2条:「会計検査院は,財政法律の執行の監督について,国会と政府を補佐する。」
 - 財政裁判法典 L.O. 132-1条1項:「会計検査院は,決算に関する政府提出法案について 報告書を作成する。この報告書は,検査院の判決の後直ちに国会に提出される。この 報告書は,後に,決算に関する政府提出法案に貼付される。」
 - 2項:「検査院は,会計の個別的報告と国家の一般的報告との間の一致について確認書を作成する。この確認書は,決算に関する政府提出法案に貼付される。」
 - 財政裁判法典 L. 133-1条:「会計検査院は,商工業の性質をもった国家の公的施設,国営企業,国有企業,公私資本混合会社または国家が資本の過半数を所有する株式会社の運営および会計報告の検査を行う。」
 - 財政裁判法典 L. 134-1条1項:「法人格を有する私法上の組織または次の事項につき法 的な義務のある制度の運営を保証する財政的な自治をもった組織はすべて会計検査院 の統制に服する。
 - a . 疾病, 母子関係, 老齢, 障害, 死亡, 労働災害および職業病を補償する保険。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

- b 、家族手当。」
- 2項:「前項の組織の同盟および連合は,前項と同様の統制に服する。」
- 財政裁判法典 L. 136-1条:「会計検査院は,毎年の公的報告書およびテーマごとの公的報告書を大統領と国会に提出し,そこから引き出した意見と教訓を報告書の中で説明する。」
- 4) 会計検査院の主任裁判官は、大統領により任命される(憲法13条3項)。
- 5. 州会計検査委員会 (Chambre régionale des comptes)

州会計検査委員会は,1982年3月2日のコミューン,県および州の権利と自由に関する法律第82-213号による地方分権化に伴って創設された。

各州に州会計検査委員会が設置される(財政裁判法典 L. 210-1条)。州会計検査委員会は、その管轄範囲における地方公共団体および地方公共団体の施設の会計官の会計報告、ならびに会計官の正規の資格がない者の会計報告を裁判し、それに対する控訴は会計検査院が裁判する(財政裁判法典 L. 211-1条)。

州会計検査委員会には,少なくとも委員長と2名の陪席裁判官がおかれる(財政裁判法典 L. 212-2条)。委員長の職務は会計検査院の主任裁判官または調査裁判官が務めるが,イル・ドゥ・フランス(Île-de-France)州の会計検査委員会の副委員長の職は会計検査院の調査裁判官が務める(財政裁判法典 L. 212-3条)。裁判官は,終身身分保障を受ける(財政裁判法典 L. 212-8条)。

州会計検査委員会における検察官の職務は委員会の司法官の中から選ばれた政府委員(commissaire du Gouvernement)が行い,その政府委員は会計検査院の検事長に相当する(財政裁判法典 L. 212-10条)。

州会計検査委員会は,本土の22州と5海外県および州(ギアナ Guyane, ガドゥループ Guadeloupe,マルチニク Martinique,レユニオン Réunion,マイヨット Mayotte 2011年から)に設置されている(財政裁判法典 R. 212-1条)。この委員会は,一つまたは複数の支部(section)を置くことができ(財政裁判法典 R. 212-5条),多くは1支部から4支部であるがパリを含むイル・

ドゥ・フランスには8支部が置かれている(財政裁判法典R. 212-6条)。

州会計検査委員会に関しても,会計検査院の場合と同様に,州会計検査 委員会高等評議会が設置されている(財政裁判法典 L. 212-16条)。

VI. **権限裁判所** (Tribunal des conflits)

裁判機構の二元性から,事件が司法機構に属する裁判機関の管轄権に服するのかあるいは行政機構に属する裁判機関の管轄権に服するのかという問題が生じる。この問題を解決するために,司法裁判所と行政裁判所の系列の外に権限裁判所が設置されていて,行政権と司法権の権力分立の原則についての番人の役割を果たしている。

権限裁判所は,コンセイユ・デタの建物の中に置かれている。

日本のように司法権がすべて最高裁判所と下級裁判所に属している場合にはこのような問題は起こり得ない。

この管轄権の抵触を裁判する特別裁判所を初めて設立したのは第二共和制の下で制定された1848年11月4日の憲法である。その憲法89条は「行政権と司法権の間の管轄権の抵触は、破棄院とコンセイユ・デタの双方から3年ごとに同数任命された者で構成される特別裁判所で裁判される。この裁判所は司法大臣が裁判長となる」と規定していた。

その後,権限裁判所の手続きを定める1849年10月26日のデクレが¹⁾,最初に権限裁判所を設置した。しかし1851年12月2日のルイ・ナポレオンのクーデタの後に,この裁判所は廃止された。

権限裁判所が確定的に設置されたのは,コンセイユ・デタの組織に関する1872年5月24日の法律によってである。

現在の権限裁判所の構成は,1872年の法律25条が定めているとおりである²)。1872年の法律は,1960年に一部改正されて現行法である。構成員は全員で9人である。裁判長は司法大臣が務め,3人のコンセイユ・デタの

常勤裁判官と3人のは破棄院裁判官,それにこの6人が選んだコンセイユ・デタ裁判官が1人と破棄院裁判官が1人である。補充裁判官がコンセイユ・デタと破棄院からそれぞれ1人ずつ選ばれる。司法大臣以外の裁判官の任期は3年で,再選可能である。

権限裁判所に提訴できるのは、場合に応じて、それぞれの裁判機関、県知事、コンセイユ・デタおよび破棄院、判決が矛盾した場合には訴訟当事者、終審として下された移送について抵触がある場合はコンセイユ・デタまたは破棄院である。

権限裁判所の権限は,管轄権の積極的抵触 (conflit positif),消極的抵触 (conflit négatif),判決の抵触 (conflit de décision) について裁判することである³⁾

積極的抵触については,事件が司法裁判機関に提訴された場合に,県知事が行政裁判機関の権限に属すると判断したときは,知事が権限裁判所に提訴できる。

消極的抵触は,行政裁判機関と司法裁判機関の双方が無権限を宣告したときまたは裁判拒否したときに起こる。

判決の抵触は,行政裁判機関と司法裁判機関が同一事件について矛盾し た判決を下した場合をいう。

- 1) 1849年10月26日のデクレ1条:「権限裁判所は,裁判長である司法大臣が召集する。」 17条1項:「行政権および司法権の双方が同一の問題について無権限を宣告したときは, 訴訟当事者は,権限問題を解決するために,直接に権限裁判所に訴えを起こす。」
 - 2項:「その訴えは,コンセイユ・デタおよび破棄院弁護士が署名した申請書によって なされる。」
 - 3項:「申請書および趣意書には,弁護士が当該申請書および趣意書と一致することを 証明した写しを,伝達のために,貼付しなければならない。この写しが提出されてい ないときは,権限裁判所の書記は,訴訟当事者の弁護士に対して直ちにその写しを提 出するよう要請する。提出がないときは,申請書も趣意書も受理されない。」

なお , このデクレは , 1960年 7月25日のデクレ第60-728号により一部改正されて現行法である.

2) 1872年5月24日の法律25条1項:「行政権と司法権の間の管轄権の抵触は,次の者で構成される特別裁判所が解決する。1.司法大臣(裁判長),2.常勤裁判官が選んだ3

立命館法学 2011 年 2 号 (336号)

人のコンセイユ・デタ常勤裁判官,3.同僚が任命した3人の破棄院裁判官,4.2号 および3号で任命された裁判官の多数により選ばれた2人の裁判官と2人の補充裁判官。」

なお,この法律は,1960年7月25日のデクレ第60-728号により一部改正されて現行法である。

- 3) 司法裁判所と行政裁判所で下された終局判決が裁判拒否にいたる矛盾を示している場合にその終局判決に対して権限裁判所への上訴を認める1932年4月20日の法律1条:「同一の問題を対象とする司法裁判所と行政裁判所で下された終局判決が裁判拒否にいたる矛盾を示しているときは,矛盾した二つの裁判所が下した判決は権限裁判所へ提訴され得る。」
 - 2条:「権限裁判所への提訴は,二つの裁判所の判決が司法機構または行政機構の裁判 所に対していかなる上訴も認められなくなってから2カ月以内に行われなければなら ない。」
 - 3条:「1849年10月26日のデクレ17条,18条および20条から24-2条は,本法の適用を受ける上訴に適用される。」
 - 4条1項:「権限裁判所は,前条により提訴された紛争について,争われているすべての部分について終局的に裁判する。権限裁判所は,二つの裁判所における訴訟費用についても裁判する。権限裁判所の判決は,いかなる上訴にも服さない。」
 - 4条2項:「1806年7月22日のデクレに従って行政手続きにおける予審が行われる。」なお,この法律は,1960年7月25日のデクレ第60-728号により上記のように改正されて現行法である。

VII. 憲法上の裁判機関

フランスの裁判機関には,既にみたとおり,司法機構に属する裁判機関と行政機構に属する裁判機関および両裁判機関の上に位置する権限裁判所がある。さらにそれらの裁判機関とは別に,憲法が直接規定しているいわゆる憲法上の裁判機関といわれるものがある。それらは,憲法院,高等法院,共和国司法院および司法官職高等評議会である。

1. 憲 法 院 (Conseil constitutionnel)¹⁾

フランスの司法裁判所が立法にも行政にも介入できず,司法権が狭い枠の中でしか活動できないことについては既に述べたとおりである。フランスの伝統的な理論からは,司法裁判所には法律の合憲性審査権はない。

法律の合憲性審査権をもつ機関としての憲法院は,国会の専制と主導権に終止符を打つために²⁾,1958年憲法によって初めて設置された。それ以前には,法律の合憲性を審査する機関は設置されていなかった。1946年憲法は,憲法委員会(Comité constitutionel)を設置していたが(91条から95条),その委員会は,法律と憲法の適合性を審査し,法律に適合しない憲法を改正するためのものであった。

1789年の人および市民の権利宣言 6 条は「法律は一般意思の表明である」と定めている。一般意思は,主権そのものであるから,他の権力の統制には服さないと考えられ,長い間法律の合憲性を審査する機関が設けられなかった。

憲法院について定めている規定は、憲法7条(5項,6項,7項,8項,9項,10項,11項),16条(1項,3項,6項),37条,39条,41条(2項),46条(5項),54条,第 章(56条から63条),74条,77条および2010年6月28日の組織法律第2010-704号により改正された憲法院の組織について定める1958年11月7日のオルドナンス第58-1067号である。

憲法院は、9人の任命制の裁判官とかつて大統領であった者(現在は2名)³⁾で構成される。9人の任命制の裁判官のうち3人は共和国大統領が、3人は国民議会議長が、3人はセナ(Sénat:日本では元老院と訳されているが、フランスには元老はいないのだからここではフランス語を日本語読みにする)議長がそれぞれ任命し、任期は9年で再任はされず、3年ごとに3分の1ずつ改選される(憲法56条1項)。このほかにかつての大統領は、当然に、終身、憲法院の一員となる(憲法56条2項)。憲法院の院長は、共和国大統領によって任命される(憲法56条3項)。

1958年に憲法院が創設された時点では,任期3年の裁判官が3人,6年 任期の裁判官が3人,9年任期の裁判官が3人で,共和国大統領,国民議 会議長およびセナ議長がそれぞれの任期の裁判官を1人ずつ任命した (1958年11月7日のオルドナンス2条)。 裁判官の任命については、年齢、職業、資格などの条件は一切ない。2011年現在の任命制の裁判官の経歴は、国民議会議員、大臣、知事、市長などの政治的職務の経験者が5人、弁護士や裁判官経験者が4人である⁴。年齢は、最高齢者で85歳(ジスカール・デスタン: Valéry Giscard d'Estaing)、最も若い裁判官で62歳、院長のジャン・ルイ・ドゥブレ(Jean-Louis Debre)は67歳である。

憲法院の裁判官は,大臣または国会議員とは兼職できず(憲法57条),経 済,社会および環境評議会の構成員とも兼職できないし,また選挙によっ て選ばれる職務に就くこともできない(1958年11月7日のオルドナンス4条1 項》、大臣や経済、社会および環境評議会の構成員または選挙で選ばれる 職務に就いている者が憲法院の裁判官に任命された場合,任命の発表から 1 週間以内に反対の意思表示をしない限り憲法院裁判官の職務を選んだも のとみなされる(1958年11月7日のオルドナンス4条2項)、逆に,憲法院の 裁判官がそれらの職に任命されたときは、憲法院の職務は交替される (1958年11月7日のオルドナンス4条3項)、さらに,国会議員に適用される兼 職禁止規定は,憲法院の裁判官にも適用される(1958年11月7日のオルドナ ンス4条4項1、その兼職禁止規定は1999年3月19日の組織法律第99-209 号によって改正された1958年10月24日のオルドナンス第58-998号である。 そのオルドナンスによれば国家から補助金を受けている会社,企業または 施設、もっぱら資金公募を財政目的とする会社、資金公募を行うことを認 められた民事会社、国家や公共団体の統制のもとで主として土木工事を行 う会社,企業などの取締役や管理責任者の地位を兼ねることはできないと されている(1999年3月19日の組織法律第99-209号 LO 146条)。

憲法院は,院長が召集し,院長に差し支えがあるときは最年長者が召集する(1958年11月7日のオルドナンス13条)。憲法院の判決および答申は,不可抗力の場合を除いて,少なくとも7人の裁判官によって行われる(1958

年11月7日のオルドナンス14条)。

月7日のオルドナンス17条2項)。

判決には理由が付され,判決は官報に公表される(1958年11月7日のオルドナンス20条)。憲法院の判決書には,まず理由が述べられ,最後に判決主文が記されている。

憲法院は二種類の権限を行使する。裁判上の権限と非裁判上の権限である。

裁判上の権限に関しては、憲法院は法律の合憲性を審査する裁判官 (juge de la constitutionnalité des lois) であり、同時に一定の選挙争訟の裁判官 (juge électoral) でもある。

合憲性審査には,必要的審査 (cotrôle obligatoire) と任意的審査 (contrôle facultatif)がある。

必要的審査は,組織法律と国会の議院規則について定められていてる。組織法律は審署(promulgation)前に⁵⁾,国会の議院規則は施行前に,また憲法11条に定められた法案は国民投票に付される前に,必ず憲法院の審査に付されなければならない(憲法61条1項)。この場合,憲法院は1カ月の期間内に判決を下さなければならず,政府の請求による緊急の場合にはこの期間は1週間に短縮される(憲法61条3項)。国会が採択した組織法律は,首相によって憲法院に送られ,必要な場合には,送り状に緊急であることが明示される(1958年11月7日のオルドナンス17条1項)。いずれかの院が採択した議院規則は,院の議長によって憲法院に送られる(1958年11

任意的審査の場合は,審査請求があってはじめて憲法院が審査を行う(憲法61条2項)。審査請求権者は,当初は共和国大統領,首相,国民議会議長およびセナ議長に限られていたが,1974年の憲法改正により60人の国民議会議員および60人のセナ議員にも審査請求権が認められるようになった(憲法61条2項)。任意的審査には二つの型がある。

一つ目の型は,立法権と命令制定権の間の権限分配に関するものである。 この問題を解決するために,憲法は二つの手続きを定めている。国会での 法律審議の最中における手続きと法律施行後の手続きである。

審議の最中における手続きについて,憲法41条は,議員提出法案または国会の修正案が命令の領域を浸食するすることに関する不一致を解決するために,政府または国民議会議長もしくはセナ議長が憲法院に審査請求することを認めている。憲法院は,審査請求から1週間以内に裁定を下さなければならない。

法律施行後の手続きについては,憲法37条2項が定めている。法律が立法の領域に属さない事項に介入したこと,立法権が命令の領域に介入したことを確認して,政府がこの法律をデクレで修正できるように,首相は憲法院に審査請求できる。

また,裁判機関における審理中に,憲法が保障する権利および自由を侵害する法律が維持されるときは,憲法院は,コンセイユ・デタまたは破棄院からの移送にもとづいて,この問題について申し立てを受け,定められた期間内に判決する(憲法61-1条1項,1958年11月7日のオルドナンス第 章の2 23-1条から23-12条)

二つ目の型は,通常法律と国際協約に関するものである。通常法律は,国会による採択後,大統領の審署の前に,審査請求権者の請求により,憲法院の審査に付される(憲法61条2項)。この場合の審査期間は1カ月であるが,緊急の場合には1週間とされる(憲法61条3項)。

請求権者の申し立てを受けた憲法院が,国際協約が憲法違反の条項を含むと判決したときは,国際協約に合致するように憲法を改正した後でなければ,その国際協約を批准しまた承認することはできない(憲法54条)。

いずれの場合にも憲法院の審査中は,法律の審署期間は停止される(憲 法61条4項)。

憲法院の合憲判決は,審署期間の停止を終了させる(1958年11月7日のオルドナンス17条2項)。

違憲判決の場合は、法律が憲法に違反する規定を含んでいて且つその規 定が法律全体と不可分であると判決されたときは共和国大統領はその法律 を審署することはできない(1958年11月7日のオルドナンス22条)。

違憲判決の場合であっても,法律が憲法に違反する規定を含んでいるがその規定が法律全体と不可分ではないと判決されたときは,共和国大統領はその規定を除いて法律を審署することができまたは両院に対して新たな審議を要求することができる(1958年11月7日のオルドナンス23条1項)。議院規則が憲法に違反する規定を含んでいると憲法院が判決したときは,それを可決した院はその規定を適用することができない(1958年11月7日のオルドナンス23条2項)。

憲法院のもう一つの裁判上の権限は、一定の選挙争訟の裁判官である。

憲法院は,選挙争訟の裁判官として,大統領選挙の適法性を監視し,異議申し立てを審査して,投票結果を公表する(憲法58条)。また,国民議会議員選挙およびセナ議員選挙について,争訟がある場合には,選挙の適法性について裁判する(憲法59条)。

国会議員の選挙は,選挙結果の発表から10日以内に憲法院において争うことができ,選挙争訟の権利は選挙が行われた選挙区の選挙人名簿に登録されている者と立候補者がもっている(1958年11月7日のオルドナンス33条)。 非裁判上の権限は.事実確認行為と答申である。

憲法院は,大統領の空席または障害を確認する(憲法7条5項,1958年11月7日のオルドナンス31条)。

非常事態の場合に,大統領が必要な特別措置を講じようとするときは, 大統領は憲法院に諮問し,憲法院はそれに対して答申する権限をもっている(憲法16条)。

合憲性審査の基準は、学説で合憲性ブロック (bloc de constitutionnalité) と呼ばれているものであり、そこには、現行憲法そのもののほか、1789年の人権宣言、共和国の諸法律が認めている基本原則、1946年憲法前文⁶⁾が列挙している現代必要とされる基本原則、憲法的価値をもつ原則が含まれる⁷。 さらに2004年の環境憲章 (Charte de l'environnement) も合憲性ブ

ロックの中に含まれるのであって,合憲性ブロックに含まれる条文はフランスの歴史の中で作り上げられたあらゆる人権を含んでいる⁸⁾。

日本のように合憲性審査の基準が憲法だけでなく、フランスにおいては 合憲性プロックの中に非常に多くの基準が含まれるのは、フランスの現行 憲法には人権保障に関する具体的規定がないからである。憲法以外の合憲 性審査の基準は、憲法前文から導き出されるものである(資料:フランス憲 法前文参照)。

憲法院が人権保障機関であることを明確にしたのは結社の自由を認めた1971年7月16日の判決でり、その判決により人権保障のために合憲性審査基準が広がった、といわれている⁹。この判決は、結社の自由(liberté d'association)は憲法前文が再確認している共和国の諸法律によって認められているものであり、行政機関や司法機関の事前の許可を結社設立の条件とする法律(1901年7月1日の結社の協約に関する法律3条、7条)は憲法違反であるとした。この判決以降、憲法院は人権保障のために法律の合憲性審査機能を強めることになった。

2010年に憲法院が下した判決は全部で106件,そのうち法律の合憲性審査の判決件数は79件で,全部違憲12件,一部違憲15件,合憲43件,条件付き合憲9件(2009年は,全判決49件,そのうち法律の合憲性審査の判決件数は27件で,一部違憲18件,合憲9件)である。

憲法院の問題点として指摘されるのは,審査請求権者が国家権力の担当者に限定されていることと,法律の合憲性審査については事前の審査に限られていることである。

一つ目の問題点は、既にみたとおり、審査請求権者は、行政権の担当者である大統領と首相、それに立法権の担当者である両院の議長および60人以上の各院の議員に限られていることである。一般の国民(個人)は審査請求権者ではない。この点に関して、1989年に、当時の大統領ミッテラン(François Mitterrand)が、すべてのフランス人に審査請求権が認められる

ように憲法を改正しようと考えたが,実現しなかった10)。

二つ目の問題点は,事前審査の問題である。任意的審査の場合に,審査請求権者が憲法院に事前に審査請求しなかった法律に憲法違反の条項が含まれていることが後になって明らかになったときはどうなるか。結果的に,憲法違反の法律が効力をもって施行されてしまうことになる。このことは,一つ目の問題点と関連している。事前に憲法院の合憲性審査を受けなかった憲法違反の条項をもつ法律の施行により自由や権利を侵害された国民(個人)は,施行後に法律の違憲性を争うことができない。

この二つ目の問題点に関して,憲法院は,1985年と1999年に,事後審査の可能性を認める判決を下している。

1985年 1 月25日の判決は,ニュー・カレドニアの緊急事態と従属関係に関する法律¹¹⁾に対する60人のセナ議員と60人の国民議会議員の審査請求にもとづく判決である。この判決は,既に審署された法律を改正し,補充し,適用領域に影響を及ぼす新しい法律に対する審査の場合に既に審署された法律を憲法院が審査(事後審査)できることを認めた¹²⁾。

1999年3月15日の判決¹³⁾は,ニュー・カレドニアに関する組織法律¹⁴⁾に対する首相の審査請求にもとづく判決である。

憲法院は,既に審署されている法律を改正し,補充しまたはその適用領域に影響を及ぼす新たな立法規定の審査に際して,既に審署されている法律の憲法適合性を判断することができるとして,1985年1月25日の判決による事後審査の可能性を確認している。

1999年に憲法院の審査に付された組織法律195条 の5号は,1985年1月25日の法律192条,194条および195条の規定の適用領域をニュー・カレドニアの議会および地方議会の選挙に拡大している。従って,1985年1月25日の法律規定が憲法に適合するか否かを確認することは憲法院の権限であるとして,新たに審査請求を受けた法律とともに既に審署されていた1985年1月25日の法律も一部憲法違反と判決した。

憲法院の判決は,いかなる上訴にも服さない。憲法院の判決は,公権力,

すべての行政機関および司法機関に対して遵守が義務づけられる(憲法62 条3項)。

- 1) 憲法院のインターネット上のサイトは、http://www.conseil-constitutionnel.fr である。
- cf. Dominique Rousseau; Droit du contentieux constitutionnels, 4e. Édition (Montchrestien), p. 23 et p. 29.
- 3) ジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing: 1974年 5 月から1981年 5 月まで大統領) とシラク (Jacques Chirac: 1995年 5 月から2007年 5 月まで大統領).
- 4) cf. http://www.conseil-constitutionnel.fr
- 5) 審署とは、法律または条約が憲法に適合して成立したことを認め、それに執行力を与える大統領の行為をいう。
- 6) 1946年憲法前文:「人類を隷属させ且つ堕落させようとした諸制度に対して自由な人民によって獲得された勝利の直後に,フランス人民は,すべての人が人種,宗教,信条による差別なしに不可譲の且つ神聖な諸権利を有することを改めて宣言する。フランス人民は,1789年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由ならびに共和国の諸法律によって認められた基本的な諸原則を厳粛に再確認する。

フランス人民は, さらに, 現代とくに必要なものとして, 以下の政治的, 経済的および社会的な諸原則を宣言する。

法律は,女性に対して,すべての領域において男性の権利と同等な権利を保障する。 自由のために戦った行為を理由として迫害されたすべての人々は,共和国領土にお ける庇護権を有する。

各人は,勤労する権利と就労の権利を有する。何人も,その勤労または職務において,出身,意見または信条を理由として権利を侵害されない。

すべての人は,労働組合の活動によってその権利と利益を守ることができ,また選択により労働組合に加入することができる。

ストライキ権は、それを規制している法律の枠内で行使される。

すべての勤労者は,その代表者を介して,労働条件の集団的な決定および企業管理 に参加する。

その経営が国家公益事業または事実上独占の性質を有しているかもしくはその性質 を獲得した財産および企業は,公共財産とならなければならない。

国家は、個人および家族に対して、その発展にとって必要な条件を保障する。

国家は,すべての人々,とくに子供,母親および老齢の勤労者に対して,健康の維持,物質的保障,休息と余暇を保障する。年齢,身体的または精神的状態,経済的状況を理由として労働することができないすべての人は,公共団体から生存にふさわしい手段を得る権利を有する。

国家は,国家的な災害に起因する負担の前におけるすべてのフランス人の連帯と平 等を盲言する。

国家は,子供と大人に対して,教育,職業研修および教養を平等に受けることを保障する。すべての段階における無償の且つ非宗教的な公教育組織は国家の義務である。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

その伝統に忠実であるフランス共和国は,国際公法規則に従って行動する。フランス共和国は,征服のためのいかなる戦争も企てず,またいかなる人民の自由に対して も決して武力を行使しない。

フランスは,相互性を条件として,平和の組織と防衛にとって必要な主権の制限に 同意する。

フランスは,海外領土の人民と共に,人種および宗教による差別なしに,権利と義務の平等に基礎をおく一つの連合を構成する。

フランス連合は,それぞれの文化を発展させ,福祉を増大させ且つ安全を保障する ためにその財源と努力を共有し連携する国家と人民によって構成される。

その伝統的な使命に忠実なフランスは、フランスが責任を負っている人民を、自らを統治し且つその固有の問題を民主的に管理する自由へと導くことを望む。フランスは、専制にもとづくすべての植民地制度を取り除いて、すべての人に対して、平等に公務に就き得ることおよび上で宣言され確認された権利と自由の個人的なまた集団的な行使を保障する。」中村編訳『フランス憲法史集成』250頁以下参照。

- 7) Dominique Rousseau; op. cit., p. 91.
- 8) Jean-Pierre Scarano; op. cit., p. 178.
- 9) cf. Dominique Rousseau; op. cit., p. 59 et 92. 蛯原健介; 法律による憲法の具体化と合憲性審査(1)(立命館法学252号)307頁参 昭。

山口俊夫;『概説フランス法 上』(東京大学出版会,1978年)197頁参照。

- 10) cf. Dominique Rousseau; op. cit., p. 64 et suiv.
- 11) 憲法院の審査を受けたこの法律は、その後、企業の裁判上の更正および裁判上の精算に 関する1985年1月26日の法律第85-98号として審署されている。
- Décision no. 85-187 DC du 25 janvier 1985, cf. http://www.conseil-constitutionnel.fr cf. Dominique Rousseau; op. cit., p. 67.

蛯原健介; フランス憲法院による審署後の法律の「事後審査」(立命館法学265号) 574頁以下参昭。

- 13) Décision no. 99-410 DC du 15 mars 1999, cf. http://www.conseil-constitutionnel.fr 蛯原健介: 前掲論文,587頁以下参照。
- 14) 憲法院の審査を受けたこの組織法律は、その後、ニュー・カレドニアに関する1999年3月19日の組織法律第99-209号として審署されている。

2. 高等法院(Haute Cour)

高等法院は,憲法67条と68条が定める共和国大統領だけに対する裁判機関である(資料:フランス憲法参照)。高等法院は,2007年2月23日の憲法法律第2007-239号により憲法の旧67条および旧68条¹⁾を改正して,創設された。

2007年の憲法改正以前は,大統領の大反逆罪(haute trahison)を裁判するために国民議会議員とセナ議員で構成される司法高等法院(Haute Cour de justice)が設置されていた(憲法旧67条,旧68条)。

改正後の規定によれば,大統領は,大統領として行った行為の責任を問われないし,在任中はいかなる予審および訴追の対象ともされず,大統領在任中は時効期間や失権期間は停止される(憲法67条)。

大統領は、その職務執行とは明らかに両立しない義務違反の場合でなければ罷免されることはなく、罷免は高等法院を構成する国会によって宣告される(憲法68条1項)。

国民議会の議長が高等法院の裁判長となり,高等法院は,1カ月の期間内に,秘密投票により罷免について決定する(憲法68条2項)。

- 1) 2007年の改正前の憲法67条 1 項:「司法高等法院 (Haute cour de justice) が設置される。」
 - 2項:「司法高等法院は,総選挙後の国民議会および一部改選後のセナによってそれぞれ同数で選ばれた議員により構成される。司法高等法院は,その構成員の中から院長を選出する。」
 - 3項:「組織法律が,高等法院の構成,職務規則およびそこで適用される手続きを定める。」
 - 2007年の改正前の憲法68条1項:「共和国大統領は,大反逆罪(haute trahison)の場合を除いて,その職務執行において行った行為について責任を問われない。大統領は, 記名投票における同一の票決によって構成議員の絶対多数で両院が決定しない限り, 訴追されることはない。大統領は,司法高等法院で裁判される。」
- 3. 共和国司法院 (Cour de justice de la République)

共和国司法院は,1993年7月27日の憲法法律第93-952号¹⁾によって創設され,政府構成員(大臣,大臣補佐)がその職務執行に際して犯した重罪および軽罪を裁判する機関であり,憲法68-1条,68-2条,68-3条が定めている(資料:フランス憲法参照)。

この裁判機関は,混合構成の独特な機関であり,総選挙後の国民議会議員6人と一部改選後のセナ議員の中から6人選ばれた12人の国会議員および3人の破棄院裁判官の15人で構成され,破棄院裁判官のうちの1人が裁

判長となる。共和国司法院の国会議員である裁判官は秘密投票による多数 決で選ばれ,司法官である裁判官は破棄院の裁判官の中から3年任期で選 ばれる(1993年11月23日の共和国司法院に関する組織法律第93-1252号1条1項お よび2項)。

政府構成員は、その職務執行において行った行為でそれを実行したときに重罪または軽罪の性質をもった行為について刑事責任を問われ、共和国司法院によって裁判される²⁾。共和国司法院は、重罪および軽罪の定義ならびに法律が定める刑罰の限定に拘束される。

政府構成員は,職務とは関係のない重罪または軽罪を犯したときは,他 の国民と同様に普通法上の刑事裁判機関で裁判される。

共和国司法院において,検察官の役割を務めるのは破棄院検事総長であり(1993年11月23日の組織法律8条),書記の役割を務めるのは破棄院の主席書記である(1993年11月23日の組織法律9条)。

共和国司法院への提訴権は国会にはなく,政府構成員が職務執行において犯した重罪または軽罪により被害を受けたと主張する者が申請委員会(commission des requêtes)に告訴することができる。

共和国司法院の申請委員会は,5年任期で任命される3人の破棄院裁判官,2人のコンセイユデタの裁判官および2人の会計検査院の主任裁判官で構成される(1993年11月23日の組織法律12条1項)。訴訟好きの者の根拠のない執拗な訴えを退けるために事前の審査を行うのだといわれる³⁾。

この申請委員会は,不起訴処分を命じまたは共和国司法院へ提訴するために破棄院検事総長への伝達を命じる。破棄院検事総長も,申請委員会の一致した意見にもとづいて,職権により共和国司法院に提訴することができる。

憲法68-1 条および68-2 条の規定は,規定の効力発生以前に犯された行為に適用される。

共和国司法院には、さらに、予審委員会 (commission d'instruction) が 設置されていて、破棄院の裁判官の中から3年任期で任命される3人の正 規委員と3人の補充委員で構成さる(1993年11月23日の組織法律11条)。予審委員会は、刑事訴訟法典の規定および特に防御の権利に関する規定に従って、真実を明らかにするために役立つと判断するあらゆる行為を行う(1993年11月23日の組織法律18条)。予審委員会は、告発された者に対する破棄院検事総長の予審請求によって証拠調べを行う(1993年11月23日の組織法律19条)。政府構成員の聴取、尋問および関係する者の対質も予審委員会によってなされる(1993年11月23日の組織法律21条)。

予審委員会は,予審が終了したら,検事総長が論告を行うために一件書類を検事総長に提出する(1993年11月23日の組織法律23条)。また,予審委員会が政府構成員の行為が重罪または軽罪にあたると評価した場合は,事件を共和国司法院へ移送することができ(1993年11月23日の組織法律23条),審理および判決は共和国司法院で行われることになる(1993年11月23日の組織法律26条以下)。

- 1) 1993年7月27日の憲法法律第93-952号は,現行憲法68-1条から68-3条に編入されている。
- 2) 1993年の改正前の憲法68条2項:「政府構成員は,その職務執行において行った行為で それを実行したときに重罪または軽罪の性質をもった行為につき刑事責任を負う。前 項の手続きは,国家の安全に対する陰謀の場合には政府構成員の共犯にも適用される。 本項に定められた場合には,司法高等法院(Haute cour de justice)は,重罪および 軽罪の定義ならびに行為が実行されたときに施行されていた刑事法が定める刑罰の限 定に拘束される。」
- 3) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 117.
- 4. 司法官職高等評議会 (Conseil supérieur de la magistrature)

司法官職高等評議会は,第3共和制のもとで1883年8月31日の法律により創設され,司法官の規律について裁判する破棄院の1組織であった。それが憲法上の独立した組織となったのは1946年憲法(第4共和国憲法)になってからである。

1946年憲法は14人で構成される司法官職高等評議会を設置していた¹⁾。 その役割は,司法官の規律,司法官の独立および司法裁判所の運営を保障 することであった。しかしその構成からみて,1946年憲法の司法官職高等 評議会は政治的な支配が強かったといえる(14人中4人だけが司法官)。

1958年に第5共和国憲法が制定された当時の司法官職高等評議会の構成は11人であった²⁾。共和国大統領(議長),司法大臣(副議長),共和国大統領が任命する9人の者(6人の裁判官,1人のコンセイユ・デタの裁判官,外部からの2人の適任者)である³⁾。1946年憲法が定めていた構成と較べると(11人中6人が裁判官),裁判官の独立を保障する色彩が強くなっているといえるが,それでも6人の裁判官を任命するのは大統領であり,議長も大統領であったことは問題であった。

1993年7月27日の憲法法律第93-952号⁴⁾により,司法官職高等評議会の組織,役割について改正がなされた。司法官職高等評議会には,裁判官に関する組織と検察官に関する組織が設けられ,それぞれの構成員は異なる。この改正により,司法官職高等評議会の組織は一定整備されたが,主宰者は相変わらず大統領であった。

2008年7月23日の憲法法律第2008-724号により改正されたのが現行憲法の65条であり、組織的にもさらに整備されるとともに司法官職高等評議会は大統領と司法大臣の関与からも解放された。

司法官職高等評議会は,司法権独立の保障者である共和国大統領を補佐する憲法上の機関であると同時に裁判官だけでなく検察官についても任命や懲戒について権限をもっている。この高等評議会は,現在では,行政権に対して裁判官の独立を保障する役割を果たしている。

検察官は現実には閣議によって任命されるが、司法官職高等評議会の事前の意見にもとづくということは、裁判官だけでなく司法に携わる者の任命は行政権の言いなりではないことの現れである。日本の場合と著しい違いである。

司法官職高等評議会には裁判官に関する組織,検察官に関する組織,全体組織の三つの組織がある。

裁判官に関して権限をもつ組織は,破棄院院長が主宰し,5人の裁判官,

1人の検察官,コンセイユ・デタによって任命される1人のコンセイユ・デタ裁判官,1人の弁護士,国会にも司法機構にも行政機構にも属さない6人の適任者で構成される(憲法65条2項)。この組織は,裁判官の任命に関して提案をする権限および裁判官の懲戒権をもっている(憲法65条4項,6項)。

検察官に関して権限をもっている組織は,検察官の任命および検察官の 懲戒について意見をのべる(憲法65条5項,7項)。

全体組織は,憲法64条が定めている大統領を補佐する任務をもっている (憲法65条8項)。

司法機構に属する裁判機関の裁判官の身分保障は,司法官職高等評議会によって守られているが,行政機構に属する普通法上の裁判機関(行政裁判所,行政控訴院)の裁判官についてはどうなっているか。この問題に関しては,行政裁判所および行政控訴院高等評議会(Conseil supérieur des tribunaux administratifs et cours administratives d'appel)が設置されている。この高等評議会は,コンセイユ・デタの副院長が主宰し,そのほか12人で構成されている。12人の内訳は,1人のコンセイユ・デタの裁判官,1人の公職にある局長,1人のコンセイユ・デタの事務総長,1人の司法省付きの部長,行政裁判所および行政控訴院の裁判官が選挙で選んだ5人の裁判官,大統領,国民議会議長,セナ議長がそれぞれ1人ずつ任命した3人の適任者である(行政裁判法典L.232-2条)。この高等評議会の任務は,行政裁判所,行政控訴院の裁判官の任命,昇進,懲戒について権限をもっている(行政裁判法典 L.234-1条,L.236-1条)。従って,行政機構に属している裁判機関の裁判官も行政権の専断から身分的に保護されているということができる。

1) 1946年憲法34条:「共和国大統領は,司法官職高等評議会を主催する。」

35条:「共和国大統領は,司法官職高等評議会において恩赦権を行使する。」

83条:「司法官職高等評議会は,次の14人で構成される。

共和国大統領,議長。

国璽尚書である司法大臣,副議長。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

国民議会議員以外から国民議会の3分の2の多数により任期6年で選ばれた6人の者,その補充者として同一の条件で選ばれた6人の者。

以下の手続きで選ばれた6人の者。

各種の司法官の代表として法律が定める条件で任期6年で選ばれた4人の司法官, その補充者として同一の条件で選ばれた4人。

国会議員および司法官以外で司法上の職務にある者から大統領が任期6年で任命した2人の者,その補充者として同一の条件で任命された2人。

司法官職高等評議会の決定は,投票の多数により決定される。可否同数のときは, 議長が決する。」

84条:「共和国大統領は,司法官職高等評議会の推薦にもとづいて,検察官以外の司法官を任命する。

司法官職高等評議会は、法律に従って、司法官の規律、司法官の独立および司法裁判所の運営を保障する。

裁判官は罷免されない。」中村編訳『フランス憲法史集成』210頁以下参照。

- 2) 制定当時の1958年憲法65条1項:「司法官高等評議会は,共和国大統領により主宰される。司法大臣は,司法官職高等評議会の当然の副議長である。司法大臣は,共和国大統領の代理をすることができる。」
 - 2項:「高等評議会は、組織法律が定める条件でそのほかに共和国大統領が任命する9 人の者を含む。」
 - 3項:「司法官職高等評議会は,破棄院裁判官の任命および控訴院院長の任命について 提案を行う。司法官職高等評議会は,その他の裁判官の任命に関する司法大臣の提案 について,組織法律が定める条件で意見を述べる。司法官職高等評議会は,組織法律 が定める条件で,恩赦について諮問を受ける。」
 - 4項:「司法官職高等評議会は,裁判官の懲戒委員会として裁判する。その場合は,破棄院院長が議長となる。」
- 3) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 42.
- 4) 1993年7月27日の憲法法律第93-952号により改正された憲法65条1項:「司法官職高等 評議会は,共和国大統領により主宰される。司法大臣は,司法官職高等評議会の当然 の副議長である。司法大臣は,共和国大統領の代理をすることができる。」
 - 2項:「司法官職高等評議会には二つの組織があり,一方は裁判官に関して権限をもつ 組織で,他方は検察官に関して権限をもつ組織である。」
 - 3項:「裁判官に関して権限をもつ組織は、共和国大統領および司法大臣のほかに、5 人の裁判官、1人の検察官、コンセイユ・デタによって任命されるコンセイユ・デタ の1人の裁判官および共和国大統領、国民議会議長、セナ議長のそれぞれよって任命 される国会にも裁判機構にも属さない3人の者を含む。」
 - 4項:「検察官に関して権限をもつ組織は、共和国大統領および司法大臣のほかに、5 人の検察官、1人の裁判官、コンセイユ・デタの1人の裁判官および前項に定められ た3人の者を含む。」
 - 5項:「裁判官に関して権限をもつ組織は,破棄院裁判官の任命,控訴院院長の任命お

立命館法学 2011 年 2 号 (336号)

- よび大審裁判所所長の任命について提案を行う。その他の裁判官は,この組織の一致 した意見にもとづいて任命される。」
- 6項:「裁判官に関して権限をもつ組織は,裁判官の懲戒委員会として裁判する。」
- 7項:「検察官に関して権限をもつ組織は、閣議において任命される職を除いて、検察 官に関する任命について意見を述べる。」
- 8項:「検察官に関して権限をもつ組織は,検察官に関する懲戒罰について意見を述べる。この場合,検察官に関して権限をもつ組織は破棄院検事長により主宰される。」
- 9項:「組織法律が,本条の適用条件を定める。」

資料: フランス憲法 (1958年10月4日の憲法=第5共和国憲法)

(La Constitution du 4 octobre 1958)

注:第5共和国憲法の草案は,1958年6月3日の憲法法律にもとづいて作成された。その後 1958年9月28日の国民投票にかけられ,賛成17,688,790票,反対4,624,511票で承認された。 賛成率は79,3%であった。

この憲法は,人権宣言をおいておらず,人権については1789年の人権宣言と1946年憲法の前文を参照するという特殊な形態をとっている。前文の法的効力(従って,1789年の人権宣言と1946年憲法前文の法的効力)はかつては議論のあったところであるが,今では憲法院の判決により認められている。

この憲法は1958年に制定されて以降2008年までに,多くの点で19回の部分改正を経ている。 年代順にみると次のとおり、

- 1.1960年:フランス共同体を構成していた旧フランス領アフリカ諸国の独立による改正。
- 2.1962年: 大統領の選挙方法を間接選挙から直接選挙に改正。
- 3.1963年:国会の会期を変更する改正。
- 4.1974年:憲法院への違憲審査請求権者を拡大する改正。
- 5.1976年:大統領選挙の選挙運動期間を変更する改正。
- 6.1992年:1992年2月7日に締結されたマーストリヒト条約を批准するために必要な改正。
- 7.1993年:共和国司法院を創設するための改正および司法官職高等評議会の改正。
- 8.1993年:庇護権に関する国際協定にもとづく改正。
- 9.1995年:国民投票事項の拡大,通常国会の単一会期制,議員の不逮捕特権の限定につい ての改正。
- 10.1996年:社会保障財政制度法に関する改正。
- 11.1998年:ニュー・カレドニアの地位に関する改正。
- 12.1999年: ヨーロッパ連合に関する規定の改正。
- 13.1999年:アムステルダム条約締結による改正。
- 14,2000年: 大統領の任期の改正。
- 15.2003年:地方分権化およびヨーロッパ逮捕状についての改正。
- 16,2005年:2004年ローマ条約にもとづく環境憲章制定による改正。
- 17.2007年:ニュー・カレドニアの選挙団,大統領の刑事責任,死刑廃止の憲法化についての改正。
- 18.2008年:第 章の追加。
- 19.2008年:第5共和国の制度の近代化および司法官職高等評議会に関する改正。

なお,78条から87条は,1995年8月4日の憲法法律第95-880号により廃止されて欠番となっていたが,87条は別の内容で復活している。従って,現在の欠番は78条から86条である。

フランス憲法 目次

前文

第1条

第 章 主権について(2~4条)

第 章 共和国大統領(5~19条)

第 章 政 府(20~23条)

第 章 国 会(24~33条)

第 章 国会と政府の関係について(34~51-2条)

第 章 条約および国際協定について(52~55条)

第 章 憲 法 院(56~63条)

第 章 司法権について(64~66-1条)

第 章 高等法院(67~68条)

第 章 政府構成員の刑事責任について(68-1条~68-3条)

第 章 経済,社会および環境評議会(69~71条)

第 の2章 権利擁護官(71-1条)

第 章 地方公共団体について(72~75-1条)

第 章 ニュー・カレドニアに関する経過規定(76~77条)

第 章 フランス語を話す人々および提携協定について(87~88条)

第 章 ヨーロッパ連合について(88-1条~88-7条)

第 章 憲法改正について(89条)

前文

フランス人民 (peuple français) は,1946年憲法前文により確認され且つ補充された1789年の人権宣言によって定められた人権 (Droits de l'homme) および国民主権の原則ならびに2004年の環境憲章に定められた権利と義務への愛着を厳粛に宣言する。

共和国は、これらの諸原則および人民の自由な決定の原則によって、共和国に加盟する意思を表明する海外領土(territoires d'outre-mer)に対して、自由、平等および友愛という共通の理念の上に築かれ且つ海外領土の民主的な発展をめざして築かれる新しい制度を提供する。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

第1条 フランスは,不可分の,非宗教的な(laïque),民主的な且つ社会的な共和国である。フランスは,出身(origine),人種(race)または宗教(religion)による差別なしに,すべての市民(citoyen)の法の下の平等を保障する。フランスは,すべての信条(croyances)を尊重する。フランスの組織は地方分権化される。

法律は,選挙による職務の委任ならびに職業的および社会的な責任ある地位に対し男女の平等な就任を促進する。

第 I 章 主権について (De la souverainté)

第2条 共和国の言語はフランス語である。

国家の象徴 (emblème) は,青白赤の三色旗である。

国歌 (hymne national) は「ラ・マルセィエーズ (la Marseillaise)」である。

共和国の標語 (devise)は「自由, 平等, 友愛」である。

共和国の原則は,人民の,人民による,人民のための政体である。

第3条 国家の主権(souveraineté nationale)は人民(peuple)に存し,人民は代表者により,また国民投票(référendum)の方法により主権を行使する。

人民のいかなる部分も,いかなる個人も主権の行使を我がものとすることはできない。

投票は,憲法が定める条件で直接または間接で行われる。投票は,常に普通, 平等且つ秘密である。

選挙人は,法律が定める条件で,民事上の権利および参政権 (droits civils et politiques)を享有するフランス人の成年男女である。

第4条 政党(parti)および政治団体(groupement politique)は,投票の意思表明に協力する。政党および政治団体は,自由に結成され且つ自由にその活動を行う。政党および政治団体は,国民主権と民主主義の原則を尊重しなければならない。

政党および政治団体は,1条2項に明確に定められている原則を,法律が定める条件で,適用することに貢献する。

法律は,多様な意見の表明および国民の民主的な生活に対する政党と政治団体 の公平な協力を保障する。

第Ⅱ章 共和国大統領(le Président de la République)

第5条 共和国大統領は,憲法の遵守に留意する。共和国大統領は,その裁定により,公権力の適正な運営および国家の継続性を確保する。

共和国大統領は,国家の独立,領土の完全性および条約の遵守の責任者である。 第6条 共和国大統領は,直接普通選挙により任期5年で選ばれる。

何人も,2期を超えて大統領の職務を行使することはできない。

組織法律(loi organique)が,本条適用の形式を定める。

第7条 共和国大統領は,有効投票の絶対多数で選ばれる。第1回投票で絶対多数が得られないときは,2週間後に第2回投票が行われる。第2回投票には,場合により優位な候補者が辞退した後に,第1回の投票で最多数の得票を獲得した2人の候補者だけが立候補することができる。

投票は,政府の召集にもとづいて開始される。

新しい大統領の選挙は、現大統領の任期満了前35日から20日の間に行われる。いかなる理由にせよ共和国大統領が空席のとき、または政府の申し立てにより憲法院(Conseil constitutionnel)がその絶対多数で大統領に障害があると確認したときは、共和国大統領の職務は、憲法11条および12条に定められた場合を除き、セナ(Sénat)議長によって臨時に執行され、セナ議長も職務を執行できないときは政府によって臨時に執行される。

大統領が空席のときまたは憲法院によって大統領の障害が確定的に宣言されたときは,新しい大統領選挙の投票は,憲法院が不可抗力だと確認した場合を除いて,空席の開始または確定的な障害の宣告の後20日から35日の間に行われる。

立候補の届け出締め切り日前30日以内に立候補の決意を公に表明した候補者の 1人が,届け出期限の7日前までに死亡しまたは障害があるとされたときは,憲 法院は選挙の延期を決定することができる。

第1回投票の前に候補者の1人が死亡しまたは障害があるとされたときは,憲 法院は選挙の延期を宣言する。

場合による辞退の前に,第1回投票で最多数の得票を獲得した2人の候補者の内1人が死亡しまたは障害があるとされたときは,憲法院は選挙手続の全体を新たにやり直すべきことを宣言する。第2回投票のために残っている2人の候補者の内の1人が死亡しまたは障害があるときも同様とする。

すべての場合において,憲法院は,憲法61条2項が定める条件でまたは立候補

について憲法6条が定める組織法律により定められた条件で,申し立てを受ける。 憲法院は,憲法61条3項および5項に定められた期間を延長することができる。 但し,投票は憲法院の決定日から35日以後に行うことはできない。本項の適用に より,選挙が現大統領の任期満了以後に行われるときは,現大統領は,後任大統 領の公表まで現職にとどまる。

共和国大統領が空席の期間または共和国大統領の障害が確定的性質であるという宣言から後任の選挙までの期間は、憲法49条、50条および89条は適用できない。 第8条 共和国大統領は、首相(Premier ministre)を任命する。共和国大統領は、首相による政府の辞表の提出にもとづいて首相の職務を終わらせる。

共和国大統領は,首相の提案にもとづいて,その他の政府構成員(membres du Gouvernement)を任免する。

- 第9条 共和国大統領は、閣議(Conseil des ministres)を主宰する。
- 第10条 共和国大統領は、確定的に採択された法律が政府に送付された後2週間以内に法律を審署する(promulguer)。

共和国大統領は、前項の期間満了前に、国会(Parlement)に対して、法律または法律の一定の条項につき新たな審議を要求することができる。国会は、この新たな審議を拒否することはできない。

第11条 共和国大統領は、官報(Journal Officiel)に公示された国会の会期中は政府の提案にもとづいてまたは両院の共同提案にもとづいて、公権力の組織、国家の経済政策、社会政策または環境政策に関する改革およびそれに貢献する公益事業に関する改革を対象とする政府提出法案(projet de loi)、または憲法に違反しないが諸制度の運営に影響を及ぼす条約の批准を承認しようとする政府提出法案を、国民投票に付すことができる。

国民投票が政府の提案にもとづいて行われるときは,政府は,各院において, 説明を行い続いて審議がなされる。

1項に定められた対象に関する国民投票は,国会議員の5分の1の発議によっても行うことができ、選挙人名簿に登録された選挙人の10分の1によって支持され得る。この発議は,議員提出法案(proposition de loi)の形式をとり,1年以内に審署された法律規定の廃止を目的とすることはできない。

それを提出する条件および憲法院が前項の規定の遵守を監督する条件は、組織法律によって定められる。

議員提出法案が組織法律で定められた期間内に両院で審議されなかったときは、

共和国大統領はその法案を国民投票に付す。

議員提出法案がフランス人民によって採択されなかったときは,同一の問題に関する国民投票についてのいかなる新たな提案も,投票後2年の期間を経過しなければ提出することはできない。

国民投票が政府提出法案または議員提出法案の採択を決定したときは,共和国 大統領は,国民投票の結果の発表から2週間以内に法律を審署する。

第12条 共和国大統領は,首相および両院議長に諮問した後,国民議会 (l'Assemblée nationale)の解散を宣言することができる。

総選挙 (élections générales) は,解散の後20日から40日の間に行われる。

国民議会は,選挙後の第2木曜日に,当然に集会する。この集会が通常会期に 定められた期間外に行われるときは,会期は2週間とする。

総選挙後1年以内には新たな解散を行うことはできない。

第13条 共和国大統領は、閣議において議決されたオルドナンス (ordonnance) およびデクレ (décret) に署名する。

共和国大統領は,国家の文官および武官を任命する。

コンセイユ・デタの裁判官 (conseiller d'État), レジョンドヌール賞勲局総裁, 大使および特使,会計検査院主任裁判官 (conseiller maître à la Cour des comptes),知事 (préfet),74条が定める海外領土およびニュー・カレドニアに おける政府代表,将官,大学区長,中央行政庁の局長は,閣議において任命され る。

組織法律が、閣議において任命されるその他の職務および共和国大統領の任命 権限が大統領の名において行使されために大統領によって委任される条件を定め る。

組織法律が,国民の権利と自由または経済的および社会的生活にとって重要であるという理由で,大統領の任命権が各院の管轄常任委員会の公的答申の後に行使される,3項に定められたもの以外の職務または役職を定める。共和国大統領は,それぞれの管轄常任委員会における否定票の加算が二つの委員会における投票の5分の3以上であるときは,任命を行うことができない。法律が,関係する職務または役職に従って管轄常任委員会を定める。

- 第14条 共和国大統領は,大使および特使に外国宛の信任状を授与する。外国の大使および特使は,大統領宛の信任状を受領される。
- 第15条 共和国大統領は軍隊の長である。共和国大統領は、国防高等評議会および

国防高等委員会を主宰する。

第16条 共和国の諸制度,国家の独立,国土の完全性または国際協約の実施が重大な且つ差し迫った方法で脅威にさらされ,また憲法上の公権力の適正な運営が妨害されるときは,共和国大統領は,首相,両院議長および憲法院に正式に諮問した後,その状況により必要とされる措置を講じる。

共和国大統領は、教書(message)により、前項の措置を国民に知らせる。

この措置は,憲法上の公権力に対して,最も短い期間内に,その使命を遂行する手段を保障する意思によって動機付けられなければならない。憲法院は,この問題について諮問される。

国会は当然に召集される。

国民議会は,緊急措置権が行使されている間は,解散されない。

緊急措置権の行使から30日後に,国民議会議長,セナ議長,60人の国民議会議員または60人のセナ議員は,1項に示された条件が兼ね備わっているかどうか審査するために,憲法院に申し立てをすることができる。憲法院は,最も短い期間内に,公式見解を通じて裁定を下す。憲法院は,緊急措置権行使から60日の期限でまたその期限後はいつでも,職権でそのことを審査し,同一の条件で裁定を下す。

第17条 共和国大統領は,独自に恩赦を行う権利を有する。

第18条 共和国大統領は,教書によって,国会の両院に意思を伝える。教書は読み上げられ,審議には付されない

共和国大統領は、このために両院合同会議(Congrès)として召集された国会において発言することができる。大統領の声明は、大統領が出席しない所で討議することはできるが、採決の対象にはならない。

会期外には,国会の両院はこのために特別に召集される。

第19条 8条(1項),11条,12条,16条,18条,54条,56条および61条に定められているもの以外の共和国大統領の文書は,首相により副署され,また必要な場合には,責任を負う大臣により副署される。

第Ⅲ章 政 府(Le gouvernement)

第20条 政府は、国家の政策を決定し、推進する。

政府は,行政機関および軍事力を自由に使う。

政府は,49条および50条に定められた条件で且つ定められた手続きに従って,

国会に対して責任を負う。

第21条 首相は,政府の行為を指揮する。首相は,国防について責任を負う。首相は,法律の執行を保障する。首相は,13条の規定を除いて,命令制定権を行使し,文官および武官を任命する。

首相は,前項の一定の権限を大臣に委任することができる。

首相は,必要な場合には,15条に定められた評議会および委員会の主宰について共和国大統の代理をする。

首相は、例外として、明示的な委任により且つ定められた議事日程について、 閣議の主宰につき大統領の代理をすることができる。

- 第22条 首相の文書は,必要な場合には,その執行に責任を負う大臣により副署される。
- 第23条 政府構成員の職務は,国会議員のあらゆる任務,国家的性質をもつ職能代表のあらゆる職務およびあらゆる公職またはあらゆる職業活動の行使とは兼職できない。

組織法律が、前項の権限、職務または公職の肩書きをもっている者の交替について必要な条件を定める。

国会議員の交替は,25条の規定に従って行われる。

第Ⅳ章 国 会(Le Parlement)

第24条 国会は,法律を議決し,政府の行為を監督し,国家政策を評価する。

国会は, 国民議会(Assemblée nationale)とセナ(Sénat)で構成される。

国民議会議員は直接選挙で選ばれ、その議員数は577人を超えることはできない。

セナは間接選挙で選ばれ,その議員数は348人を超えることはできない。セナは、共和国の地方公共団体(collectivité territoriale)の代表を確保する。

フランス外に居住するフランス人は,国民議会およびセナによって代表される。 第25条 組織法律が,各院の権限の期間,議員の数,その歳費,被選資格の要件, 被選挙欠格および兼職禁止の規定を定める。

組織法律は同様に,議席が欠けた場合に,その議員が所属する院の全部または 一部の改選まで,国民議会議員またはセナ議員の交替を確実にするために選ばれ る者が選出される条件,または議員が政府の職務を受諾した場合に,一時的な交 替を確実にするための条件を定める。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

法律がその構成,その組織および機能について定める独立の委員会が,国民議会の選挙区を定めまたは国民議会議員もしくはセナ議員の議席の配分を変更する政府提出法案または議員提出法案について公式の答申によって見解を表明する。

第26条 いかなる国会議員も、その職務行使において表明した意見または票決によって、訴追され、捜索され、逮捕され、拘禁されまたは裁判されることはない。いかなる国会議員も、重罪または軽罪について、その議員が所属する院の理事部の同意がなければ、逮捕されまたは自由を剥奪されしもしくは制限されるその他のいかなる措置の対象ともなり得ない。重罪(crime)もしくは軽罪(délit)の現行犯または有罪の確定判決の場合には、この同意は必要でない。

国会議員を勾留し,自由を剥奪もしくは制限する措置または訴追は,その議員が所属する院が要求する場合は,会期中は中断される。

関係する院は,必要な場合には,前項の適用を可能にするために,補充会期と して当然に召集される。

第27条 すべての命令委任 (mandat impératif) は無効である。

国会議員の投票権は個人的である。

組織法律が,投票の委任を例外的に認めることができる。この場合,何人も2票以上の委任を受けることはできない。

第28条 国会は,10月の最初の平日(jour ouvrable)に始まり6月の最後の平日に 終了する通常会期に,当然に召集される。

各院が通常会期中に開くことのできる審議の日数は,120日を超えることはできない。審議の週は,各院により定められる。

首相は関係する院の議長に諮問した後,または各院の議員の多数は,審議の補充日の開催を決定することができる。

審議の日時は, 各院の規則により定められる。

第29条 国会は,首相または国民議会議員の多数の要求により,特定の議事日程について, 臨時会期に召集される。

臨時会期が国民議会の多数の要求により開催されるときは,国会が召集された目的の議事日程を尽くしたときおよび遅くとも召集から12日後に,閉会の決定が行われる。

首相だけが,閉会の決定の後1カ月の期間満了前に,新たな会期を要求することができる。

第30条 国会が当然に召集される場合のほか,臨時会期は,共和国大統領のデクレ

により開会され且つ閉会される。

第31条 政府構成員は,両院に出席することができる。政府構成員が要求するとき は意見を述べることができる。

政府構成員は,政府委員に補佐させることができる。

- 第32条 国民議会議長は,立法期間を任期として選ばれる。セナ議長は,一部改選 ごとに選ばれる。
- 第33条 両院の審議は公開される。審議の完全な議事録は、官報に登載される。

各院は,首相または各院の10分の1の議員の要求により,秘密会を開催することができる。

第Ⅴ章 国会と政府の関係について

(Des rapports entre le Parlement et le Gouvernement)

第34条 法律は次のことに関する規範を定める。

- 公民権(droit civique)および公の自由を行使するために市民に認められる基本的な保障。メディアの自由,多元性および独立。国防のために市民に対してその身体および財産に課せられる服従義務。
- 国籍,人の身分および能力,夫婦財産制,相続および無償譲与。
- 重罪および軽罪の決定ならびにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。 新たな裁判機構の創設および司法官(magistrat)の地位。
- あらゆる性質の課税の基礎,税率および徴収。通貨発行の制度。 法律は同様に次のことに関する規範を定める。
- 国会,地方議会(assemblée locale)およびフランス外に居住するフランス人の代表者の権限をもつ機関の選挙制度ならびに地方公共団体の審議会の委員の 選挙にもとづく職務,選挙で選ばれる役職行使の条件。
- 公共施設部門の創設。
- 国家の文官および武官に認められる基本的な保障。
- 企業 (entreprise)の国有化 (nationalisation) および公的部門から民間部門への企業所有権の移転。

法律は次の基本原則を定める。

- 国防の一般的組織。
- 地方公共団体の自由な行政, 地方公共団体の権限および財源。
- 教育。

- 環境の保護。
- 所有制度,物権ならびに民事上および商事上の債務。
- 労働権, 労働組合結成権および社会保障。

財政法律(loi de finances)は、組織法律が定める条件で、国家の歳入および 歳出を定める。

社会保障資金調達法律(loi de financement de la sécurité sociale) は,財政的均衡についての一般的条件を定め,また収益見積もり(prévision de recettes)を考慮して,組織法律が定める条件で,支出の目的を決める。

計画法律(loi de programme)は,国家活動の目標を定める。

公の財政についての複数年の方針は,計画法律により定められる。この方針は, 公的管理についての会計の均衡のとれた目標に含まれる。

本条の規定は,組織法律により明確にされ,補充される。

第34-1条 両院は、組織法律が定める条件で、決議を可決することができる。

決議案の可決または否決が政府の責任となる性質のものでありまたは決議案が それに関する命令を含むと政府が判断した決議案は,受理されず且つ予定議題に 加えることもできない。

第35条 宣戦 (déclaration de guerre) は国会により承認される。

政府は,軍事介入の開始から遅くとも3日以内に,軍隊を外国に介入させる決定について国会に通知する。政府は,軍事介入を続行する目的を明確にする。この通知については審議することはできるが,採決することはできない。

軍事介入の期間が4カ月を超えるときは,政府は,その延長について国会の承認に委ねる。政府は,最終的に国民議会が決定することを要求できる。

4カ月の期間満了時点で国会が開会されていないときは,政府は次の会期の開会のときに見解を明らかにする。

第36条 戒厳令(état de siège)は閣議において決定される。

12日を超える戒厳令の延長は、国会によらなければ承認されない。

第37条 法律の領域に属する事項以外のものは命令 (réglementaire) の性質をもつ。

これらの事項についてなされる立法形式の条文は、コンセイユ・デタの答申の後、デクレにより修正され得る。この憲法施行後に行われたこれらの条文については、憲法院が前項によりそれが命令の性質を有すると宣言したときでなければ、デクレにより修正することはできない。

- 第37-1条 法律および命令は、限られた対象と限られた期間、試験的な性格の規定を含むことができる。
- 第38条 政府は、計画の執行のために、通常は法律の領域に属する措置を、限られた期間、オルドナンス(ordonnance)によって講じる許可を国会に要求することができる。

オルドナンスは、コンセイユ・デタの答申の後、閣議で定められる。オルドナンスは、公布のときから効力を有するが、授権法律(loi d'habilitation)によって定められたときまでに追認の政府提出法案(projet de loi de ratification)が国会に提出されなかったときは無効となる。オルドナンスは、正式に表明された方法によらなければ追認されない。

本条 1 項に定められた期間の経過後は,法律の領域に属する事項については法律によらなければオルドナンスを修正することはできない。

第39条 法律の発議権 (initiative) は,競合して首相と国会議員にある。

政府提出法案は,コンセイユ・デタの答申の後,閣議で審議され,両院のいずれかの理事部に提出される。財政法案および社会保障資金調達法案は,先に国民議会の審議に付される。但し,44条1項を除いて,地方公共団体の組織を主たる対象とする法案は,先にセナの審議に付される。

国民議会またはセナへの法案の提出は、組織法律が定める条件に従う。

政府提出法案は、最初に付託を受けた院の議長会議(Conférence des présidents)が組織法律の定める規則を無視していると確認したときは、予定議題には加えられない。議長会議と政府の間で不一致があるときは、当該院の議長または首相は、憲法院に申し立てることができる。その場合、憲法院は、1週間の期間内に裁定を下す。

法律により定められた条件で、いずれかの院の議長は、その院の議員の1人が提出した議員提出法案を、委員会での審議の前に、答申を得るためにコンセイユ・デタに委ねることができる。但し、その議員がそのことに反対の場合はこの限りでない。

- 第40条 国会議員により作成された議員提出法案および修正案は、それが可決された場合に公の歳入(ressource publique)の減少または公の歳出(charge publique)の創設もしくは増加をもたらす結果になるときは、受理されない。
- 第41条 立法手続きの過程において,議員提出法案または修正案が法律の領域に属 さないことまたは38条によって認められた授権に反することが明らかになったと

きは,政府またはそれを付託された院の議長は,不受理を申し立てることができる。

政府と当該院の議長の間で不一致があるときは,憲法院は,両者のうちの何れかの請求に対して,1週間の期間内に裁定を下す。

第42条 政府提出法案および議員提出法案の本会議における審議は,43条を適用して付託された委員会が可決した条文またはそれがない場合は院が付託された条文について行われる。

但し,憲法改正案,財政法案および社会保障資金調達法案の本会議における審議は,最初にそれを付託された院における第1読会においては,政府が提出した条文について行われ,別の院の読会においては,先の院から回付された条文について行われる。

政府提出法案または議員提出法案の第1読会における本会議の審議は,その提出後6週間の期間が満了しなければ,最初に付託された院で行うことはできない。 政府提出法案または議員提出法案の審議は,その回付から4週間の期間が満了しなければ,もう一方の院で行うことはできない。

前項の規定は,45条に定められた条件で緊急手続きが開始されたときには適用されない。また,財政法案,社会保障資金調達法案および危機状況に関する法案についても前項の規定は適用されない。

第43条 政府提出法案および議員提出法案は、その数が各院において8人に限定されている常任委員会のいずれかに、審議のために送られる。

政府提出法案および議員提出法案は、政府または法案を付託された院の請求により、そのために特別に任命された委員会に送られる。

第44条 国会議員および政府は,修正権を有する。この権利は,議院規則に従い, 組織法律が定める範囲内で,本会議または委員会において行使される。

審議が開始された後は,政府は,事前に委員会に付託されなかったあらゆる修正の審理に反対することができる。

政府が修正を請求したときは、法案を付託された院は、政府が提案しまたは承認した修正だけを考慮して、単一の投票により、審議中の条文の全部または一部について態度を表明する。

第45条 すべての議員提出法案および政府提出法案は,同一の条文で可決するために,国会の両院において相次いで審議される。但し,40条および41条が適用される場合を除いて,その修正が提出されまたは回付された条文と間接的にでも関連

があるときは,すべての修正は第1読会において受理される。

両院の間での不一致の結果,議員提出法案または政府提出法案が各院での2回の読会の後に可決されなかったとき,または政府が緊急手続きの開始を決定した場合,議長会議が共にそれに反対しなかったときは,首相,または議員提出法案については共同して行動する両院の議長は,審議中の規定につき一つの条文を提案する任務をもった両院の同数合同委員会(commission mixte paritaire)を召集する権限を有する。

同数合同委員会により起草された条文は,承認を得るために政府により両院に付託される。いかなる修正も,政府の同意なしには受理されない。

同数合同委員会が共通の条文の可決に達しないときまたはその条文が前項に定められた条件で可決されなかったときは,政府は,国民議会およびセナによる新たな読会の後,国民議会に対して最終的な裁定を請求することができる。この場合,国民議会は,同数合同委員会が起草した条文または国民議会が最後に可決し,必要な場合にはセナが可決したいくつかの修正により変更された条文を再度決定することができる。

第46条 憲法が組織法律の性格を付与している法律は,次の条件で可決されおよび 修正される。

議員提出法案または政府提出法案は,第1読会においては,42条3項に定められた期間満了後でなければ,両院において審議および採決に付され得ない。但し,45条に定められた条件で緊急手続きが開始されたときは,議員提出法案または政府提出法案は,その法案が付託された後2週間を経過しなければ,最初に法案を付託された院で審議に付されない。

前項の場合,45条の手続きが適用される。但し,両院の間で一致がないときは, 条文は,最終読会において議員の絶対多数によらなければ国民議会によって可決 されない。

セナに関する組織法律は,両院によって同一の文言で可決されなければならない。

組織法律は,憲法院によりその合憲性 (conformité à la Constitution) が宣言された後でなければ審署されない。

第47条 国会は,組織法律に定められた条件で,財政法案を可決する。

国民議会が,法案の付託後40日の期間内に,第1読会で態度を表明しないときは,政府はセナに法案を付託し,セナは2週間以内に裁定しなければならない。

その後,45条に定められた条件で手続きが行われる。

国会が70日の期間内に態度を表明しないときは、法案の諸規定はオルドナンスにより効力をもつことができる。

ある会計年度(exercice)の歳入および歳出を定める財政法律がその会計年度の初めまでに審署されるのに有効な時期に提出されなかったときは,政府は,国会に対して租税を徴収する許可を緊急に請求し,予算決定済みの事業(services votés)にかかわる予算(crédit)をデクレにより執行する。

本条に定められた期間は、国会が開会されていないときは中断される。

第47-1条 国会は,組織法律に定められた条件で,社会保障資金調達法案を可決する。

国民議会が,法案の付託後20日の期間内に,第1読会で態度を表明しないときは,政府はセナに法案を付託し,セナは2週間以内に裁定しなければならない。 その後,45条に定められた条件で手続きが行われる。

国会が50日の期間内に態度を表明しないときは、法案の諸規定はオルドナンスにより効力をもつことができる。

本条に定められた期間は,国会が開会されていないときおよび各院について28条2項にしたがって院が審議を行わないと決めた週の間は中断される。

第47-2条 会計検査院(Cour des comptes)は,政府の活動の監督について国会を補佐する。会計検査院は,財政法律の執行および社会保障資金調達法律の適用ならびに公共政策の見積りの監督について,国会および政府を補佐する。会計検査院は,公の報告書により,市民への情報伝達に貢献する。

公行政の会計報告は,定期的且つ誠実に行われる。公行政の会計報告は,公の管理,資産およびその財政状況の結果についてありのままに伝える。

第48条 両院の議事日程は,28条2項ないし4項の適用を除いて,各院により決定される。

4週間の審議のうち2週間は,優先的に且つ政府が決定した順序にしたがって, 法案の審議および政府が議事日程に加えることを請求した法案の審議にあてられる。

さらに、財政法案、社会保障資金調達法案の審議および、次項の規定を除いて、 少なくとも6週間前に別の院から回付された法案、危機状況に関する法案、35条 に定められる承認の請求についての審議は、政府の請求により優先的に議事日程 に加えられる。 4週間の審議のうち1週間は,優先的に且つ各議院が定めた順序にしたがって, 政府の行為の監督および公共政策の評価にあてられる。

少なくとも月に1回の審議が,各院が決定した議事日程に従って,当該院の反対党派ならびに少数党派の発議にあてられる。

29条が定める臨時会期中も含めて少なくとも週に1回の審議が,優先的に,国会議員の質問および政府の答弁にあてられる。

第49条 首相は,閣議の審議の後,政府の綱領または場合によっては一般政策の説明について,国民議会に対して政府の責任をかける。

国民議会は,不信任動議(motion de censure)の可決により,政府の責任を追求する。不信任動議は,国民議会の少なくとも10分の1に議員により署名されなければ受理されない。不信任動議の提出後48時間を経過しなければ,採決を行うことはできない。不信任動議に賛成の票だけが集計され,国民議会を構成する議員の過半数によらなければ不信任動議は可決されない。次項に定める場合を除いて,国民議会議員は,同一の通常会期中に3回を超えて不信任動議の署名人となることはできず,また同一の臨時会期中は1回しか不信任動議の署名人となることはできない。

首相は、閣議の審議の後、財政法案または社会保障資金調達法案の採決について、国民議会に対して政府の責任をかけることができる。この場合、続く24時間以内に不信任動議が提出され、それが前項に定められた条件で可決されない限り、法案は可決されたものとみなされる。首相は、さらに、会期ごとに、その他の政府提出法案または議員提出法案について、この手続きをとることができる。

首相は、セナに対して、一般政策の表明の承認を求めることができる。

- 第50条 国民議会が不信任動議を可決したときまたは政府の綱領もしくは一般政策 の表明を承認しなかったときは,首相は共和国大統領に政府の辞表(démission)を提出しなければならない。
- 第50-1条 政府は,自発的にまたは51-1条の意味におけるいずれかの代表党派 (groupe parlementaire)の請求により,一定の問題について,国会のいずれかの 院において,審議をするよう表明することができ,また政府が決定したときは政府の責任をかけないで採決の対象とすることができる。
- 第51条 通常会期または臨時会期の閉会は,必要な場合には,49条の適用を可能にするために,当然に延期される。この目的のために,補充会期(séance supplémentaire)が当然に開かれる。

- 第51-1条 各院の議院規則は,院の中に構成される代表党派の権利を定める。議院規則は,当該院の反対党派ならびに少数党派に特別の権利を認める。
- 第51-2条 24条 1 項に定められた監督および評価の任務を果たすために,法律が 定める条件で,情報伝達の要素を収集するために,各院の中に調査委員会を設置 することができる。

法律が、調査委員会の組織原則および機能を定める。調査委員会設置の条件は、 各院の議院規則により定められる。

- 第VI章 条約および国際協定について (Des traités et accords internationaux)
- 第52条 共和国大統領は,条約を交渉し且つ批准する。

共和国大統領は、批准に服さない国際協定の締結を目的とするすべての交渉について知らされる。

第53条 平和条約,通商条約,国際組織に関する条約または協定で,国家の財政を 拘束するもの,立法の性質をもった規定を修正するもの,人の身分に関するもの, 領土の割譲,変更もしくは付加をもたらすものは,法律によらなければ批准され 得ないしまたは承認され得ない。

前項の条約は,批准されまたは承認された後でなければ効力を生じない。

領土のいかなる割譲も、変更も、付加も、関係する住民(population)の同意がなければ効力をもたない。

第53-1条 共和国は,庇護および人権と基本的な自由の保護に関し同一の義務により相互に結束したヨーロッパ諸国と,諸国家に提供される庇護の要求を審査するためにそれぞれの国家の権限を定める協定を締結することができる。

但し,それらの協定によればその要求が国家の権限に含まれないときでも,共和国の機関は,常に,自由のために行動したことを理由としてまたはその他の理由によりフランスの保護を求めている迫害を受けているすべての外国人に対して庇護を提供する権利を有する。

- 第53-2条 共和国は,1998年7月18日に調印された条約に定められた条件で,国際刑事法院(Cour pénale internationale)の裁判権を承認する。
- 第54条 共和国大統領,首相,いずれかの院の議長または60人の国民議会議員もしくは60人のセナ議員による申し立てを受けた憲法院が,国際協約が憲法違反の条項を含むと判決したときは,憲法改正の後でなければ,当該国際協約を批准しまたは承認することはできない。

第55条 合法的に批准されまたは承認された条約または協定は,その公布のときから,法律に優先する権威をもつ。但し,それぞれの協定または条約が他の当事国により適用されることを条件とする。

第VII章 憲法院(Le Conseil constitutionnel)

第56条 憲法院は9人で構成され,その任期は9年とし再任されない。憲法院は,3年毎に3分の1ずつ改選される。構成員のうち3人は共和国大統領により任命され,3人は国民議会議長により任命され,3人はセナ議長により任命される。 13条5項に定められた手続きは,この任命に適用される。各院の議長が行う任命は、当該院の権限をもった常任委員会の意見のみに従う。

前項で定められた9人の構成員のほかに,かつての共和国大統領は,当然に, 終身,憲法院の一員となる。

院長は,共和国大統領により任命される。院長は,可否同数の場合に裁決権を 有する。

- 第57条 憲法院の構成員の職務は,大臣または国会議員の職務と兼職できない。そ の他の兼職禁止は,組織法律により定められる。
- 第58条 憲法院は,共和国大統領の選挙の適法性を監視する。

憲法院は,投票の異議申し立て(réclamation)を審査し,投票結果を公表する。

- 第59条 憲法院は,争訟がある場合は,国民議会議員選挙およびセナ議員選挙の適 法性について判決する。
- 第60条 憲法院は,11条,89条および第 章に定められた国民投票の実施の適法 性を監視する。憲法院は,その結果を公表する。
- 第61条 組織法律は審署前に,11条に定められた法案は国民投票に付される前に, 国会の議院規則はその適用前に,憲法院の審査に付されなければならず,憲法院 は,それらの法律および規則の憲法適合性について判決する。

法律は審署前に,同一の目的で,共和国大統領,首相,国民議会議長,セナ議 長または60人の国民議会議員もしくは60人のセナ議員によって,憲法院の審査に 付される。

前2項に定められた場合において,憲法院は,1カ月の期間内に判決を下さなければならない。但し,政府の請求により,緊急の場合にはこの期間は1週間に短縮される。

これらの場合,憲法院への審査請求は審署期間を中断する。

第61-1条 裁判機関において審理中の場合に憲法が保障する権利および自由を侵害する法律規定が維持されるときは、憲法院は、コンセイユ・デタまたは破棄院(Cour de cassation)からの移送にもとづいて、この問題について申し立てを受けることができる。憲法院は、定められた期間内に判決する。

組織法律が,本条の適用条件を定める。

第62条 61条を根拠として憲法違反と判決された規定は,審署されることもできず 施行されることもできない。

61-1 条を根拠として憲法違反と判決された規定は,憲法院の判決の公表のときからまたはその判決が定めている日から廃止される。憲法院は,その規定がもたらす効果が再び問題とされる条件と限界を定める。

憲法院の判決は、いかなる上訴にも服さない。憲法院の判決は、公権力、すべての行政機関および司法機関に対して遵守が義務づけられる。

第63条 組織法律が,憲法院の組織および運営に関する規定,憲法院において従うべき手続きおよび特に争訟の審査請求のために開かれる期間を定める。

第四章 司法権について (De l'autorité judiciaire)

第64条 共和国大統領は、司法権独立の保障者である。

共和国大統領は,司法官職高等評議会 (Conseil supérieur de la magistrature) により補佐される。

組織法律が、司法官(magistrat)の身分規定を定める。

裁判官 (magistrat du siège) は罷免されない。

第65条 司法官職高等評議会は,裁判官に関して権限をもつ組織と検察官に関して 権限をもつ組織で構成される。

裁判官に関して権限をもつ組織は、破棄院院長が主宰する。この組織は、そのほか5人の裁判官、1人の検察官(magistrat du parquet)、コンセイユ・デタによって任命される1人のコンセイユ・デタの裁判官、1人の弁護士、ならびに国会にも司法機構にも行政機構にも属さない6人の適任者で構成される。共和国大統領、国民議会議長およびセナ議長がそれぞれ2人の適任者を任命する。13条5項に定められた手続きは、適任者の任命に適用される。両院の議長による任命は、当該院の権限をもった常任委員会の意見に従う。

検察官に関して権限をもつ組織は、破棄院検事長が主宰する。この組織は、そ

のほか5人の検察官,1人の裁判官,前項に定められたコンセイユ・デタの裁判官,1人の弁護士および前項で定められた6人の適任者で構成される。

裁判官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は,破棄院裁判官,控訴院院長,大審裁判所所長の任命について提案を行う。その他の裁判官は,この組織の一致した意見にもとづいて任命される。

検察官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、検察官に関する任命 について意見を述べる。

裁判官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は,裁判官の懲戒委員会として裁判する。その場合,その組織には,2項に定められた構成員のほかに,検察官に関して権限をもつ組織に属する裁判官を加える。

検察官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、検察官に関する懲戒 罰について意見を述べる。その場合、その組織には、3項に定められた構成員の ほかに、裁判官に関して権限をもつ組織に属する検察官を加える。

司法官職高等評議会は、64条により共和国大統領が求めた意見に答えるために全体組織に集合する。司法官職高等評議会は、全体組織において、司法官の倫理に関する問題ならびに司法大臣が付託する司法機能に関する問題について判断する。全体組織は、2項の5人の裁判官のうち3人、3項の5人の検察官のうち3人、および2項のコンセイユ・デタの裁判官、弁護士および6人の適任者で構成される。全体組織は、破棄院院長により主宰され、破棄院検事長が代理することができる。

司法大臣は,懲戒に関する問題を除き,司法官職高等評議会の審議に参加することができる。

裁判を受けることができる国民は,組織法律が定める条件で,司法官職高等評議会に提訴することができる。

組織法律が,本条の適用条件を定める。

第66条 何人も恣意的に勾留されることはない。

司法権は、個人の自由の擁護者であり、法律に定められた条件でこの原則の遵守を保障する。

第66-1条 何人も死刑を宣告されることはない。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

第IX章 高等法院 (La Haute Cour)

第67条 共和国大統領は,53-2条および68条の規定を除いて,その資格において 実行した行為につき責任を問われない。

共和国大統領は、任期中は、フランスのいかなる司法機関の前でもまたは行政機関の前でも、証言を要求されないし、また調査行為、予審行為または訴追行為の対象ともされない。すべての時効期間または失権期間は停止される。

前項の審理および訴訟手続きに対する障害は,職務の停止後1カ月の期間満了により大統領に対して取り除かれ手続きを始めることができる。

第68条 共和国大統領は,その職務の執行と明らかに両立しない義務に違反した場合でなければ罷免されることはない。罷免は,高等法院を構成する国会により宣告される。

国会のいずれかの院によって可決された高等法院の召集の提案は,直ちに,も う一方の院に伝達され,その院は2週間以内に意思表明をする。

高等法院は国民議会の議長が主宰する。高等法院は,1カ月の期間内に,秘密 投票により,罷免について決定する。その決定は直ちに効力をもつ。

本条を適用して行われる決定は、関係する院または高等法院を構成する議員の3分の2の多数で決定される。投票のあらゆる委任は禁止される。高等法院の召集の提案または罷免に賛成の票だけが集計される。

組織法律が,本条の適用条件を定める。

第X章 政府構成員の刑事責任について

(De la responsabilité pénale des membres du gouvernement)

第68-1条 政府構成員は、その職務執行においてなした行為で且つそれを実行したときに重罪(crime)または軽罪(délit)の性質をもつ行為について、刑事責任を問われる。

政府構成員は,共和国司法院 (Cour de justice de la Répulique) により裁判される。

共和国司法院は,重罪および軽罪の定義ならびに法律が定める刑罰の限定に拘束される。

第68-2条 共和国司法院は,次の15人の裁判官で構成される。総選挙または一部 改選の後,国民議会およびセナによりそれぞれの議員の中から同数で選ばれた12 人の国会議員および3人の破毀院裁判官で構成される。3人の破毀院裁判官のうちの1人が共和国司法院を主宰する。

政府構成員がその職務執行において犯した重罪または軽罪により被害を受けたと主張するすべての者は、審査委員会 (commission des requêtes) に告訴することができる。

この審査委員会は,不起訴処分(classement de la procédure)を命じまたは 共和国司法院へ提訴するために破毀院検事総長への伝達を命じる。

破毀院検事総長も,審査委員会の一致した意見にもとづいて,職権により,共 和国司法院に提訴することができる。

組織法律が,本条の適用条件を定める。

第68-3条 本章の規定は,本章の効力発生以前に犯された行為に適用される。

第XI章 経済, 社会および環境評議会

(Le Conseil économique, social et environnemental)

第69条 政府によって付託を受けた経済,社会および環境評議会は,政府提出法案, オルドナンス案またはデクレ案について意見を述べ,また評議会に付託された議 員提出法案について意見を述べる。

経済,社会および環境評議会が付託を受けた政府提出法案または議員提出法案 について評議会の意見を両院で説明するために,評議会は1人の委員を任命する ことができる。

経済、社会および環境評議会は、組織法律が定める条件で、請願によって付託を受けることができる。経済、社会および環境評議会は、請願を審査した後、請願に対する回答を政府および国会に知らせる。

- 第70条 政府または国会は,経済的,社会的または環境に関する性質をもったすべての問題について,経済,社会および環境評議会に諮問することができる。政府は,同様に,公財政の数年にわたる動向を決める計画法案について,評議会に諮問することができる。経済的,社会的または環境に関する性質をもったすべての計画またはすべての政府提出計画法案は,その意見を求めるために評議会に付託される。
- 第71条 構成員の数が233人を超えることはできない経済,社会および環境評議会の構成およびその機能についての規定は,組織法律により定められる。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

第XIの2章 権利擁護官(Le défenseur des droits)

第71-1条 権利擁護官は,国家の行政機関,地方公共団体,公の施設によって, ならびに公共事業の使命をもった組織または組織法律が権限を付与している組織 によって権利と自由が遵守されるよう監視する。

権利擁護官は、公共事業の活動によりまたは1項に定められた組織の活動により被害を受けたと考えるすべての人によって、組織法律により定められる条件で、訴えを受けることができる。権利擁護官は、職権で自ら提訴することができる。

組織法律が,権利擁護官の権限および介入の方法を定める。組織法律は,その 一定の権限行使について機関により補佐される条件を定める。

権利擁護官は、13条5項定められた手続きを適用して、共和国大統領によって任命され、任期は6年で更新されない。その職務は、政府構成員の職務および国会議員の職務と兼任できない。その他の兼職禁止は、組織法律により定められる。 権利擁護官は、共和国大統領および国会に活動報告を行う。

第2000 地方公共団体について (Des collectivités territoriales)

第72条 共和国の地方公共団体は、コミューン(commune)、県(département)、州(région)、特別な地位にある公共団体および74条の適用を受ける海外領土(territoire d'outre-mer)である。その他すべての地方公共団体は、法律により創設され、必要な場合には本項に定められる1または複数の地方公共団体に代わる。

これらの公共団体は,最も良い水準でその権限全体を使用することができるようにするために決定を行う資格を有する。

これらの公共団体は、法律が定める条件で、選挙された議会(conseil)により自由に運営され、その権限を行使するために正規の権力を自由に行使する。

地方公共団体またはその連合は,公の自由または憲法が保障する権利を行使する基本的な条件が問題となっている場合を除いて,組織法律が定める条件で,法律または規則が定める時と場合に応じて,実験的に一定の目的で且つ限られた期間,その権限行使を規制する法律または規則の規定に反することができる。

いかなる地方公共団体も,他の地方公共団体の後見監督をすることはできない。 但し,権限の行使にとって複数の地方公共団体の協力が必要な場合は,法律が, 地方公共団体またはその連合に共同活動の方法を組織することを許可することが できる。

共和国の地方公共団体においては,それぞれの政府構成員を代表する国家代表が,国益(intérêt national),行政管理(contrôle administratif)および法律の遵守につき責任を負う。

第72-1条 法律は、地方公共団体の選挙人が、請願権を行使して、その地方公共 団体の権限に属する問題を公共団体の審議会の議事日程に加え得ることを請求で きる条件をを定める。

組織法律が定める条件で,地方公共団体は,その発議により,決議または地方公共団体の権限に属する行為の提案を,住民投票の方法で,その地方公共団体の選挙人の決定に委ねることができる。

特別な地位にある地方公共団体の創設またはその組織変更を検討する場合は, 関係する地方公共団体に登録されている選挙人に諮問することを法律により決定 できる。地方公共団体の境界の変更は,法律が定める条件で,同様に,選挙人に 諮問することができる。

第72-2条 地方公共団体は,法律が定める条件で,自由に使うことができる資金 を享受する。

地方公共団体は,あらゆる性質の税収の全部または一部を受け取ることができる。法律は,地方公共団体に対して,法律が定める範囲内で,課税基準および税率を決めることを承認することができる。

租税収入および地方公共団体に固有のその他の資金は,各種の公共団体にとって,その資金全体を決定する一部となる。組織法律が,この規定を実施する条件を定める。

国家と地方公共団体の間の権限のあらゆる移譲は,その権限の執行に割り当てられてた資金に等しい資金の付与を伴う。地方公共団体の支出の増大をもたらす権限のあらゆる創設または拡大は,法律が定める資金を伴う。

法律が,地方公共団体間の平等を促進するための税の適正化についての規定を 定める。

第72-3条 共和国は,フランス人民の中に,自由,平等,友愛という共通の理想によって海外の住民を承認する。

ガドゥループ (Guadeloupe), ギアナ (Guyane), マルチニク (Martinique), レユニオン (Réunion), マイヨット (Mayotte), サン・バルテレミ (Saint-Barthélemy), サン・マルタン (Saint-Martin), サン・ピエール・エ・ ミクロン (Sain-Pierre-et-Miquelon), ワリス・エ・フュチュナ諸島 (iles Wallis et Futuna), フランス領ポリネシア (Polynésie française) は,海外県および海外州として,また73条 7 項の適用により設置された地方公共団体として73条の適用を受け,またその他の公共団体として74条の適用を受ける。

ニュー・カレドニア (Nouvelle-Calédonie) の地位は第 章の規定の適用を受ける。

法律が,フランス領南極大陸 (Terres australes et antarctiques) およびクリッペルトン (Clipperton) の特別な立法制度と組織を定める。

第72-4条 72-3条2項に定められた公共団体のいずれかの全部または一部については,次項に定める条件で公共団体の選挙人または関係する公共団体の同意が得られなければ,73条および74条に定められた制度をあるものから別のものへのいかなる変更も生じ得ない。この制度の変更は、組織法律により決定される。

共和国大統領は、会期中は政府の提案にもとづきまたは両院の共同提案にもとづき、官報に登載して、その組織、権限またはその立法制度に関する問題について、海外領土にある地方自治体の選挙民に諮問することを決定することができる。その諮問が前項の変更を対象とし且つ政府の提案にもとづいて行われるときは、政府は両院において宣言し、引き続き審議が行われる。

第73条 海外県および海外州において,法律および命令は当然に適用される。法律 および命令は,これらの公共団体の独自の特性と制約にもとづく修正の対象となり得る。

これらの公共団体は、公共団体の権限が行使される事項について且つ場合によればその修正が法律または命令によって公共団体に権限を与えるときは、前項の 修正を決定することができる。

1項の適用除外により且つ公共団体の特殊性を考慮して,本条の適用を受ける公共団体は,法律または命令の領域に属する事項の一定のものに限って,場合により,法律または命令によって,その領域に適用される規定を自ら決定する権限を付与される。

前項の規定は,国籍,公民権,公の自由の保障,人の身分および能力,裁判組織,刑法,刑事手続き,外交政策,防衛,公的安全と公序,通貨,信用および為替ならびに選挙権を対象とすることはできない。

3項および4項の規定は、レユニオンの県および州には適用されない。

2項および3項に定められた権限付与は,組織法律が定める条件と留保のもと

で、関係する共同体の請求により決定される。その権限付与は、公の自由行使の 基本的条件または憲法が保障する権利が問題になるときは、行われない。

海外県および海外州に代わる公共団体の法律による設置またはこれら二つの公共団体に独自の審議会制度の法律による設置は,72-4条2項に定められた手続きにより,これらの公共団体の管轄地域に登録された選挙民の同意が得られないときは,行われない。

第74条 本条の適用を受ける海外の公共団体は,共和国の中においてそれぞれに固有の利益を考慮した地位をを有する。

この地位は審議会の意見を聴いた後に可決される組織法律により決定され,審議会は次のことを定める。

- 法律および命令が適用される条件。
- この公共団体の権限。但し、公共団体が既に執行した権限を除いて、国家からの権限移譲は、73条4項が定め、必要な場合には組織法律が明確にし補足した事項を対象とすることはできない。
- 公共団体の制度の組織および機能についての規定,その審議会の選挙制度についての規定。
- 政府提出法案および議員提出法案,公共団体に特別なオルドナンス案またはデクレ案,ならびに公共団体の権限に属する事項について締結された国際協約の 批准または承認についてその制度が諮問される条件。

組織法律は、同様に、自治が付与される公共団体についての組織法律につき、 以下の条件を定めることができる。

- コンセイユ・デタが、審議会が法律の領域において行使する権限として行う審議会の一定の範疇の行為について特別な裁判上の監督を行う条件。
- 特に公共団体の機関により提訴された憲法院が,法律がこの公共団体の権限の 領域に介入したと認めたときは,審議会が,公共団体の地位の効力発生後に公 布された法律を修正することができる条件。
- その住民のために,地方の必要から認められた,就職,職業活動の遂行のため の施設の権利,土地の世襲財産に関して,公共団体が措置をとることのできる 条件。
- 国家の監督のもとで、公の自由を行使するために国土全体に認められる保障を 遵守して、公共団体が、国家の保持する権限の行使に参加することができる条件。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

本条の適用を受ける公共団体の特殊な組織についてのその他の条項は,その公 共団体の審議会に諮問した後,法律によって決定されまた変更される。

第74-1条 政府は,第74条に定められた海外の公共団体およびニュー・カレドニアにおいて,オルドナンスにより,国家が権限を保持する事項について,必要な修正を伴って,本土において効力をもっている法律の性質をもった規定を拡大することができ,または関係する公共団体の特別な組織に効力をもつ法律の性質をもった規定を修正することができる。但し,法律が,当該規定についてこの手続きを用いることを明白に除いている場合はこの限りでない。

前項のオルドナンスは,その公共団体の当該審議会の意見およびコンセイユ・デタの意見を聴いた後,閣議において決定される。このオルドナンスは,公布のときから効力をもつ。このオルドナンスは,公布のときから18カ月の期間内に国会の承認がないときは,無効となる。

第75条 34条に定められた普通法上の市民の身分をもたない共和国の市民は,それを放棄しない限り私的な身分を維持する。

第75-1条 地域的な原語は,フランスの伝統的な財産に属する。

第20章 ニュー・カレドニアに関する経過規定

(Dispositins transitoires relatives à la Nouvelle-Calédonie)

第76条 ニュー・カレドニアの住民は,ヌメア(Nouméa)で1998年5月5日に調 印され1998年5月27日にフランス共和国の官報に登載された協定の規定について, 1998年12月31日までに,態度を明らかにするよう要請される。

1988年11月9日の法律第88-1028号2条に定められた条件を満たす者は,投票に参加することが認められる。

投票の組織にとって必要な措置は、閣議において審議されたコンセイユ・デタ のデクレにより決定される。

- 第77条 76条に定められた諮問に際して協定の承認を得た後,ニュー・カレドニアの審議会の意見を聴いた後に定められる組織法律は,この協定により決められた且つ実施にとって必要な方式に応じて決められた方向を尊重して,ニュー・カレドニアの発展を確実にするために,以下のことを定める。
 - ・確定的な方法でニュー・カレドニアの機関に移譲される国家権力,この移譲の 段階的な実施と方法,ならびにその結果生じる租税負担の配分。
 - ニュー・カレドニアの機構の組織と運営に関する規定, および特に審議会の一

立命館法学 2011 年 2 号 (336号)

定の範疇の法令が公布前に憲法院の審査を受けることができるようにする条件。

- 市民権,選挙制度,雇用および慣習的な市民的地位に関する規定。
- ニュー・カレドニアの関係住民が完全な主権を獲得することについて態度を表明する機会を与えられる条件と期間。

76条に定められた協定の実施にとって必要なその他の措置は,法律により定められる。

ニュー・カレドニアおよび地方の審議会議員を選ぶために召集される選挙団の 決定について,76条に定められた協定およびニュー・カレドニアに関する1999年 3月19日の組織法律第99-209号188条,189条が利用した名簿は,76条に定められ た投票に際して作成された名簿であり,その名簿には投票に参加することを認め られていない者を含んでいた。

第W章 フランス語を話す人々および提携協定について

(De la francophonie et des accords d'association)

- 第87条 共和国は,フランス語を共有する諸国家および人民の間での発展,連帯および協力援助に参加する。
- 第88条 共和国は,自国の文明を発展させるために共和国と協調しようとする諸国家と協定を締結することができる。

第**W**章 ヨーロッパ連合について(De l'Union européenne)

- 第88-1条 共和国は,2007年12月13日にリスボンにおいて調印された条約にもとづくヨーロッパ連合条約およびヨーロッパ連合の機能に関する条約により,加盟国がその権限の幾つかを共同で行使することを自由に選択した諸国家により構成されるヨーロッパ連合に参加する。
- 第88-2条 法律が,ヨーロッパ連合の機関が決定した法令の適用によるヨーロッパ連捕状(mandat d'arrêt européen)に関する規定を定める。
- 第88-3条 相互性を条件として且つ1992年2月7日に調印されたヨーロッパ連合条約が定める方式に従い,市町村議会選挙の選挙権および被選挙権は,フランスに居住するヨーロッパ連合市民には認められる。この市民は,市長または助役の職務を執行することはできず,またセナ議員の選挙人の任命およびセナ議員の選挙に参加することもできない。両院によって同一の文言で可決された組織法律が,本条の適用条件を定める。

フランスの裁判制度(2・完)(中村)

第88-4条 政府は,ヨーロッパの立法文書についての草案およびヨーロッパ連合の法令についてのその他の政府提出法案または議員提出法案を,ヨーロッパ連合評議会(Conseil de l'Union européenne)に伝達する際に,国民議会およびセナの判断に委ねる。

各院の規則により定められた方式に従い、必要な場合には会期外に、1項の政府提出法案または議員提出法案ならびにヨーロッパ連合の機関が発したあらゆる文書にもとづいて、ヨーロッパ決議(résolutions européennes)が可決され得る。国会の各院の中に、ヨーロッパ問題を担当する委員会が設置される。

第88-5条 ヨーロッパ連合へのある国家の加盟に関する条約の批准を認めるあらゆる政府提出法案は、共和国大統領により国民投票にかけられる。

但し,国会は,各院が5分の3の多数により同一の文言で可決した動議によって,89条3項に定められる手続きに従って,政府提出法案の可決を認めることができる。

第88-6条 国民議会またはセナは、ヨーロッパの立法文書についての草案の一致について、補充性の原則で、理由を付した見解を表明することができる。その見解は、関係する院の議長からヨーロッパ議会の議長、ヨーロッパ評議会の議長およびヨーロッパ委員会の議長に宛てられる。政府は、そのことについて知らされる。

各院は、ヨーロッパの立法文書に対して、補充性の原則違反を理由に、ヨーロッパ連合司法院(Cour de justice de l'Union européenne)に申し立てをすることができる。この申し立ては、政府からヨーロッパ連合司法院に伝えられる。

各院は,前項の目的で,必要な場合は会期外に,各院の規則が定める発議と審議の方式に従って,決議を採択することができる。申し立ては,60人の国民議会議員または60人のセナ議員の請求により行われる。

第88-7条 国会は,国民議会とセナによる同一の文言で採択された動議の可決により,条約または民事裁判の協力についての簡略な改正として,2007年12月13日にリスボンにおいて調印された条約にもとづくヨーロッパ連合条約およびヨーロッパ連合の機能に関する条約によって定められた場合に,ヨーロッパ連合の法令の採択に関する規定の修正に反対することができる。

第20回 憲法改正について (De la révision)

第89条 憲法改正の発議権は,首相の提案にもとづいて共和国大統領および国会議

員の双方にある。

政府提出のまたは議員提出の憲法改正案は,42条3項に定められた期間を条件として審議されなければならず,両院により同一の文言で可決されなければならない。憲法改正は,国民投票により承認された後に確定する。

但し、政府提出の改正案は、共和国大統領が憲法改正のための両院合同会議 (Congrès)として召集する国会に付すことを決定したときは、国民投票にはかけられない。この場合、政府提出の改正案は、有効投票の5分の3の多数によらなければ承認されない。両院合同会議の理事部は、国民議会の理事部である。

憲法改正のいかなる手続も、領土の完全性が侵害されているときは、開始されないしまた継続されない。

共和政体 (forme républicaine du Gouvernement) は ,憲法改正の対象とはなり得ない。